

令和2年香美市議会定例会

6月定例会議会議録

令和 2年 6月 1日 開 議
令和 2年 6月 19日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 1 号)

令 和 2 年 6 月 1 日 月 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第1号)

招集年月日 令和2年6月1日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月1日月曜日(審議期間第1日) 午前 9時00分 宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 58号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 59号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 60号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 61号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第 62号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 63号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 64号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 65号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 66号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 67号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 68号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 69号 財産の取得について
議案第 70号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

（審議期間第1日目 日程第1号）

令和2年6月1日（月） 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
2. 市長の報告
（1）繰越計算書の報告について

- 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告について
- 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 11 号 事故繰越し繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について
- 報告第 12 号 繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告について

（2）行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第 4 議案第 58 号 令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 59 号 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 60 号 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 61 号 令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 62 号 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 63 号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 64 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 65 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 66 号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 67 号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 68 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 69 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 70 号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会を再開し、6月定例会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに夏の暑さを感じさせる気候となつてまいりました。昨日は四国全域が梅雨入りした模様との発表があったところでございます。議員各位、執行部におかれましては、何かと御多忙の折、6月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

中国湖北省武漢市を中心に拡大しています新型コロナウイルス感染症、日本国内でも感染が広がり、4月7日には7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日にはその対象地域が全国都道府県に拡大されたところでございます。マスコミ報道では、一部国民の中に心ない、信じられないような行動の方もいたように思いますが、去る5月25日には全ての都道府県におきまして緊急事態宣言が全面解除されたところでございます。第一関門を乗り越えられたかとの思いではございますが、第2波、第3波の感染拡大が危惧されています。まだまだ安心できる状況ではありません。新型コロナウイルス感染症拡大というこれまでに経験したことのないような環境ではありますが、できることを着実に、前向きな思考でお互いに前進していきたいと思っております。

さて、本定例会議に市長から提出されています議案等は、令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）を含む議案13件、報告6件、諮問2件であります。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、5月27日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、利根議会運営委員会委員長から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は本日から6月19日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日から6月19日までの19日間と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓さんを指名します。両名はよろしくお願ひします。

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 12 号の繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、報告第 8 号、第 11 号の事故繰越し繰越計算書の報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りした議長報告書のとおりであります。

日程第 4、議案第 58 号、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 18、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上 15 件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第 7 号から諮問第 2 号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。令和 2 年香美市議会定例会 6 月定例会議の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、緊急事態宣言の解除が行われました。これによりまして、これからは日一日とふだんの生活、前の社会に戻ることができるとほっとされている方も多いことと思います。しかし、宣言解除とともに気の緩みも出てくることでありましょう。感染第 2 波が起こることが強く危惧されるところです。解除後の感染拡大状況は、私たちに決して油断してはならないことを示していると言えます。引き続き個々の基本的な感染予防を徹底するとともに、クラスターを発生させない慎重な判断、取組が重要であります。

また、コロナの感染を通じて様々な社会問題、困難な状況が広がっております。一層議会の皆様とともに、市民の皆さんの暮らし、地域の経済を守り、前進させるために、懸命に汗をかいてまいりたいと思います。

議会の皆様には、コロナ対策についてはスピード感を上げた対応が必要との立場を堅持していただき、おかげさまで事業維持のための市独自支援制度につきましては、当初予定より早く起動できることとなりました。改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。引き続き今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、各課関連の行政報告を申し上げます。お手元の報告書を御参照ください。

まず初めに、総務課であります。

1、特別定額給付金について、5 月 13 日からオンライン申請とダウンロード申請書の受付を開始し、5 月 21 日には初回分として 253 件、580 人分の 5,800 万円を振り込みました。また、既に申請された世帯を除く全世帯へは、5 月 22 日に一斉に

申請書を郵送し、その分の受付を5月25日から開始しました。少しでも早く給付するため、口座への振り込みを前倒しし、5月29日時点で累計1,570件、3,312人分の3億3,120万円の振り込みを完了しています。受付期限は8月24日までとなっています。

なお、5月30日時点、最新の情報でございますけれども、全世帯1,300世帯（後に「1万3,000世帯」と訂正あり）のうち約7割が申請を済まされております。6月4日には6,175件、1万2,668人分の12億6,680万円を振り込む予定となっております。これにより、累計で8,276件、1万7,109人分、17億1,090万円を給付することとなります。

今週におきましてほぼ全世帯の申請が終了するものと見込んでおりまして、懸命に事務のチェック等に努めておりますので、できるだけ早く市民の皆さんの手元にこの定額給付が届くように努めてまいりたいと考えております。さらに、その中でもまだ申請のできていない方、申請の難しい方については、啓発活動あるいは事務支援を強めるなどして、全世帯、全員に給付が届くように努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、管財課。

1、令和元年度の入札結果について、令和元年度に実施した入札の結果を下表のとおり報告申し上げます。合計で201件、22億1,542万1,094円となっております。

2、香美市小規模工事等希望者登録制度について、令和元年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は31件、発注工事金額の総額は504万7,533円であります。

次に、防災対策課。

1、香美市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について、香美市では、令和2年2月25日に香美市新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置いたしました。その後、高知県内で感染者が出たことを受け、2月29日に第1回の香美市新型コロナウイルス感染症対策本部会を開催し、5月22日までの間に8回の対策本部会を開催しました。

定住推進課。

1、移住促進について、本市への移住実績は下表のとおりであり、本年度も業務委託をしているNPO法人いなかみと連携しながら移住促進をさらに推進していきます。令和元年度につきましては、31組71名であります。

2、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおりであり、令和元年度は目標額2億5,000万円を達成できました。ふるさと納税につきましては、総務省からの通知により毎年基準が変わってきております。総務省基準変更にも柔軟に対応しながら、引き続き特産品の掘り起こしや開発による返礼品の充実、情報・魅力発信に力

を入れ、寄附額の増額を目指します。令和元年度につきましては3万3,217件、寄附金額が2億5,931万8,652円となっております。

福祉事務所。

1、生活保護の状況について、令和元年度の被保護世帯は、前年度に比べて、年度内平均で8世帯の減少、被保護人員は15人の減少となりました。相談延べ件数及び開始件数は、平成28年度以降3年連続で減少しました。開始件数については、転入による実施機関の移管と、単身者死亡による親族以外の者からの葬祭扶助の申請が減少しています。保護の廃止件数は、前年度より6件増加しており、死亡及び転出による廃止が、全体の半数以上を占めています。令和元年のところでございますけれども、被保護人員358人、保護率13.5パーミル、保護世帯数302件、高齢者世帯が194件、母子世帯が6件、障害者世帯が39件、傷病者世帯が38件、その他の世帯が24件となっております。生活保護の相談、申請、開始等の状況でございますが、令和元年度は相談延べ件数が118件、申請件数が72件、開始件数が49件、そのうち高齢者世帯が25件、母子世帯がゼロ、障害者世帯が13件、傷病者世帯が2件、その他の世帯が9件、廃止の件数が58件となっております。

農林課であります。

1、鳥獣対策事業について、令和元年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心とした皆様の御協力により、次のとおりであります。鹿が2,135頭、イノシシ476頭、猿89頭となっております。

2、木造住宅支援事業について、木造住宅支援事業の令和元年度の実績は29件で、補助金総額は2,495万6,000円でした。平成27年度から5年間の実績は100件で、補助金総額は9,780万5,000円となりました。100件のうち約3割が市外からの転入者であり、移住定住策としても効果が上がっていると思われれます。本年度からは、第2期目として5年間の予定で事業を継続し、ポスター、チラシ、新聞広告等による周知を行い、一層の利用増進を図っていきます。

3、香美市持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている農林業者を対象に、事業継続を下支え、地域経済を維持するため、香美市持続化給付金を給付することとしました。申請の受付は6月1日から開始します。

商工観光課。

1、香美市持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者を対象に、事業継続及び雇用の維持を支援するため、香美市持続化給付金を給付することにしました。申請の受付は6月1日から開始します。

次に、建設課です。

1、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業について、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、繰越し事業が4件あり、早期完成を目指して着手しました。本年度になり3件の要望があり、現地確認等作業を終了し、申請中です。

一昨年7月豪雨などにより発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業ですが、現場諸条件等もあり、一部未施工もあることから、本年度完了に向け随時工事着手しています。交付金関係道路整備については、県からの内示があり、一部事業計画の見直しを行い、交付決定後着手の予定です。

2、都市計画関係について、都市計画関係において、都市計画道路新町西町線について、継続事業の土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事は9月末完了を予定しています。また、本年度事業については、交付決定後着手予定であります。都市計画マスタープラン策定業務については、本年度完成となっております。

3、地籍調査について、地籍調査においては、土佐山田町角茂谷の一部、物部町五王堂の一部において調査準備を進めています。また、過年度事業の再調査として物部町大栃・仙頭の一部を実施しています。

4、県営工事について、県営工事について、国道195号は、令和3年度工事着手に向け、楠目・佐野両工区の用地取得を予定しています。大栃橋架け替え工事は、現在、橋梁上部工架設を行っております。令和2年度末の橋梁部分完成予定で、その後に取り合わせ道路等の計画を予定しています。県道等の他路線についても、地域との連絡を密とし、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めています。

5、高知県市町村道整備促進協議会及び物部川改修期成同盟会について、本年度も高知県市町村道整備促進協議会及び物部川改修期成同盟会において、関係市町村と協力し、予算確保などの要望活動を予定しています。

環境上下水道課。

1、令和元年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,609トンとなり、前年度から6トンの減量となりました。詳細は下表に掲げておりますので、御参照ください。

次に、教育振興課。

1、新型コロナウイルス感染症に伴う小中学校の対応について、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大により、香美市内の小中学校では、3月3日火曜日から5月8日金曜日までの期間、断続的に臨時休業を行っておりましたが、5月4日の国の方針及び本県の感染者数の推移、児童生徒の状況等から判断して、5月11日月曜日から学校を再開しました。児童生徒の心のケアを行うなど、段階的に学校に慣れるような配慮を行い、5月20日水曜日から平常の授業を行っております。

香北支所。

1、香北の自然公園入り口看板及びゲート設置について、3月10日に香北の自然公園の入り口に木製看板、そしてアンパンマンミュージアム裏の遊歩道入り口2か所に木製ゲートを設置しました。看板と遊歩道入り口ゲートは、森林環境譲与税を活用して市産材普及PR事業で造られ、自然公園の魅力やアサギマダラをモチーフとした、来園者に親しみやすいデザインになっています。

消防課。

1、消防防災施設等の整備事業について、耐震性貯水槽を香北町大久保に整備しました。

続きまして、今期定例会議に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第7号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての報告です。

報告第8号は、事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告についての報告です。

報告第9号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告についての報告です。

報告第10号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についての報告です。

報告第11号は、事故繰越し繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についての報告です。

報告第12号は、繰越明許費繰越計算書（特定環境保全公共下水道事業特別会計）の報告についての報告です。

議案第58号は、令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。

議案第59号は、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第60号は、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第61号は、令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第62号は、令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

議案第63号は、香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第64号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第65号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第66号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第67号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第68号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第69号は、財産の取得についてです。

議案第70号は、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてです。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

以上、報告6件、議案13件、諮問2件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。以上、どうぞよろしくお

願いいたします。

各課の報告の一番最初にありました総務課からの定額給付に関しまして、世帯数を誤って御報告したようでございますので、訂正をさせていただきます。私「1,300世帯」と申し上げましたが、「1万3,000世帯」でございますので、訂正をよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　これで、市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第7号から報告第12号の繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　報告第7号の一番上にあります集落活動センターひらやま改修事業について若干お尋ねします。

繰越し理由について、国、県からの補助事業を活用して建設されたものであって、改修許可を得る期間と建築確認に不測の日数を要したとなっておりますけれども、実際よく起債とかの償還が終わってなかったら、他の施設に使ったらいけないとかいうことを聞いたりしますけど、こういう補助事業を活用した施設について、その都度許可を得なければならないものなのか。また、ちょっと改修内容を再度具体的にお示しして、どういう要件に当てはまったから改修許可を得るに至ったのか。また、その期間のためにどれぐらい遅れたのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　お答えいたします。

ここは新改北部構造改善センターというところでございまして、平成2年度新農業構造改善後期対策事業を活用して建設しておりまして、県の農業政策課のほうに改修申請を出して許可をいただいたところでございます。それと、ウッドデッキのところでございますが、こちらが平成12年度水力発電施設周辺地域交付金事業を活用してウッドデッキ等、また上の屋根を少し造っておりますので、県河川課のほうに改修申請を出して許可をもらったところでございます。それで若干工期も遅れまして、令和2年1月15日から工事を着工いたしまして、令和2年4月28日に約26平米のサンルームが完成をしておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありますか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君）　同じページで、山田小学校児童クラブ整備事業と舟入小学校児童クラブ整備事業です。繰越しの理由をここへ書いてくださっていますが、2月に説明がありましたときに、事業の用地取得ができていたような説明だったと思いますが、その後どんなふうになりこの繰越しとなったのか、説明を求めます。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

今ちょっと手元にきちんとした日の分を持ってきておりませんが、用地取得は完了しまして、もう工事には移っておりますが、その工事の用地取得等に時間を要しましたので、その分が後ろのほうに。計画的にちょっと遅くなってしまいましたので、繰越しをさせていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案細部説明書のほうの2ページにありますけど、小学校トイレ改修事業と中学校トイレ改修事業は同額、予算そのものが繰越しになってますよね、何かあったのかなど。実際1円も執行されてないわけですけど、その理由があれば。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

中学校のトイレにつきましては、規模とか内容を精査する上でちょっと時間を要しましたので、全て繰越しさせていただいたようになっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員会委員長の協議結果報告書のとおり、議案第69号及び諮問第1号、諮問第2号の3件は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第15、議案第69号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） おはようございます。補足説明はございません。

○議長（比与森光俊君） 補足説明がございませんので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） サーバーの期限によるということですが、容量については、データなんかもどんどんデジタル化して増えていると思いますけれども、その辺は増えているのか。ちょっと対応の確認をしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） データも増えていきますので、それに対応できるような形のものと考えております。
以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 一つは、入札で5社が辞退してますよね、辞退した理由は何かということと、サーバーのあれが12月9日で、今回の契約の入替えが8月31日までという認識で、それからまた保守点検含めてと。今まではどこに、これ今回NTT西日本ですよ。今まではどこやって、今回はNTT西日本になったということを含めて、事実経過をちょっとお願いします。5社が辞退した問題も含めてですね。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

辞退の理由は、後の笹岡議員の関連した質問にもございましたが、この西日本電信電話株式会社高知支店のほうが、もともとサーバーの入替え前から受注をしておりまして、聞きますと、物自体はどこの会社でも納入できるんですが、やはり一旦施工が終わってるんで、ほかがやっぱり参入しにくいという土壌はあったようです。そういうことで5社が辞退になっております。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 日程的には納期8月末になっていまして、そこから構築作業をして、試験等を終了し、12月から切り替えられるスケジュールでやっていくようになっております。
以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上2件を一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 補足説明はございません。

○議長（比与森光俊君） 補足説明がないようでございます。

お諮りします。諮問第1号、諮問第2号は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月9日午前9時に開きます。

本日はこれで終了します。

（午前 9時41分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 2 号)

令 和 2 年 6 月 9 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和2年6月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月9日火曜日（審議期間第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 6 月定例会議議事日程

(審議期間第 9 日目 日程第 2 号)

令和 2 年 6 月 9 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 1 7 番 村 田 珠 美
- ② 1 0 番 舟 谷 千 幸
- ③ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ④ 1 5 番 小 松 孝
- ⑤ 5 番 笹 岡 優
- ⑥ 1 4 番 大 岸 眞 弓
- ⑦ 1 1 番 山 崎 晃 子
- ⑧ 6 番 森 田 雄 介
- ⑨ 1 2 番 濱 田 百合子
- ⑩ 1 6 番 依 光 美代子
- ⑪ 2 番 山 口 学

会議録署名議員

1 3 番、山崎龍太郎君、1 4 番、大岸眞弓君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） おはようございます。17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、行政の皆様方におかれましては、市民のために感染防止を初めとする様々な対応など、大変な御尽力をいただきましたこと、誠にありがたく、心よりお礼を申し上げます。

それでは、まず1つ目の質問です。新型コロナに負けない対策をについて。

今まで予想もしてない事態となった新型コロナウイルスの感染者は、世界では約700万人となっております。日本国内の感染者は6月8日現在では1万7,174人に上り、死亡者数は916人となり、このウイルスの怖さを感じます。高知県内では感染者は74人で、そのうちの3人の方がお亡くなりになりました。

3月11日、WHOが予想もしなかった新型コロナウイルス感染はパンデミックと宣言しました。誰もがその感染力と重症化に恐怖を感じることとなりました。その後、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。発症から現在に至り、医療従事者を初めとするたくさんの方々の献身的な対応に感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございます。

不要不急の外出規制、また、マスク着用と手洗い、消毒、そして全国的な自粛により、5月14日には39県、5月25日には全国の緊急事態宣言が全面解除となり、少しずつ日常生活が戻ってくるように感じます。しかし、まだまだ予断を許さず、北九州では第2波とも言える感染者が出ました。市民も不安を感じて生活をしています。現状と今後の対応策等について質問をします。

新型コロナウイルス感染拡大により、学校は3月2日から全国一斉休校となりました。長期に及ぶ休校で学習に遅れが出たことから、他県ではインターネットを活用した学習支援という新たな取組がありました。本市はICTを教育で活用するにはまだ通信環境が整っておりません。今までに例を見ない、余りにも突然のことで、子供たちを含め、学校現場の方々、そして家庭でも大変戸惑いもあり、本当に大変だったのではないかと思います。

①の質問です。学校と保育園での対応はどうでしたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。村田議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校、保育園ともにそれぞれの学校、保育園の現状の中でできる限りの工夫をして感染症予防対策に取り組んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 突然のことで、すごく大変だったと想像ですが思います。

特に困ったことはなかったのかもしれませんが、先ほどのお話では。現在も進行形ということで、本当に今後も過去にないことがいろいろと出てくるとは思います。またよろしく願いいたします。

そこで、児童クラブの対応等も特に問題はなかったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

児童クラブも最初から、1日休業のときには開けるなどの御協力をいただきましたが、市も協力態勢を取りまして、消毒等とかマスクなどの配付をしたり、情報共有をして取り組んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ありがとうございます。

今回の休校や外出の自粛で、子供たちの運動の機会が大変減ったというふうに思います。子供たちの健康管理面と体力の低下も心配される場所ですが、そこで、せんだって高知新聞にも出ておりましたが、子供のロコモティブシンドロームということについて、またぜひ今後、体力等のチェックをされたらいかがでしょうか。これは答弁はいいです。

それでは、②の質問に移ります。核家族で両親が感染したとき、子供を預かってくれるところがない場合の対応について、心配をする子育て中の方から不安を聞きます。今後の対応について見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合、同居の子供は濃厚接触者となることが想定されますが、親族等による保護が難しい場合には、家族からの相談を受けてショートステイや一時保護等の対応について検討がされます。それは県と市、それから関係する施設で相談して、子供の保護について検討することになります。また、子供さんの年齢や病状等にもよりますので、かなりケース・バイ・ケースになるとは考えられます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほど課長もおっしゃいましたが、御両親に持病があるですとか、様々な面で預ける先がないというふうなことがある方が、少なくはないと思います。また、障害のある方や在宅介護をされている方とかもいらっしゃいますので、ぜひ具体的な検討を、ケース・バイ・ケースであるとはおっしゃっていましたが、対応策を今からでも検討しておいていただけたらと思います。このことについてお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

市の中でも福祉事務所とか関連する部署とも相談しておりますし、県のほうとも、やはりケース・バイ・ケースと言いますのは、やはり県がどこまで濃厚接触者にするかというのも決めてきますので、本当に状況によって変わるということをいつも言われておりますので、そこは連携しながら対応ができるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 次の質問へ移ります。北九州市では、新型コロナウイルス第2波が起きて、小学校でもクラスターが発生しました。このことは、今後の動き等を考えると、秋から冬にかけて不安になります。

③です。第2波、第3波の心配がされます。学校でのマスクや消毒等、感染予防の備蓄は大丈夫でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

マスク、消毒液、石けん等の新型コロナウイルス対策関連の物品は、各学校に教育委員会からも配付してきました。新型コロナウイルス対策費の予算補正をして、各学校への予算配分を行い、各学校でそれぞれ必要な物品を備えるようにしております。また、教育委員会でも第2波等に備えた物品の購入も検討し、随時購入するようにしています。以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） これは一例ですけど、近隣の市では今回マスクが不足したということで、ゴールデンウィークの期間中に密にならないような距離をもって、職員の方々を初め、ボランティアの方々に声をかけてマスクを作って、1,600枚ぐらいあったと聞いていますが、そういった手作りマスクを子供たちにプレゼントしたということもあったそうです。今後またマスクが足りないときには、そういったことも必要になってくるかなとは思っています。

また、各学校でも様々な予防対策をされていると聞きます。給食配膳前のアルコール消毒、放課後等の教室の塩素系の消毒、教室の机の距離など工夫をされて先生方がやられていると聞きました。また、社会体育現場におきましても、運動が済んだ後、スプレ

一で使った器具等を感染予防対策のためにそのチームが一生懸命消毒をしている現場も見せております。

そこで、これほどたくさん、いつまで要るかが分からない状況なんですけれども、在庫確認はされているのでしょうか。各担当課の皆さん方もそうですが、やはり在庫が、補充をしていくけれども、やっぱり減っていく物なので、しっかり点検が必要になってくるのではないかなと思います。いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今のところ、学校のほうの在庫確認までには至っておりませんが、必要な物品は、先ほども言いましたそれぞれに予算配分をしておりますので、各学校でそろえていただいておりますが、これから第2波、第3波と来ることに備えまして、学校と協議をして、そういう備えも確認をしていきたいと思っておりますし、保育園のほうは、もともと感染症の対策というのをきっちりしておりますので、その中で在庫確認はしてきております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひそのように継続してお願いいたします。

次の質問です。④へ行きます。コロナウイルス感染による、誹謗中傷が全国的にあり、心が痛むことがありました。学校や市内全体に人権教育をさらに深めていくべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

年4回発行しております人権広報「あけぼの」の6月1日号に、新型コロナウイルス感染症について、高知県が作成しました新しい生活様式の実践についてを掲載しております。本号の編集委員会の中でも、新型コロナウイルスに関する人権侵害の記事を掲載する案もございましたが、まずは新型コロナウイルス感染症対策に関する周知啓発を行い、9月1日に発行します次号において、人権侵害に関する記事を掲載するよう計画しております。また、いろいろな媒体を活用して啓発に努めたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 9月号の広報とお聞きをいたしました。この新型コロナウイルスに伴う心のケアとした相談所で、県の精神保健福祉センターでも相談ができると聞いております。また、身近なところでいきますと、人権擁護委員が行っております相談所がございます。プラザ八王子での人権相談は毎月第2月曜日、香北町になりますが、保健福祉センター香北で偶数月の第2火曜日に行っています。また、物部町におきましては、奥物部ふれあいプラザで5月、6月、8月、9月、11月、2月となっております。時間も午前10時から午後3時となっております。広報的なことももちろん大事ですけれども、やはり身近に寄り添うことがすごく大事なことになってきます。法務局

の4階では、月曜日と木曜日に人権擁護委員が常駐しておりますので、そういったときですとか、また専門家もおりますので相談もできると思います。

学校などの人権教室ですが、人権擁護委員のほうへもお声かけをしたらいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

そういったこともこれから検討してやっていきたいと思います。
以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先の見えない不安を抱え、ストレスや疲労が蓄積すると、心身ともに疲弊してしまい、こんなはずではなかったという言葉が飛び交うようになってしまうこともあります。今回、SNS等へ書き込みや信じられないようないじめがあったと報道でも知りましたが、このような言動は緊急事態だからといって決して許されることではないと思います。身近なところで子供たちに寄り添えるような、また市民に寄り添えるような、人権を大事にした香美市になればと思っておりますので、また教育のほうよろしく願いいたします。そしてまた、さらなる啓発、やはり啓発が一番大事でございますので、そちらのほうもぜひ進めていただけたらと思います。

質問です。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月7日に閣議決定となって、その中の一つである文部科学大臣によりGIGAスクール構想を早期に実現させるための支援を積極的に推進するという表明を受けて、このGIGAスクール構想を加速させていくことになると思います。

⑤です。GIGAスクール構想の実現に向けての授業がスピード化されていくと考えますが、全員に1人1台はいつごろになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止に係る休校措置への対応としまして、1人1台を前提とした整備計画が前倒しとなった経緯がございます。全国の多くの市町村が同時期にこの事業を行うことになるため、タブレット製造業者が迅速な製品供給に対応できるか見通せない状況の中で、1人1台のタブレット使用の前提となるネットワーク整備につきましても、各学校の夏季休業期間の短縮等により、非常にタイトなスケジュールで整備となることが予想されます。このような状況では、ネットワーク整備も含め、年度内で整備を完了するのが精いっぱいではないかと想定されますので、GIGAスクール構想によって整備するタブレットの本格的な活用は、来年度以降になるものと思われま

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） さっき課長がおっしゃったとおり、大変な課題があると思

います。これはもうやはりタブレットと決定になっているのでしょうか。ノートパソコンなんかもあるんですけども、学校によってはそういったものを使っているところもあると思うんですが、タブレットに限定をされたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

タブレットを配備する予定です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほどなかなかタブレットも数が少ないのではないかとこのふうなこともございましたので、他県でやられているところ等調査をされて、また研究をしていただけたらとも思います。

それでは、次の質問に参ります。⑥です。GIGAスクール構想はどのように進めていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市では、生徒1人1台のタブレット導入だけでなく、生徒指導する教職員にも1人1台のタブレットの導入を予定しています。先生方にはICT教育の研修等によりスキルアップを図っていただくことはもちろんですが、タブレットに慣れていただき、ICT活用を加速させていきたいと考えています。また、今回の新型コロナウイルス感染拡大によって学校が休校になった場合の、児童・生徒の学習面や生活面などへの対応の重要性も増しております。今後、あらゆる場面で子供たちの学びが保障できるような取組につきましても研究しながら、GIGAスクール構想を推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほど課長のほうからも、GIGAスクール構想の加速による学びの保障というのがございまして、その中の目的に、1人1台端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現をするということが書かれております。

質問です。この目標に向けて子供たちが家庭においても学習を継続できる環境整備と、学びがこれから進んでいくということになりますよね。ネット環境がない方たちのおうちにも貸出しをするという記事もちょっと見たりしたんですけども、そういったネット環境が幅広くなっていくというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

この学びの保障、GIGAスクール構想の目的の中にも入っておりますが、早急な対応をといるところもありますが、今、課題も多くあるところもありますので、そういうところをきちんと考えた上で計画をしていかなければならないと思いますので、早急に子供たちの家庭でそういう通信環境をすとかいうところには、まだ至るのはもう少し時間がかかると思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そういったネット環境が整いますと、見る、聞く、知るなどの探求心は本当に、体験ではないですけども、すごく深まっていくと思います。また、正しい利用の仕方をきちんと学校で学ぶことは、先ほどの人権侵害等にもつながっていきますので、本当に重要なことだと思います。GIGAスクールサポーターの人材等、いろんな問題点や課題もあると思いますが、子供へはどんなことがあってもやはり温もりを感じられる教育が基盤になっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問へ移ります。本年度のイベント等についてです。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防と防止のために、様々なイベントが中止または縮小、変更となると考えられます。以下、質問をいたします。

①です。現在までに決まっている夏祭り状況をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おはようございます。お答えいたします。

まず、香美市の三大祭りの動向について回答いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、土佐山田まつり、川上様夏祭り、奥物部湖湖水祭につきましては、実行委員会での書面決議により、今年の祭りは中止が決定しました。そして、参考までに、その他の地域の夏祭りの状況を分かる範囲でまとめております。お手元にお配りしています資料の、右肩に商工観光課①の資料でまとめてございますので、御参照ください。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。もうほとんどの夏祭りが中止ということで、神事のみ行うところもあるのではないかと思います。

続けて質問をいたします。②です。ほかの大きなイベント（芸術祭文化展、よってたかって生涯学習フォーラム、刃物祭り、市民大学、婚活等のイベント等）の開催はどうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

こちらもお手元にお配りしました資料の右肩、商工観光課②の資料で、香美市のイベント状況をまとめてございます。御参照ください。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 検討中というところもぼつぼつあるんですけれども、ほとんどが中止ということで、この刃物祭りなんかは検討中で、感染のあれによってというふうなことなんでしょうけれども、かかし祭りもこれと一緒に入るんですが、かかしコンテストも同じということよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

刃物祭りにつきましては現在検討中ということでして、ただ、その中でやっていますかかしコンテスト、それから、飲食もしておりますので、かかしコンテストはちょっと困難というふうに今のところ聞いております。それから、飲食のほうも全てテイクアウトというようなことも聞いておりますが、これから検討していきながら決まっていくと伺っております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。

それでは続きまして、③の質問へ行きます。新型コロナウイルス感染が収束した後、一旦中止になった事業はもう中止ということで多分開催はないと思うんですけれども、万が一形を変えて検討する計画等はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

こちらにつきましても、先ほどの②の資料の一番右に今後のコロナ収束後の開催をどうするかというところで、参考までに分かる範囲で入れてございます。それぞれ実行委員会とかがあると思いますので、そちらのほうでの検討、決定ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりやすい資料を提供していただきましてありがとうございます。花火も全て中止というふうなことで、せんだって、皆様も御存じのように、6月1日午後8時からなんですけれども、全国一斉同時に花火が打ち上げられたということで、高知県では安芸市で75発が打ち上がり、5分間のサプライズにとっても元気づけられた方々が多かったと聞きます。この企画を再度また夏に、事前告知をしないで全国各地で同じ時間に花火を上げる計画を進めているようです。業者支援だけでなく、コロナ禍で疲弊する人々が笑顔を取り戻す願いも込めて、またやりたいというふうなことです。こちらのほうは大仙市のNPO法人や花火愛好家による日本の花火を愛する会の主催で、全国からだと思いますが、28都道府県中の77業者が参加の意思を示しているようです。香美市も昨年も花火がなかったのではなかったかなと思うんですが、ちょっと確認ですが、いかがでしょう。

- 議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） 花火につきましては、昨年はまた形を変えて上げさせていただきました。
- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 失礼いたしました。その前の年ができなかったというところでした。せめて花火だけでも見たいというふうな声も、市民の中ではあるんですけども、なかなか難しいことですよね。花火だけ上げるというのは、なかなか厳しいことでしょうか、お尋ねします。
- 議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。
- 現状では予定というようなものはございません。緊急事態宣言が解除されまして、感染防止の徹底をしていくのと併せて、社会経済活動の再開なんかも同じように進んでおりますので、そういったイベントなんかもまたこれから順次考えていくんだらうというふうに思っております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） このコロナの収束によって変わっていくこともあるだろうとは思いますが、収束がしっかりきちっと分かったりすると、一気にいろんなイベントが開催されることもあるのではないかなと思いますけれども、今からなんですけど、昨年度、観光大使の福留功男さんが就任式のインタビューでおっしゃっておりました。また広報のほうでも取り上げていただきましたが、アサギマダラのサミットをどうしても開催したいとお話をされておりました。福島県猪苗代町の福留さんの山荘で「美良布・香美市」と羽に書かれたアサギマダラが飛んでいるのを見かけたと、お話をしてくださっておりました。今年度は無理かもしれませんが、実施に向けて今後また検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） 検討させていただきます。
- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） ぜひともこの企画をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- それでは、次の質問です。敬老会は各地域で毎年開催され、地域ごとの工夫と計画で実施され、喜んでいただいていると聞きます。
- ④です。自治会が行う敬老会の補助金はどうなっておりますか、お尋ねいたします。
- 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。
- 毎年敬老会は自治会の主催で開催され、市が補助金を交付してきました。今年度は新

型コロナウイルス感染症が発生し、例年とは違う状況となっております。敬老会の対象が高齢者となっております、万一感染しますと重篤となる可能性が高くなるため、感染リスク、感染拡大防止の観点から、参加者及び主催者の方々の健康とか安全面を考慮した結果、今年度は集まってやる敬老会の開催については、市としては積極的に実施を推奨しないという考えで、補助金の交付は行わないことといたしました。6月1日に自治会長に通知を出したところです。しかしながら、お祝い品の配付につきましては、問い合わせが多く、御意見もたくさんいただいております、そこはもう一度、配付の補助金につきましては検討を今行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 敬老会の方々が、地域に集まって会食をするということはなかなか厳しいかも分かりませんが、先ほどおっしゃっていただきましたお祝い金、400円になりますかね、そちらのほうはやはりぜひともやっていただきたいという声が私のほうにも届いております。ぜひともできますように検討していただけたらと思います。

昨日ですけれども、直接これとは関係ないんですけれども、高知新聞にも高新文化教室講座再開のお知らせが出ておりました。7月1日からになりますけれども、何かこの広告を見てすごく元気づけられたという方もいらっしゃいました。1人で住んでいらっしゃる高齢者の方もいらっしゃいますし、それを毎年楽しみにされている方もおいでますので、コロナウイルスの関係で会食はできないけれども、お顔を見に来た、お話をしに来たというふうなことで、しっかり予防対策を取って訪問させていただくことは、すごく意義があると思いますので、ぜひとも前向きにその面の検討をお願いいたします。

それでは、大きい3つ目の質問へ移ります。7月1日からのレジ袋有料について。

レジ袋有料化は、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買い物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など消費者のライフスタイルの改革を促すことを目的に始まります。プラスチックレジ袋は軽くて丈夫で非常に便利な素材です。便利な反面、プラスチックごみ問題等になり、地球温暖化の課題があります。このことから、今回のレジ袋有料化により、環境問題に積極的に取り組んでいくことになればと思います。

今年の7月1日からレジ袋有料化がスタートとなります。本市の現状と啓発等の取組について、以下を伺います。

①です。前倒しをして有料化をすることを推進している事業所は何軒ありますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在香美市内で把握していますのは、マルナカが3月1日より、レジ袋1枚当たりLサイズ3円、LLサイズ5円で前倒し実施をいただいております。また、有料化ではありませんが、バリュー各店においてマイバッグ持参者の方にエコポイント等の付加

をし、レジ袋削減に取り組んでいただいていたという事例があります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） ②へ行きます。有料対象店舗の業種をお尋ねいたします。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回有料対象店舗の業種は、プラスチック製買い物袋を扱う小売業を営む全ての事業者であります。主な業種が小売業でない業者であっても、事業の一部として小売業を行っている場合は有料化の対象となります。事例としまして、アンパンマンミュージアム内のショップであるとか、郵便局もはがき、レターパックの箱等を販売しておりまして、それを入れる袋がありますので対象となります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 続けて質問をさせていただきます。③です。日曜市の出店者やフリーマーケットなどは対象になるのでしょうか、お尋ねいたします。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） その件についてちょっとお答えします。

今回の対象外の判定といたしましては、反復継続性を有しない行為など、総合的に判断して、事業として行われていると認められない場合は、今回の有料化の対象外となります。日曜市は個々の事業者の判断になると思われませんが、反復継続性を有するとして対象となります。また、個人で単発的なフリーマーケットへの出品等で、事業としての反復継続性が認められない場合は対象外となっています。ちょっと身近でいきますと、自治会やPTA等が祭りや学校行事等で行う場合については対象外であります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 分かりました。学園祭ですとか、PTAとか保育園がやっているバザーとか、そういったところは対象外ということで、ただ、日曜市の場合は対象になるということでしたよね、分かりました。

日曜市の場合なんですが、ふだんは農家をされている方もやはり同じ対象になるのでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） 先ほど言いましたように、反復継続性を有するという形で、実際他の業種の方でも1週間、ちょっとそこがどのくらいかというのが示されておりませんが、1週間、2週間飛ばしで販売するという形になれば対象になります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） この対象というのは、例えばプラスチック製の買い物袋で手持ちつきの袋という解釈でいいんだろうと思いますが、対象外となっているのが紙袋、布袋、持ち手のない袋となっております。企業によっては紙袋も有料のところもあるようですけれども、そこも事業所に任せるということによろしいでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） 今回の法改正の趣旨としましては、実際有料化の目的が主ではありません。海洋プラスチックごみの問題、地球温暖化などの解決に向けての一步として、プラスチック製買い物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的とありますので、そこら辺に事業所が賛同していただいて、本来なら有料化対象外となる紙袋やバイオマス25%以上配合の袋を使って、今回有料化という形で啓発を促す目的で実際のところは多くが実施していただいております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） それでは、次の質問に参ります。④です。価格設定についてはどのような目安になりますか、お尋ねいたします。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。
- 価格設定につきましては、1円以上の価格で事業者自ら設定していただくということになっております。ただ、目安としまして、環境省がアンケート調査をいたしまして、1枚当たり2円有料化でレジ袋の辞退率が83%という結果になっておりますので、2円以上あればレジ袋を辞退してマイバッグの普及が進むと考えております。実際のところ、先週コンビニ大手3社が3円、1社がちょっと特大が5円という形がありますが、3円、5円の実施、事例として2円、5円、7円もしくは3円、5円、10円とかいう形が、今ちょっと発表されております事業者における価格になってきております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） このビニール袋なんですけれども、一応サイズとか規定というふうな決まりはあるでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。
- ちょっと調べてみましたが、指針なりはありません。実際1円以下（後に「1円未満」と訂正あり）では有料化の対象にならないというような形になっておりますので、1円以上（後に「1円未満」と訂正あり）という形でガイドライン等には記載されております。実際バイオマス等の有料化対象にならないようなレジ袋の単価等が、100枚当

たりで2円から3円ぐらいでありますので、やっぱりそれに見合った分の2円、3円という形でないかと思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。事業者自らがこれぐらいというふうな設定で、相場は先ほどおっしゃっていただいたような形の価格でということですね、分かりました。

それでは、続きまして、⑤の質問に参ります。レジ袋有料化において法律の罰則規定はありますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回の法改正で追加されたものは実際のところないのですが、容器包装リサイクル法の第7条の6の規定に基づく容器包装多量利用事業者といたしまして、年間容器包装の量、段ボールとかそういうものも含まれますが、50トン以上である事業者は、排出抑制に関して実施した取組等について、政令に定める事項を毎年度報告する義務が課せられています。この制度を通じてレジ袋有料化の取組が不十分と認められた場合、報告書の様式を変えるというふうな形で対応していくようですが、国は必要に応じて勧告や命令を出し、命令違反業者には50万円以下の罰金が適用されますとあります。

ただ、報告義務のない中小事業者については、今後どうしていくのかをちょっといろいろ調べてみましたが未定でありまして、レジ袋有料化の取組が不十分であるとされる場合は、50万円以下の罰金となる可能性があるという形で、ちょっと僕のほうは認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。50万円以下の罰金が、悪質な場合でしょうけど、今のところそういう規定はない、あるとすれば指導があるというふうなところだと思います。

続きまして、次の質問に参ります。今までにレジ袋有料化という、これ今月号の「あけぼの」なんですけれども、有料化が始まりますよというお知らせをいただいております。また、経済産業省のほうも、こういったチラシをスーパー等に置いたりして啓発をされてきたと思うんですけれども、業者、お店に向けて、一般の小売店に向けての、先ほど課長がずっとお話ししてくださいました、これぐらいのレジ袋の袋代がこれぐらいですよといった説明が全くなくて、どこに聞けばいいのかちょっと分からないので、今回この質問をさせていただくことにしました。

⑥です。市の対象の商店等に対して説明等はしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 実際のところを言いますと、現在のところできておりません。経済産業省と環境省、その他の省庁を含むもので実際これを推進しております。ちょっと今後、商工観光課と協力して、月1回の会等で協力する形で取り組みたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そうすると、チラシ自体もなく、説明は全くなかったということで、今後検討していただけるということですので、もう6月も大分日を切ってしまった。7月1日から施行ということですので、早期に対応をお願いいたします。

それでは、⑦の質問です。市民へのマイバッグ推進のための計画をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨年度よりいろいろ御指摘いただいております、今年香美市のオリジナルマイバッグ作成を計画し、今後のイベント等において景品等に活用し、普及及び、ちょっとこれが大事だと思いますが、使用率の向上、推進が図れるように、何がしかの取組を考えたいと思います。それも含め、マイバッグ、エコバッグ使用マナーの呼びかけ、お店の中では広げない等。あと、ちょっと今回コロナの関係で、マイバッグに関する衛生の問題がちょっと取り上げられていますが、マイバッグ、エコバッグを定期的に洗濯をする、また洗えないものについてはアルコール系の除菌スプレー等で除菌をして、衛生に保っていく等の周知啓発が必要でないかと考えておまして、実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） マイバッグを作られるということで、まだ全く作っていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっとまだ進んでおりません。デザイン等は自分で考えたりもしておりますけど、実際のところまだこれからであります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） このマイバッグ、レジバッグなんですが（資料を示しながら説明）、覚えていらっしゃる方もいると思うんですが、これって多分健康まつりで以前お配りしていただいたものです。あまりかわいかったので使わずに私持っていたんですけども、すごく軽くてかわいくて便利で、籠にすっぽり入るような形になっております。上がきゅっと縛るタイプではないんですけれども、簡単に留めるスナップもついておまして、マチがあればやはりたくさん入るといふ声も聞きますし、あと、洗いやす

く、すぐ乾きやすいということもあって、すごくいいのではないかなと思ったりしました。これをふと思い出したので、今日持ってまいりました。

それで、配付ということでしたけれども、もらったから絶対使うのかということもちょっと厳しかったりして、すごくいい物であったら、有料で市が販売をしていますよということであれば、協力していただける方もいらっしゃるのではないかなと思います。配付をするにしましても、やはり意味のあるところで配付することを検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど課長のほうからも、確かに衛生面ということで、最近スーパーとかでもマイバッグの袋詰めは御自分でやられてくださいというふうな放送も聞いたことがあります。そういった管理等も、またいろんなところで環境のお話をされることもあると思うんですけども、そういったところでもまたぜひお話をしていただけたらと思います。まだ作っていないということと、あと配付のこともどんなふうにするのか検討中ということでしたので、そういったことも含めましてなお検討をお願いいたします。

それでは、⑧の質問に行きます。今後、プラスチックごみはもとより、ごみ削減にどのような計画で進めていくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 本来は啓発活動以外の具体的な取組、出向いて街頭でのPRというものも重要だと考えておりますが、現在のところ、実際は先ほどと同じように計画段階であります。今後、分別の徹底と排出量削減について、今後も広報、ホームページ等で引き続き啓発し、昨年から言っていますが、ごみを作らない、不要なものは買わない等、最初からごみを出さない4Rのリデュース、そこら辺の取組を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） おはようございます。10番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、通告文の訂正をお願いいたします。4ページ、④のところですが、この「態勢」という漢字を、体の「体」と、それから制度の「制」に訂正をお願いいたします。

それでは、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別定額給付金についてと、避難所の感染防止体制の強化、この2点について質問をさせていただきます。

初めに、特別定額給付金のことですが、これは新型コロナウイルス感染拡大の政府の緊急経済対策として、1人当たり10万円を一律給付するものでございます。

各世帯の収入状況を線引きすることなく、社会の分断をつくらない方向で、スピード感を持って対応するものとなりました。

総務省は先月29日、国の第1次補正予算が成立して約1か月で、支給開始の市町村は99.9%と発表。高市総務大臣は、2009年の定額給付金の際は、予算成立後3か月の時点で、給付の開始は77.3%だった。今回の特別定額給付金は約1か月でこれらの数字、99.9%を超えたと、スピード感のある対応を評価しておりました。

本市におきましては、5月13日にオンライン申請とダウンロード版申請が開始され、5月21日には初回分として253件、580人分が振り込まれたということで、5月22日にはその他の全世帯へ申請書を送付されています。県内の他市と比べ申請開始がやや遅くなった感じがありますが、5月30日の時点で約7割の方が申請されたとお聞きしました。今後は、まだ申請されていない、この給付金が必要な方に着実に行き届くことが望まれます。

そこで、①の質問です。電話や窓口では特別定額給付金については遅いとの苦情が多くあったとお聞きしました。そのほかにどのような市民の皆様の声があったのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

5月13日にダウンロード申請、オンライン申請を開始するまでは、事業開始が遅いという声に加えまして、仕事がなく生活が困窮している、早く給付を始めてほしいといった声が寄せられておりました。また、全世帯へ申請書を送付した後は、申請書の文字が小さくて分かりづらい、本人確認書類等をコピーする場所が分からないといった声が多かったです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） やはり仕事をなくして困窮している方がかなりおられたということですが、先ほどの市民の皆様の声を受けて、前向きに、これはとって対応した点をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

そういった声もありましたので、5月22日に申請書を一括発送した後は、最初の振込日は6月4日を予定しておりましたが、少しでも早く給付できるように振込日を前倒して29日金曜日、そして6月1日月曜日にも振込を行ったところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 前向きな対応に感謝いたします。

②の質問です。申請通知の送付で、住所不明等で市役所に返ってきたというようなこ

ともお聞きいたしましたけれども、その数は幾らぐらいあったんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 住所不明等で返送のあった数は70通です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 70通ということで、かなりの数があったと思うんですけども、その70通の通知に対してはどのように対処されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 返送のあった申請書につきましては、親族の方や遠隔地に一時滞在している方、社会福祉協議会からの問い合わせに基づき順次再送を行っております。残ったものにつきましては、関係各課に問い合わせ、できる限り送付先を把握した上で再送を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 再送の手続よろしくお伺いいたします。

次の④です。親族からの暴力、DVですけれども、そのDVを理由に避難している方や、虐待により施設等に入所されている児童、障害者及び高齢者、また視覚障害者の各対象者数と、5月までのその方たちの申請数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 現在把握している限りでは、DVを理由に避難している方は2名、虐待により施設等に入所している方はゼロ名、視覚障害者の方は90名となっております。また、申請数につきましては、現在確認はできておりません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） これらの皆様は細かい配慮が必要な方でございますが、まだ申請が上がってきてないということですが、DVの被害者に関しては前もって早い段階での申請ということがありましたので、心配がありますけれども、これらの方が速やかに申請されるように、また配慮をよろしくお伺いいたします。

⑤の質問でございます。それぞれこの申請者の方がおられるけれども、申請がまだ上がってきてないということですので、それに対してどんな配慮をいただいているのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 現時点で、先ほど上げた方々の申請につきましては確認できていない状況ではありますが、申請が出てきた場合、適切な対応を行うよう心がけてまいりたいと考えております。また、今後申請されているかどうか確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ぜひそのようにお願いいたします。

それから、次に⑥の質問でございます。オンライン申請というのは、政府のほうからも迅速な対応が可能だということで進めておりましたけれども、各地で不備があり、5月29日までに高知市など24市区町が中止を決めております。先日、議会としましては本市のオンライン申請中止の申入れをしております。中止に関しては答弁を求めませんので、お願いします。

私のほうで、このオンラインの申請数と、実際当市において不備があったのかなかったのか、その状況についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

本市のオンライン申請につきましては、申請を受理した件数が6月5日金曜日時点で122件となっております。また、申請が不備だったものとしましては、既に転出された方を世帯構成員に含んだ申請や、撮影した通帳の画像と入力した口座が異なる申請など、約20件ございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 不備が20件ほどあったということですが、重なったの申請とかということがないように、またよろしくお願いいたします。

続きまして、⑦の質問でございます。独居の高齢者、認知症の方の中には、この給付金の申請通知が届いても理解できない方や、理解できても、手が震えるなどで書くことができない方もいらっしゃいます。このような方の把握はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 現時点では全数を把握できておりませんが、本人のみならず、家族の方を含めて、お電話や来庁によるお問い合わせが何件か寄せられております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） お電話等でそういった問い合わせがあるということは、お電話することができる方でそれぐらいの方がおられるということですので、次の⑧の質問に移りますが、高齢者の中には、申請書に記載ができないので、中には私らはもう諦めちゅうと言われる方もあるというような情報も私の耳に入っております。このような方たちに何らかの対応が必要ではないでしょうか。それについての考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そういった方に対しましては、御家族の方、関係機関の方々の御助力をいただきながら、申請書の書き方を順を追って説明するなど丁寧な対応に努め、市民の皆様に給付金が行き渡るように取り組んでまいりたいと考えております。また、介護保険の調査員さんが調査の訪問をされる際には、申請書の記入の仕方を持参していただいて、申請に関して聞かれた場合には、できる範囲で対応していただくようお願いもしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 介護保険の調査員の方が聞かれた場合にはお答えをしているということで、なかなかお金のことでございますので、積極的な声というのは難しいところがあるかもしれませんが、そういった対応、細かな対応はよろしくお願ひしたいと思います。

そのような配慮、細やかな対応が大事になってきます。関連しまして、細かな対応ということで注意しなければならない点に、給付金の申請書の「希望しない」という記入欄に、勘違いをしてチェックをしてしまうという例が少なくないという記事が、5月19日の毎日新聞のインターネットの記事にございました。本市はこの点についてどのような対応をしているのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そういったところにチェックが入っている方につきましては、個別に問い合わせをして、確認を再度行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 必要ない、希望しないという方のチェックでございますので、個別に対応して下さっているということですので、ぜひ事故を防ぎ、またよろしくお願ひしたいと思います。

⑨の質問でございます。特別定額給付金の申請の文書の中に、8月24日の申請受付期限までに申請を行わなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなすと、このように記載があります。そのとおりにかかもしれませんが、何らかの理由で申請できない方もいらっしゃると思われまますので、それについて再度の周知等、お考えでしたらお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

現在、申請数は1万1,128件となっております。全体の約85%の世帯から申請をいただいている状況です。この後も一定数の申請が続くものと考えておりますが、議員のおっしゃられたように、何らかの理由で申請できていない方が出てくるものと考えておりますので、未申請者の方々に対しましては、7月末をめどに一度御案内を送付

させていただくとともに、広報香美、防災行政無線等で呼びかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そういった対応をしていただき、香美市はちょっとほかの市から言うと少し申請通知が遅くなったというようなことがあるけれども、細やかな対応で市民の方に本当に喜ばれたというような対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目の質問を行います。避難所の感染防止体制の強化についてでございます。

これから本格的な梅雨や、また台風シーズンを迎えます。そして、南海トラフ巨大地震の備えにも、避難所の感染症対策に万全を期することが重要となってまいります。内閣府から4月1日、7日に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、その中に避難所を可能な限り多く設置することなど、留意事項の通知がっております。そこで、本市においての避難所の感染防止体制をお伺ひいたします。

①です。避難所で発熱など症状のある方や配慮の必要な方の専用スペースの確保など、どのように対処するのかをお伺ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 出水期を迎えまして、台風など風水害に備えた避難所開設運営に関しまして関係各課と協議を行いまして、避難所内での生活ルールや避難者の受け入れ方法を決めております。例年開設しております各避難所では施設の一部の部屋を使用しておりましたが、今回の感染症対策としまして、施設全館を使用するようにし、一般避難者と発熱など症状のある方についてはフロアを分け、人数によりましてはパーティション等で仕切るように考えております。また、災害規模によりましては、順次避難所を開設するように考えております。

また、避難者の受付の流れ等でございますけれども、受付前に非接触型の電子体温計で熱を測りまして、その時点で一般避難者と発熱など症状のある方を分け、できるだけ接触することなく各階、各部屋に案内するように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 発熱の方はスペースを別にとということで、かなり今までよりも広いスペースが必要となってくるような感じでございますので。後の質問に移ります。

②の質問でございます。避難所の運営に際してはマスク、また消毒液などの衛生用品ですけれども、これまでよりも備蓄数を拡充する必要があると思ひますが、現在の備蓄状況や対応についてお伺ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 衛生用品の備蓄につきましては、現在、非接触型の

体温計が5本、マスクが約3万3,000枚、350ミリリットルのアルコール手指消毒液が約200本、1リットルの手指消毒液が10本あります。500ミリリットルの消毒用エタノールは約100本備蓄しております。また、次亜塩素酸ナトリウムの消毒液は60リットルと希釈用の600ミリリットルのものが60本ございます。衛生資機材につきましては、平時の感染症対策や今回の新型コロナウイルス感染症対策に使用し、使用した分を購入するという形で回転させております。あと、発注をしておりますけれども、まだ納品になっていないものが、マスク5,400枚、1リットルの手指消毒液40本です。また、新たにフェースシールド200枚を購入しております。

県のほうでは、避難所における感染防止に向けた関係整備を行うために、地域防災対策総合補助金を改正して、市町村が購入する資機材の財政的な支援を行う方針であると聞いております。また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用することもできますので、今後とも国や県の財政支援を活用しながら、必要な物資や資機材の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 順次マスク等、そしてまた新たにフェースシールドも購入予定ということですが、現在備蓄している分では、通常の豪雨災害、本当にすぐそこに迫っていますけれども、それに対しては現在の備蓄品で十分できるということでしょうか、確認でございます。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 通常起こります、台風など風水害に備えた備蓄用品はそろっていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それと、避難所運営の対応に関連しまして、こういったことを行政連絡会の広報にも、マニュアルの整備についてというような質問もあったわけなんですけれども、市民の方に対してのお知らせ等をどのようにしているのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 7月の広報香美に防災に関する特集記事を掲載する予定でございます。この中で避難所における感染症拡大防止策などの啓発と周知を図りたいと考えております。また、加えまして、香美市公式ホームページにも掲載する予定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 続きまして、③の質問でございます。高知県立大学の神原

咲子教授は、床に落ちた飛沫対策も重要だということで、避難所の床に直接寝る雑魚寝の環境では感染リスクが高まるということで、段ボールベッドなどの簡易ベッドで床からの距離を確保する対応が有効だと言われておりますけれども、この先生が言われている段ボールベッド、また間仕切り、パーティションとも言われますが、こういった対策に関してお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） お手元にお配りしております防災対策課の資料の写真が、今現在香美市が備えておりますパーティションとアルミ製の簡易ベッドとなります。現在、間仕切りパーティションの備蓄数は200張り、アルミ製簡易ベッドの備蓄数は同じく200台となっております。こちらも衛生用品同様、今後も国の交付金や県補助金を活用しながら整備を進めていきたいと考えております。なお、台風等風水害時に開設する避難所につきましては、これまでの避難者実績数を基に既に必要数を配備しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） このパイプ式ベッドとパーティションの資料いただきまして、ありがとうございます。パイプベッドは段ボールよりも本当に丈夫ですし、何回使っても丈夫で、段ボールベッドよりもいい物ではないかと思いました。また、この間仕切りというか、パーティションですけれども、プライベートテントというふうに広報に出ておりましたけれども、こういった空間を遮断するような間仕切りも今までに備蓄していたということですので、本当に香美市のベッド、そしてまたパーティションに関しては、本当に感染症対策にそのまま使えるなと思いました。

④の最後の質問でございます。密接・密集・密閉の3密を防ぐため、あらかじめ指定した従来の避難所よりも、やっぱり感染対策ということがありますので、やはり従来の避難所よりも多くの公的施設のほか、ホテルとか旅館の受入れを含め、開設できる避難所を増やして、避難者を分散させるということが政府から打ち出されておりますが、これについてはどんなふうに行っているかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ある程度の避難者を収容できる公的施設のほとんどは、現在指定避難所となっております。台風等風水害時に開設する際は、感染症の疑いがある方を含めまして、要配慮者スペースの確保とあわせまして、3密が避けられるよう、収容力に余裕を持って避難者を増やすなど対応していきたいと考えております。なお、南海トラフ地震など突発的な大規模災害時には避難所が不足してきます。現在、高知県の支援を賜りまして、協力していただける施設はないか模索中でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そのような対応をしていただきまして、今後本当に速やかな分散避難、香美市にはホテルも少ないですし、旅館等も少ないわけなんですけれども、そういった個々に当たっていただきまして、分散避難を速やかに行っていただきたいと思えますし、また、このコロナウイルス感染症のこのときに、やっぱりいつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震の対策も万全にさせていただくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

暫時、10時40分まで休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

環境上下水道課長から、ただいまの答弁に関する発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 村田議員の質問で、3の④価格設定についての目安のところ、1円以下になるような価格設定は有料化に当たりませんと言いましたが、1円未満であります。1円以上の価格設定に下さいよということなので、「1円以下」と発言したところを「1円未満」に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ただいま17番、村田珠美さんの質問に対する環境上下水道課長からの答弁の中で、質問事項3点目の④、「1円以下」を「1円未満」に訂正することに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

一般質問を続けます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、鍛冶屋創生塾について伺ってまいります。

高知県土佐刃物連合協同組合の令和元年度総会事業報告では、事業概要として、平成28年から取り組みました鍛冶屋の学校は、約3年の月日を経て、鍛冶屋創生塾として令和元年10月に完成し、翌11月に開塾することができました。また、心配しました研修生も3名の募集に対し10名の応募があり、8月に選考試験を終えて、11月から研修に励んでいます。本年度の研修では11月からの5か月間で産地内講師19名（組

合員18名・組合員外1名)及び部外専門家1名にて行い、約1か月間の座学の後、実技の実習を行いました。この間、組合員はもとより、国・高知県・香美市等の行政機関の方を含め多くの方に御支援をいただき、事業を進めることができましたと、総括しております。

また、令和2年度の事業計画として、塾の基本方針として、念頭でありました鍛冶屋創生塾は昨年開塾し、研修も順調に進んでいます。本年度も組合の皆様方の御協力を得て3名の研修生の育成に取り組んでいきたいと思っております。鍛冶屋創生塾は昨年種々の影響で開塾を11月としましたが、令和3年度からは毎年5月の入塾にしたいと、2期生の募集は令和2年12月から翌年2月までとし、3月に選考試験を実施したいと考えております。当初数年は講師への負担が多く、御迷惑をおかけしますが、事業が進むにつれ研修生が講師助手になり、講師へと成長してもらうサイクルができれば、産地の維持と活性化につながると思われますと、今後の展開を含め、事業決定を行ったところであります。

開塾に至るまでは、議員各位から様々な懸念等も示されたところでございます。業界の一員でもあります私にとって、土佐打刃物を未来につなぎ、産地を維持発展させるために本事業を実現させていただいたことに敬意を表するところです。

そこで伺います。①です。本市としてはこの間、県補助も活用し、建物、設備等ハード面の整備、事業主体である土佐刃物連合協同組合に対し運営費、事務費等も拠出して、開塾後7か月が経過したところであります。現時点での事業に対する評価をお尋ねします。

○議長(比与森光俊君) 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長(竹崎澄人君) お答えいたします。

昨年11月に開塾しました鍛冶屋創生塾は、県内外より3名の塾生が入塾し、日々技術の習得に励んでいるところです。国・県を初め多くの関係者の協力により創生塾が開塾して7か月が過ぎましたが、多彩な講師陣による熱心な指導の下、塾生は日々成長しており、当事業に対して評価は高いと考えております。

以上です。

○議長(比与森光俊君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 評価は高いということでもあります。

この間の議論にて、施設に対する財政負担や運営に対するの危惧等も示されてきたところでありますけれども、今後順調に推移した場合の事業効果等を、数字資料として議会にもお示しいただくと私はありがたいと思っております。最大の塾生が3人ずつ育った場合とか、若い世代が最大3人本市に移住して、地域に根づいて生業を立て、そして地域貢献もしていくとなれば、単に人口が増えるというだけではなく、大きな財産となると考えるところであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略等でKPIも示しながらやっている事業でもありますけれども、その点についての見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、施設のキャパもございますけれども、2年に1回というような新しい受入れを考えたとしても、今後10年で卒業生が15人程度の卒業になっていきます。そして、3分の2の方が後継者として独立をしていくとすれば、それも10人の方が独立していくということで、香美市にとっても定住というところでの効果は高いと考えております。

今後の効果の見通しといたしますか、そういったところは、今言いましたようなところも考えながら資料作成なんかもできればとは思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長のほうは最小限の見通しのなところを示されたと思います。3人のうち2人育つというのはKPIに書いておりますし、毎年入れていきますけど、実際のところ2年に1回という見通しも示されたことではありますが、それでは、次に移ります。

②です。本件については、ものづくり会議において計画時から検討を重ねてきたところであります。開塾後の検証は。また、現在コロナの関係で会議等も持ちにくい現状であります。今後その都度チェックを入れていくのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

鍛冶屋創生塾は平成28年度の香美市ものづくり会議第1回準備会から検討が始まり、以降、分科会及び本会議で議論を行ってきました。開塾後の令和2年2月には施設を見学し、研修生はやる気と向上心があり、この調子で2期生、3期生とつながっていくことを望むとの声や、この3月の本会議におきましては、技術を習得し、香美市に住んでもらえるよう鍛造ができる場所も必要など、意見が出たところであります。現在では、新型コロナウイルスの関係で各部会が動けていない状況です。分科会、本会議につきましては、7月以降の開催を検討しており、その際には鍛冶屋創生塾の現状報告や課題等を検討する予定となっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ものづくり会議本会議において、場所の必要性についても意見が出たというふうなこともおっしゃられておりましたけれども、ちょっと定住推進課長に聞きたいんですけど、予算書では他産地を視察するというふうなことがあって、この状況では行けてもいないと思いますが、実際諸条件が整ったらぜひ行ってもらって、他産地の施設の状況とか、それから、一概には香美市流というところもないと思いますが、やっぱり施設の規模とか、また塾の運営等も踏まえて、ぜひものづくり会議等でも検討いただいて、生かしてもらいたいというふうに思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

新潟県三条市に視察の予定で、今年予算を組んでおります。ただ、コロナの関係で、当初は4月の下旬に4名ぐらい行く予定でしたが、なかなかコロナの関係で難しい状態でございますので、また秋以降どうするかということをお含め皆さんで検討しているところでございます。また、県の産業振興推進総合支援事業の審査アドバイザーのほうからも、塾生に職人技術が生きる他産地の視察を経験させてほしいという意見もございましたので、また考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。現状における塾の運営上の課題についてお尋ねするものです。以前より指摘のあったとおり、事業活動を基本的に行っていない土佐刃物連合協同組合であります。私が聞き取りを行ったところ、資金繰りが大変であると。また、国の補助金が出ない4月には、塾生は3軒の鍛冶屋さんに協力をいただいてインターンとして受入れていただき、研修を重ねたところでもありますけれども、コロナの影響もあり、5月下旬まで補助金の決定が下りず、講師や助手のボランティアにて自主研修を行い、乗り切ったとも聞いております。そのほかにも様々あるかと思いますが、市として事業者に対してそういうときに手だてが打てないものなのか、そのことを踏まえてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

創生塾運営上の課題としまして、入替わりで授業を教えてくださいまして講師陣が、急用等で出れなくなった場合の代替の対応について検討する必要があるほか、国の補助金では消耗品関係及び備品類が補助対象外であること、また、先ほどもおっしゃいました交付決定が遅く、その間に発生する経費が組合の負担になって苦慮していると伺っておりますので、そのような対応方法も検討したいと思っております。

一方で、講師につきましては、組合員が協力的に引き受けてくれ順調に進んでいる。また、次期研修生の希望者が既に問い合わせがあっているなど、おおむね順調と伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長の言われたとおり、確かに消耗品等の認識が、私、鍛冶屋の立場で言ったら、機械について、まあ言うたら、ちびていく道具なんかは普通は消耗品と我々は認識するんですけども、実際それを機械と一体のものであると認識が国が示されるとかということも踏まえて、結構そこところが、もちろん自主的なお金が豊富にある組織であれば、そこはやるんでしょうけど、ただ、塾自体が事業活動もも

ちろんできませんのでね、実際できた商品ももちろん売るわけにもいきません。そういう状況もあります。対応も検討いただけるとは思いますが、国に物申せと言うわけにもいきませんので、実際のところそこら辺は塾側と話をさせていただきたい。日常的には創生塾の事務局とも情報共有をしていると思いますが、その辺は今後も検討を進めていくという認識を再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

運営上におきまして突発的な支出であるとか、言うたら予備費的なところといった部分もあろうかと思しますので、県とも一緒に協議を進めたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。市長が同僚議員への答弁で、生徒をしっかりとまちに根づかせていくことが今後の大きな課題であるので、第二弾の施策を考えていかねばならないと思っている。そのためにも、鍛造関係に関わっている皆さんの声を聞かせていただいて、もう一弾応援するように、しっかりとまちに定着していただけるようにしたい。また、その他の同僚議員の質問に対しても、委員会等でも今後のことを述べられておったところでございます。私も全く同感であり、ありがたい見解であります。

6月に入って生徒たちは、須崎市の講師に創生塾に来てもらったり、現地へ行ったりして研修を受けております。本市の鍛冶屋はほとんどが設備として鍛造用機械のベルトハンマー1台、研ぎ関連機械一式であります。片や須崎市のほうは、広い工場にベルトハンマーが工程ごとに3台、4台とあり、工場環境としてもすぐれております。環境のよい創生塾で学んでいる彼らにとって、将来に向けて腕を磨くには、機械に向き合う時間が長ければ長いほどいいと考えます。

そこで伺います。塾生は少なくとも5年は香美市に居住します。研修2年を終えた後、3年で香美市に根づいてもらう施策も含めた見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

2年間の研修修了後すぐに独立をすることは困難と思われ、あと3年間は当市に居住し、県内の事業所で研修をしながら研さんを続けることになると思われ。将来的にはできるだけ香美市の事業所に受入れしていただき、香美市の鍛造業者や問屋との関係を深め、香美市での独立開業を期待しております。今後は、香美市の鍛造業者が研修生を3年間受け入れる場合の補助制度についても検討したいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、進路を決めるのはあくまでも塾生であります。実際。講師と塾生のつながりであるとか、またマッチングであるとか、今までちょっと失

敗例もあったんですけど、そういうところも踏まえてあると思います。

そこで、やっぱり土佐刃物連合協同組合も、講師陣は香美市の人、南国市の人、須崎市の人と様々、包丁、鎌、厚物、そして現在は片刃の包丁とか習っているところであります。実際、香美市に定住していただきたいという思いで、香美市の人なんかは頑張っていると思いますし、須崎市の人はうちへ来てもらいたいというようなことも踏まえて、結構不足しているということも聞きます。

まだまだ具体的に決まってないんでしょうが、市長にお伺いしたいんですが、課長からは制度もちょっと検討しゆうと、結局ものづくり会議で鍛冶屋からの聞き取り等で、3年、2年が終わった後の部分で市長の原案的なもの、ものづくり会議で諮問するようなどころら辺は、もし市長の頭の中で具体化されているものがあつたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

鍛冶屋創生塾につきましては、もう立ち上げから今日までの運営につきまして、議員を初め市内の鍛造関係者の皆さんには、本当に熱を込めて御協力をいただいているわけでありまして、市長として深く敬意を表し感謝を申し上げる次第であります。

土佐打刃物に対する誇りが、そのような思い、そしてまた、この打刃物が多くの皆さんに理解をしていただければ、もっともっと広く普及していく、海外の皆さんにも切れ味を試してもらいたいという思いだと思います。そういう中で、海外に輸出をするような状況にしていきたいと思っておるわけでありまして。

課題につきましては、今お話もありましたように、どう塾生を一人前にしていくのかということ、そして、塾生をこのまちに定着させていくかということだと思います。ただ、塾の課題としてはそれだけにとどまらないで、やはり塾を運営している方が、今後も引き続いてやっていけるかどうかという、体制の問題もあろうかと思ひますし、資金がショートする場合もあるでしょう。そうしたときに、借入れができるのかどうかというようなこともあります。そして、様々な想定をしていなかった費用もかかってまいりますし、税の対策の問題もございます。私としては、できるだけ動いていこうということでありましてけれども、今ちょうどコロナということで、県のほうにもまだ行ける状況になっておりませんが、行ける状況になれば、最大動いていこうというふうに思っております。

そして、関係者の皆さんからは、塾を開塾する前と開塾した後での思いも伝わってきております。塾生が本当に熱心に、技術を学び取ろうという気持ちで日々研さんをしておられるということでありまして、そういう真摯な姿を見て、教える側も気持ちが本当に寄り添って、この人たちを一人前にしようという思いが強く出てきていると思います。現場で技術を伝えようと、そして彼らを一人前にしていこうとして、塾の要として頑張っておられる方々の意見も、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

議員が言われるように、これはそもそもものづくり会議の中から立ち上がってきたことでありますけれども、その元は鍛造関係者が知恵を寄せ集まってやったわけでありますので、これからの定着の問題、そして様々な課題についての御意見を、ものづくり会議に上げていただくということで、私としてはそうした現場の声を大切にしながら、支援策を探ってまいりたいというふうに思っております。

様々私自身も考えておりますけれども、それが現場の今の状況とぴったりとするものにしていかなければなりませんので、今後はぜひものづくり会議などを中心に、もちろんストレートに私のほうに来ていただいても結構でありますので、ぜひ声を聞かせていただきたい。様々な御苦勞をなされてやっておることも聞いておりますので、ここまで立ち上げて頑張ってきた創生塾でありますので、海外へ輸出をするという大きな気持ちを頓挫させることが絶対にならないように、やっていきたいと思っておりますので、声を聞かせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 個別具体はこれからということで、市長におきましては大変ありがたい見解を示していただいたと思います。

課長に聞きますけど、実際以前、他市に行くことがやっぱり心配やという議員各位の声もありまして、その当時の土佐打刃物連合協同組合事務局と、他市にも話しに行ったとかいう話も伺ったことがあります。やはり今の時点じゃないですけど、そういう動きがあったときには、やっぱり結構塾生に対しても財政負担を香美市はしてますのでね、そういうことも踏まえて、他市との協議も進めていくということをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ちょっと時間が空いてしまったところもあるんですけども、例えば広域連携の関係等で事務局の方と話をしたり、それから事務局の方が、関係する自治体にお話を伺いに行ってくださいというようなこともあっております。その後の進捗というのは具体的に進んでいるところはございませんけれども、そういったものは引き続き考えていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。限られたスペースの中でも環境にも配慮された創生塾の施設であります。最低限の設備で出発しております。中古のプレスなど寄附もありますが、焼き入れ、仕上げ関係の機械が不足しております。塾生が6名になったときは手狭な施設となるのではないのでしょうか。塾講師も含め、業界関係者の声を聞いていただきたい。

また、別の視点から申せば、1期生3名は、様々な個性を見せながらも一步一步真面目に研修課程をこなして、前進しております。もちろんすぐ鍛冶屋として使い物になるほ

どの世界ではありません。しかし、目指すは土佐打刃物の後継者としての独立開業です。今後2期生、3期生と入塾してきても、単に職人として使われの身で終わることはないと思います。廃業された鍛冶屋さんの工場を借り受ける鍛冶屋バンク構想もありますが、ものづくり会議で議論された長屋方式で、若手鍛冶師を集積させるなどの将来構想は考えられないか。また、塾生としての香美市民は増えていきます。行政として自立への道のサポートについて、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

鍛冶屋創生塾での2年間の研修と、その後の3年間の独立準備期間の後は、香美市で独立開業ができるようなシステムが望ましいと考えているところです。創生塾事務局に伺いましたところ、第2のステップでは、鍛冶屋創生塾を拠点とした鍛造団地の整備が望ましいとの意見もいただいております。

また、昨年設置したベルトハンマー等の機械設備は、頻繁に壊れることはないというふうに伺っておりますが、将来的には経年劣化とともに修理が必要になる場合も想定されます。その際の修理代の工面も含め、また関係者の方の声も聞きながら検討したいところであります。

それと、長い目で見て何人もの塾生が香美市に入ってきて定着していってくださると、そしてまた将来的には家族も増えていくというところで、メリットもあると思いますので、そういったところでのサポートも検討できるんじゃないかと感じております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 塾生は日々の掃除とか機械を大切に使うとか、メンテナンスも踏まえて講師にも習いながら、助手もついてますのでね、大事に使っていますけど、いかんせんやっぱり壊れ物ですので、経年劣化というのは課長の言われたようにあると思います。そういうことは塾も大事にしていくでしょうし、実際のところは早目にそういう手だてについても塾側とも話していただきたいと思います。

この件について最後に市長に聞きたいんですけど、団地構想というが昔からあったですね、山田町時代から。結局出ては消えて、出ては消えてということで、これはまだ始まって半年たって、その割にはすごく元気に頑張ってくれている塾生がおって、私は質問構成ができるわけですが、課長は2年に3人というふうに言われたんですけど、毎年もし入れて結局それが全て育ったら、10年たったなら30人になりますわね、卒業までは10年以降になりますけど。だから、そういう将来展望の下、そこまではなかなかいかんかもしれないかもしれませんが、やっぱり団地構想的な部分について、業界の活性化のために香美市に尽力いただいてここまで来た、次のステップを考えるには遅くはないと思うんですが、ちょっとこの件について最後に見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

そもそもこの鍛冶屋創生塾ができるに当たっては、様々な場所の検討がされてきました。本当に紆余曲折、そして現在の位置についても、もう様々な問題が出てくるということで、やっとやっとその形ができた。ただ、場所が狭い状況で、当初の想定からしたら随分縮小されたものになってきておるとい状況であります。

しかし、一方で、今もお話がありましたように、非常に熱心に学び取ろうとしておられる方がおるわけでありまして。こういう方がしっかり地域に定着をしていただければ、大変市としてもやりがいのある仕事だというふうに思うわけでありましてけれども、ただ、今後考えていかなければならないのは、新しい需要の拡大を図ることがなければ、現在の需要に応える人材を育てていくのにも限界があるということだと思ふんですね。そのあたりが並行して話し合いをされなければいけない。

ですから、今でもというお話ですけど、もちろん今でも話し合いはしていく必要があると思ふます。今後の発展を考えた中で、どこへ、どういう形でということも考えていかなければなりませんけれども、需要がなければそれは難しい話なので、需要拡大を図っていくということ、そして、どう人が育っていくのかということ、確認しながらやっていかなければならないと思ふますけれども、十分今検討していく課題だというふうに思っておりますので、これまでに様々な場所を検討してきましたけれども、いけなかった場所もありますし、まだ望みをつないでいる場所もありますので、そういうことについて大いに検討するべきだというふうに思っております。

ただ、この小さな限られた場所でありましてけれども、そういう厳しい環境の中でこそ、皆さんが力を合わせて頑張っておられるという面もあります。ないものを大変工夫してやっているという、本当に手づくりで物事を現在進めてきているわけですから、そのことにも大いに着目をして、評価をしていく必要もあるのではないかと。だから、その意味では大変御苦労をかけておるわけでありまして、その苦労している人の声をぜひ聞かせていただきたい。私も出向いて聞いていく、そういう所存でありますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2の質問に移ります。新型コロナ影響下での観光行政についてであります。

新型コロナ禍、旅行業者、宿泊業、観光施設、またそれに関わる産業において、営業自粛を余儀なくされ、全国的には倒産等の事例も出ているところです。この間の感染者の推移により、県をまたいでの移動に対しての若干の緩和はなされたわけですが、そう簡単に人の往来が増加するとは考えられません。また、3密を避けるため、施設等においても様々な対策もしなければならず、稼働率も低く、採算ベースに乗せることは困難と考えられます。あわせて、一定外国人観光客を見込んでいた施設では、戦略の練り直し等も必要ではないでしょうか。

①で伺います。県は観光客を引き戻す戦略に補正予算もつけ、消費の拡大を目指して

いくところですが、私は市民、県民が観光施設の利用をし合うことで、県内消費から始め、レベルアップさせる方向での予算措置を市も行うなど、軌道修正すべきと思います。知事もその方向での見解も示されたと思っておりますけれども、現時点での市の考え方をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

高知県では新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えて、観光リカバリー戦略を策定し、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取組を展開することで、県下の観光需要の早期回復を図るとしており、香美市としましても、高知県及び関係機関と連携をした支援策を考えるべきと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 国はGo To トラベルキャンペーンということで、ちょっと予算化しているけれども、まだ先が見えないという状況に陥っております。ぜひ本市としても、県から下りてくるのを待つのではなくて、観光リカバリー戦略はもちろん分かるんですけども、コロナを気にしながら、やっぱり支援策の具体化ということについても案を持つべきと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど答弁しました、例えば高知県の戦略の部分で言いましても、具体の詳細というのはこれからひもとくといいですか、考えていくところであります。香美市としましても、そういったことはこれからということになりますので、吟味をしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。龍河洞みらいの取組にあわせ、県・市のハード面での補助等によって、入込数の増加、顧客満足度も上昇してきたとの報告も受けているところでもあります。県内客層を中心に浸透させてきたところでもあります。今後、県外客、インバウンド確保に向けた中でのコロナ影響は大きいと考えます。ファンドからの支援も2021年9月までとも伺っております。事業スキームに沿って取り組んでいるわけですが、外的要因とはいえ、運営的にも大変な中、計画見直し等の必要性があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

龍河洞につきましては、平成30年度で行いました整備事業の効果もありまして、昨年の入洞者数が9年ぶりに10万人を突破したところでございますが、新型コロナウイルスに起因する想定外の外的要因によりまして、インバウンド観光客のみならず大きな

影響を受けておりました、入込客数が激減しております。今後につきまして、当初の計画でありました西本洞の開設等を進めるとともに、状況に応じた対応を検討していくと伺っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 西本洞等、施設整備についてはやるということで、入込客数の見込みは激減しているという中で、そういう部分の今後の見込み、修正等は龍河洞みらいのほうからかかっているのか、それは予測できないのでまだこれからということなのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在のところは、今年に入りまして1月から5月までの入込客数の推移がどうか、そういうところが今のところ担当課として把握しているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し今後のことで具体的に聞くんですけども、県は県内モニターツアー造成支援事業等をやっていくという記事をちょっと見たんですけど、龍河洞が手を挙げられるのかどうかかわらんですけど、旅行業が対象というふうに思いますけど、そんなことについて情報等は入っていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

担当課のほうも、今のところ県から示された補正予算の概要の資料というところにとどまっておりますので、先ほど御質問のありましたモニターツアーといったところの詳細は詳しくはわかってございません。詳しくはこれからというふうに考えています。龍河洞が手を挙げられるかどうかというところも、ちょっと今のところは把握してございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと関連があるので聞きたいんですけど、ファンド後の龍河洞の人材育成ですわね、そこら辺は私どもすごく心配するところですが、進んでいるのか、お分かりでしたらお答え願います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ファンドの支援期限が来年9月となっております、それまでには地元層のほうに経営陣が移っていくと伺っております。ただし、今の現状でまだ案はできていないということでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） いろいろ事業を急いでいるのは、やっぱりそういう期限があるので急いでいるという側面もあろうかと思imasので、そこら辺はやっぱりちょっと行政サイドも注視してもらいたいと思imas。

次に移ります。③です。過日の全員協議会において、合併特例債の5年間延長に伴う新しいまちづくり計画の策定方針の観光資源の活用と充実の部分で、龍河洞をほぼ対象として観光拠点の整備等を行う旨の発言がございました。現在、安全利便対策に市は補助金を入れておりますが、その姿勢に変わりはないのか。莫大な費用負担ともなれば、議会の理解も得られないとも考えます。見通しはどうか。また、コロナの影響がいかに推移するか不透明な中、見通しはないかお尋ねします。また、その点について県との協議はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことに伴いまして、まちづくり計画の主要施策の一部を変更し、龍河洞整備が対象になる予定です。香美市の予算化の方針につきましても、安全性の確保と利便性の向上に資する事業について補助することとしておりまして、平成30年度から整備を行ってきました。今後の事業につきましても、財源も含め、実現可能な計画を高知県龍河洞保存会、龍河洞みらいなど関係者と協議を行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この事業自体は県主導でやってきた部分がございますが、今日のコロナ禍、経済性の負担も従来どおりに今後どうか。平成30年度からやっているということもありますけれども、本市のスタンス、安全対策とか利便対策とか、そういう部分には変更ないのでしょうか。ある部分緩やかにできるところは緩やかにすべきと思うんですけど、その計画変更について再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

龍河洞エリアの活性化では、事業の案というものは多岐にわたってございましたけれども、市の方針としましては、先ほど申しました安全性と利便性というところは同じであります。いろいろとある計画の中で、どのようなものを行っていくかを今協議しているところです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。香美市観光協会、香北ふるさとみらいは、市各施設を指定管理しているところであります。コロナ危機を乗り切るため、企業対応していると思われまますが、経営的には大変であると思imas。

そこで伺います。予測の立たない現状とも思われまますが、ザ・シックスダイアリーか

ほくホテルアンドリゾートやべふ峡温泉等の収入減による打撃は、計り知れないと思われます。今年度の事業計画の変更等は出ているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大によりまして、各事業所では新年度の事業計画が見通せない状況に陥っています。業種によって影響度は違うと思われませんが、宿泊、飲食、観光、運輸など大きな影響が出ているところです。商工観光課の指定管理者から今年度の事業計画案を伺ったところ、大幅な収入減により運営が立ち行かないと聞いており、観光協会のほうでは、各種イベントの中止によって観光客の大幅な減少が避けられない状況であると伺っておりますし、香北ふるさとみらいのほうでは各種支援策を活用しながらコスト削減、防衛策の実施を行い、ダメージの最小化に努めると伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 支援策活用等で防衛しているという現状でもありますけれども、実際かなりの部分で大変ということがうかがい取れます。実際見通せないから事業計画等の変更が出てないということもあるんですけど、実際その部分は次のにも関係してきますが、現実どこから始めるかというときには、やっぱり各指定管理者、ここでは特に私はザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートとべふ峡温泉と言いましたけど、それだけじゃありませんわね、たくさんございますので、そのところの情報共有。結局指定管理やめたとなられたら困りますので、大事な施設を任せてます。実際別の使い方なんかは、現時点で想定できるわけではございませんのでね、現状はやっぱりいかに生き延びるかということも踏まえて、考えんといかん時期ではあると思いますが、そのところの情報共有はいかがなものなのかが心配されるところでございます。商工観光課もたくさんの事務を抱えている中で、何に傾注するかというときに、実際その点についてどれだけの部分の、市としての支援も踏まえて、財政は後で言いますが、ほかの部分の支援については、計画の見直しが基本になると思いたすがいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

商工観光課だけではなくて、やはりいろんな施設が香美市にありますので、当然、関係課との情報共有も必要ですし、それから、この物部川流域の近隣の動きであったりとか、県のほうでも指定管理のそういった仕組みがあるかと思いたすので、そちらのほうの情報ももらいながらやり方を考えたいなと思っておるところです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑤に移ります。減収減益に対しての財政支援はということですが、台風災害でべふ峡温泉には指定管理料を前倒しで支給して支援を行いまし

た。現在、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについては、指定管理料は発生していないという状況であります。施設再開後、3密を回避して施設を満室にできない状況も続くと思うんですけれども、その点も踏まえた支援等はどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市の指定管理施設で、特に施設利用料の収入により指定管理業務を行っておる宿泊施設等におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、事業の継続に支障を来していると考えられるため、各協定書のリスク分担の考え方にに基づき協議をしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これ以前いただいた協定書の内容ですけど、実際これはピースフルセレネのときかな、まあちょっと大体リスク分担というのは決まり事があるんでしょうが、今回の事象はリスク分担の負担市は、基本的に香美市になるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

リスク分担の考え方ではありますが、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、それからべふ峡温泉も含めてですけれども、15種類の項目がありまして、それについての例えば物価変動であったりとか、不可抗力、収益の減少、そういったいろいろ15種類の区分に応じて、甲乙どちらが負担していくかといった表の作り込みになっておりまして、それがそれぞれ協定書でうたわれております。

今回のコロナに係る部分がどれに当たるかは、私もまだゴールに行き着いていないところでありましてけれども、例えば収益の減少であるとか、それから、この項目の中で決まり事がない場合については、別途協議を行うことにもなっておりますので、そういった考え方に基づくのかなと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 15項目と言われますけど、実際今回のコロナで、この項目にある不可抗力によって、暴風、豪雨、地震、そういう災害関係ですよ、それに伴う施設設備の修復による経費の増加、修復じゃないか。まあそういうことが書かれていますので、ぜひそこは検討して、コロナの影響で、数字的には高知県下ではまだ倒産の事例はないというふうには聞いております。そういうことも踏まえて、香美市からそういう事例を出さないということ、特に指定管理の部分ではやっぱりきれいな話し合いが必要だと思いますので、それについてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

こちらの話につきましては、先ほど言いましたとおり、近隣の情報であるとか県の情報も聞いて、先ほどのリスク分担の落とし込みがどこになるとかも含めた情報共有をしていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。条例改正後の市営住宅入居についてであります。

現状、本市市営住宅の入居状況は、土佐山田・香北町は空きがなく、物部町において随時募集をしているとのことであります。この間の一定の入居条件の緩和が寄与したのでしょうか、これはよくわかりませんが。私は昨年的一般質問において、民法の一部改正等における債権関係の見直しが行われる点を指摘して、連帯保証人の必要性等について質問したところでございます。そこで、順次お尋ねしてまいります。

①です。本市の市営住宅使用料の現年徴収率は約99%であり、滞納改善が図られている中、連帯保証人は必要ないとの見解を示させていただきましたが、本年2月定例会議における条例の一部改正では、2名から1名にするということでありました。この間、課内等で検討はいかに行ったか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えいたします。

平成31年第1回定例会におきまして御質問いただき、御提案もいただきましたが、入居者選考委員会への諮問の結果、現在の改正のとおりとなっております。理由としましては、連帯保証人がいることにより、明渡し請求まで至らずに完納されるケースがあるということでございます。

現在、各支所の職員の協力がありますが、管財課の担当者1名のみの体制では、連帯保証人の存在は、複雑な裁判手続等に至ることを防いでくれる役割を果たしております。これらのことを踏まえ、今回の改正につきましては、連帯保証人を1名にすることにより、入居者の入居時における負担軽減を図りつつ、市として重要と考える連帯保証人も確保できるという形になっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 入居者選考委員会を、私も言ったので開いたということで、諮問の結果は要るということですが、その中で連帯保証人は要らないという意見等はございませんでしたか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 事務局が提案した条件が2名から1名への緩和ということでありまして、連帯保証人を国の示している条例案の中でも記載がない部分がございます。それについてもお話をしたところ、事務局案でいいという意見でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。条例改正から入居申込みがどれぐらいあったかわかりませんが、新規入居者における連帯保証人確保の状況を伺います。また、それまでに入居されている方々における課題についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

新規入居者における連帯保証人の確保状況につきましては、4月から現在まで3件の入居がございます。それぞれ1名の連帯保証人が確保されておるという状況でございます。

また、現入居者におけます連帯保証人の課題としましては、昨年、連帯保証人台帳を整備しました結果、入居からの期間が長くなれば、連帯保証人の方が亡くなっておられるケースや、別の入居者が連帯保証人になっているなど、その要件を満たさなくなっている事例が判明しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 台帳は整備されていることも踏まえて、それは前進しているということではいいんでしょうが、実際のところはそういう連帯保証人が要件を満たしていない例も見受けられると。昨年の課長とのやりとりでは、連帯保証人を当初は2名求めていたけど、実際のところは時間がたつにしたがって、様々な要件で結局いない状況もあると。ただ、退去してくれというわけにはいかないの、身元引受人的な人も踏まえて構えんといかんみたいな話もあったんですが、そういう中の議論で、保証会社とかいうことについても考えるみたいなことも言われていたんですけど、そこら辺は新しい課長は引継ぎされてます？それとももう考えて終わったのか、そこら辺。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

もともと2名連帯保証人がおりまして、それが亡くなられたり要件を満たさなくなったことで、1名もいなくなった場合につきましては、今現在連絡をとりまして、更新が可能な方は更新をしていくというところがございます。この方がどういう状況でお困りなのかというところまで、まだ全部を把握し切れておりませんので、保証会社を實際確保できない場合使わなければいけないということがあるとするならば、それはまた検討はいたしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。質問において、根保証額（極度額）、限度額とも言いますけれども、これは規則によって定めるというふうなお答えがございました。設定額についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

規則にて設定しました極度額につきましては、入居時使用料の12か月分に相当する額といたしました。設定の根拠としましては、3か月で明渡し請求を行い、応じない場合、明渡しに関する裁判等の手続に要する期間を考慮し、この極度額を設定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 本市市営住宅で最高はどれぐらいの金額になります。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 入居時の極度額として想定される最大の額は52万5,600円となっております。ちなみに、最低の場合は14万1,600円と、所得によりまして開きがございますので、まず最初言った最大の額ほどになる方は、入居の時点ではほとんどいないと思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと分からざったですけど、52万円になる人は入居の時点ではない？ちょっとそこの部分が。結局52万円いうたら約4万数千円の家賃ですわね、まあ言うたら12か月ですので。それで、入居するときに、保証人の方は52万円が極度額ですよということですよ。今まで、この3か月間にはなかったかもしれんけど、今後あり得ますわね、そうじゃないですか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

公営住宅の基準の中で収入超過者という項目がございます、これは所得だけではございません。所得から家族の構成人数等々を控除したもので判定した場合に、15万8,000円（後に「21万4,000円」と訂正あり）を超過しますと収入超過者となり、これが続いた場合は出ていってもらわないかん対象になってきます。その上限ぎりぎり下のところを想定しておりますので、住宅困窮者としていきなりこういった所得がある方というのは、なかなか考えづらいのではないかと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在まで3名をあえてされたということですが、極度額設定における保証人になる方のためらい等はなかったのか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

今は制度が始まって間もないのであれなんです、今のところそのような話はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。条例の一部改正では、公営住宅制度に係る改正に合わせて敷金の充当に関する規定等も改正されましたが、市の判断にて適用されるとのことですが、適用されたケースはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

今回改正を行いました敷金の充当につきましては、民法の一部改正により敷金を未履行の債務返済に充てることとする規定が新設され、退去時以外でも充当できるようになったことに伴うものであります。入居中に充当したケースは現在のところございません。以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今までは退去時には原状回復とか、それから敷金、使用料未納によってもらっていたけど、今回の改正においては退去時以外でもいただけるということ、市の裁量で充当できると。そこら辺はどういう場合が、やっぱり使用料未納だけど3か月たってとかいうことを想定してるんですか。実際ちょっと想定しにくいところもあるんですが、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

実際、敷金を3か月分いただいておりますが、これを途中で弁済に充てるという方法は、なかなか現状としてはとりにくい状況でございます。今のところ細かな、どういった場合にこの制度を利用するかとかいうことを決めてはおりませんが、実際のところ、なかなかそれには踏み切りにくいという状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、住宅を傷めてしまったけど原状回復するのに、今、家賃は払えるけど、当面お金がないのでそれを充てたいとかいう部分は、本人から言えませんので、市にお願いして、市からの判断でとかいうのが想定に当たるかもしれませんが、実際明確な基準を持っていただきたいということを申して、次に移ります。

⑤です。その他入居者資格の条件は緩和されているのか。以前ほかにも入居者資格の条件が緩和されるみたいな話も伺ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

他の入居資格要件の条件緩和につきましては、現在のところ新たなものは考えておりません。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 考えていないということは、考えたら何か条件緩和もあり得るということでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。
- 管財課長（和田雅充君） こういったいろんな事案が今後出てくると思います。その時点で時代に適応していかないものについては、国の指針、県の指針等を十分熟慮いたしまして、またそのときに応じたものを検討していきたいといます。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。
- 暫時、昼食のため午後1時まで休憩します。
- （午前11時49分 休憩）
（午後 1時00分 再開）
- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を行います。
- 初めに、管財課長、和田雅充君から答弁の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。
- 管財課長、和田雅充君。
- 管財課長（和田雅充君） 山崎龍太郎議員の3の③極度額の御質問の中で、私が収入超過者は「15万8,000円」で基準にして計算しておると答弁しましたが、これが一般世帯が15万8,000円でございます。今回計算しておるのは、高齢者であるとか障害を持たれた方がいる裁量世帯の「21万4,000円」で計算をしておりますので、申し訳ございません。改めまして訂正させていただきたいといます。
- 議長（比与森光俊君） ただいま13番、山崎龍太郎君の質問に対しての答弁の中で、「15万8,000円」を「21万4,000円」に訂正との申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。
- 一般質問を続けます。
- 15番、小松 孝君。
- 15番（小松 孝君） 15番、小松 孝です。通告に従い、議長の許可を得て、一問一答方式にて一般質問を行います。
- 議会でも何度も議論し、鏡野中学校武道館・プールが完成となり、中学校でのクラブ活動も含めたスポーツ教育が今後発展していくものと喜んでいたが、卓球場にて結露、プールの残響音等、設計段階にてある程度予測し、対応がとれなかったのか、本当に悔やまれます。プールの残響音については現在対応を検討中と聞いているので、5月臨時会議にて補正対応となった合築棟のエアコン設置について、次の点について聞きます。

まず最初に、①現在の運用方法も含め、エアコンなどの運用マニュアルはできていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 小松 孝議員の御質問にお答えいたします。

これまでの全員協議会や一般質問等でも御説明させていただきましたが、鏡野中学校合築棟の結露対策管理マニュアルはできております。現在、マニュアルに基づいて、今年の梅雨時期の結露対策として運用管理を実施しているところです。エアコン導入後につきましても、基本的な運用指針は当該マニュアルを基にいたしますが、エアコンの稼働時間や温度設定など具体的な使用方法は、現在行っております結露対策による室内環境の状況等を見て関係者と協議しながら、当該マニュアルの改定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） ある程度の運用は学校にての対応となるが、先生や生徒が簡単に操作運用できるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今現在の運用につきましては、当課の職員が鏡野中学校に出向いて対応をしております。今後、エアコンが導入されましたら、タイマー等もついておりますので、学校のほうの管理も御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） ②今後絶対大丈夫と言えるのか、教育長に聞く。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

結露対策管理マニュアルによる運用は、結露発生をできる限り最小限にとどめることを目的としております。結露は気象条件や室内の空気環境に伴うものであり、気温や空気中の水蒸気量によっては、どの施設でも発生する可能性はございますので、どのような環境でも全く結露が発生しないと保証できるものではございませんが、昨年度のように当該施設のみ著しく大量の結露が発生する状況は防げるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 結露が出たということで休むことにはいかないとは思いますが、過去の全員協議会の説明において、設計等に瑕疵はないとのことだったが、今回補正にての対応をとらざるを得ないということは、どう考えても瑕疵ではないかと改めて聞く。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

5月補正は、結露に関してこれまで行った室内の空気環境等の測定結果を元に検討した結果、結露対策管理マニュアルを実施する上で、エアコン設置が必要であると判断したためです。結露に関しましては、今までもお答えしてきたとおり、設計の瑕疵によるものとは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 瑕疵がなければ結露は起きないと思います。完全ではないわけですが、そして、今、残響音という問題もこの前の議会では言われておりますが、これを結露だけ、クーラー3か所つり下げて全部解決する予定ですか。今回はこの残響音は別にしても、隣同士で結露だけ下げてもどうやって解決するか、それちょっと教えてください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

卓球場の結露に関しましては、エアコン設置で対応していきたいと考えておりますし、廊下等につきましては滑りどめのついた敷物で対応したり、あとはモップで丁寧に、もし発生した場合は拭いていただくなどの対応をしていただくように、準備もしてこれから備えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 廊下の結露とか卓球場の結露はそれにしましても、結局、隣の残響音も今現状出てますわね、少しだけ。瑕疵ではないということだが、今回のエアコンなどの設置、コンサルは同じところなのか。それをちょっとお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

設計監理委託は今回エアコンについてはしておりませんので、庁内の専門職と協議をしながら進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 庁内でやるということですが、また今年結露がもし出た場合は、また1年かけて直す予定ですか。やっぱりコンサルを選んで、かちっとしたほうがいいんじゃないですか。それは、この香美市にも建築、土木、立派な人がたくさんおられますよ、大学出の。それでもこういう問題が出てきよる。やっぱりコンサルにもう一回やって、先ほど言いました残響音ももうすぐ出ますよ。卓球選手で鏡野中学から出て、高校へ行って、国体へ出ようかという人なんか、卓球台のピンポンの音である程度

判断してますよ。田舎のじいさんばあさんが、あっちへほい、こっちへほいというような状態じゃないんですよ。やっぱり上手になろうと思う人は、そこまで卓球の音も聞こえますよ。それをまた続いてクーラー3基天井から取りつけて解決して、今度はこれが出てても瑕疵も何もないんじゃないじゃあ、何ですかこれは。インチキですか。どういう方向に持っていくんですか。教育長、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 小松 孝議員の御質問にお答えいたします。

結露に関しましては、予測できなかった条件が重なってこういう事態となったことは大変遺憾ではあります。生徒たちの安全・安心を考えて、今できる限りの対策を講じるべく行っているところです。エアコンの設置によって、専門家の御意見もお聞きもしていますので、ある程度というか、精いっぱい対策はできるものと思っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 最悪のことを考えて、みんなと話し合っただけを考えたとおっしゃるんですが、もうすぐにですよ、梅雨が続いたら。クーラー3台つけるんでしたら、去年結露が発生したときから対策練って、私も前、次長にも言いましたけど、最終日にはむきになって怒ってきよったけど、やっぱりコンサルをちょっと考えたらどうですか。こんな大きな建物をこれからやって、残響音もまたすぐに出ますよ。続いてますやん、プールと卓球場と。卓球場だけクーラー回して結露がなくても、残響音もすぐ聞こえる。これやったらもう一回やらないかんですよ。予算が最初6億円か、それから順番に来て12億円、13億円近い、これではや650万円。僕ら素人が考えても思いますが、毎日プールには水が入っているんですよ、朝も昼も晩も。それに対してまた2回目を工事、瑕疵のない。これも大学の先生が来てここでやったときに、瑕疵はないとあれだけ言い切っておってやね、皆さんも瑕疵もないと。私は大分追及はしましたが、それで今度残響音が出た場合は瑕疵と認めませんか。私もこれほど言うことない、一つも。あなた方も多少は認めてやね、そうやったらそうと言うたら、私は何ちゃああなた方を責める気はないんですよ。あんまり何やら分からんことばかりするから、その場逃れで次から次へ行くでしょう。やっぱり責任とるぐらいのことやったら、こんなこと簡単に瑕疵いうて認めませんよ。やっぱり直さないかんから瑕疵があるんですよ。

まああなた方を責めるわけやないけど、やっぱりコンサルからもう一回やり直したらどうですか、よそのコンサル。今までのコンサルが悪いとは言わん。話し合っただけでやったら、私はもう一回に残響音も対応するように、水があるからいかんし、あこへ堀をして、簡単にずっともう南側ぶち抜いてするしか解決方法ないんですよ、水をためているんだから。あなた方もそのプールの大きさによって分かるけど、これからちょうど梅雨が来たから、自宅へ水をようけためて置いておいてみなさい。乾燥して生活しやすくなると

思います。私は教育長を責めるわけやないけど、やっぱりちゃんとしてくださいよ。みんな言わんけど、私はそう思います。瑕疵は絶対ないと、ただの1回や5回やなかったですよ、瑕疵がない、瑕疵がない言うて。瑕疵がなかったら何ちゃあ直すことないでしょう、お金も要らず。これで残響音のことをしたら、恐らく1,000万円や2,000万円以利きませんよ。耳栓をしてプール入れ、卓球せえとか言えませんが、そこをちょっと検討してください。

また5月には、この前のがも臨時会議で補正も出るかもわかりませんが、残響音に対して。やっぱりもう一回コンサルから洗い直しをしたらどうですか。私ぼろくそに言うようやけど、やっぱりコンサルたくさんおるんやから、金出してやるやったらそれくらいのことはやってもろうたらどうですか。それほどむちゃくちゃ言うてもいかんし、一応プールの件についてはそういうことでお願いします。

次、2の質問に移ります。地元業者等人材育成の観点から、できる限り構わない範囲にて業種を分け分離発注すべき点が、建築・土木工事も含め現在どのような対応をしているのかお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現状の建設課等にての対応をお答えします。

土木、建築工事ともできる限り分離発注としています。ただし、諸経費や工事割合等も考慮しての対応となります。通常の一般土木工事は、担当課にて制限一般競争入札、その他の工種が主体の場合は指名競争入札で、建築等関係工事については建築工事（本体工事）と併せ、附帯工事であります電気設備工事、機械設備工事などに分割しての発注となる場合が多いです。なお、修繕工事や新築工事でも、少額の場合などは建築工事一括の発注もあります。以上を踏まえ、一般及び指名競争入札にて入札担当課に依頼しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 建設課長には詳しく言っていたいただきましたが、できる限り分割にて地域業者などへお願いしていただきたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。3番の①建築工事等分離発注において市内の業者、特に電気設備業者は複数ある。業者育成の観点からも、工事の規模や資格業者数にもよりますが、市内業者による入札とはならないのか聞く。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

電気工事で入札参加資格の登録のある業者は、全部で158社、県内70社、県外88社ございます。このうち香美市がランクづけを行っている県内業者、香美市内に営業所を有する県外業者も含みます71社のうち、香美市内に本社がある業者が3社、営業所がある業者が2社となっております。

電気工事を指名競争入札で行う場合、2,000万円以上の工事の場合はAランク、1,000万円以上2,000万円未満の工事の場合はABランク、1,000万円未満の工事の場合はABCランクの業者により指名することになります。指名する業者の選定につきましては、これまでの本市における実績のほか、地域性を考慮して選定しております。市内業者による入札についての御質問につきましては、先ほど申しました選定基準により指名競争入札を行っておりますが、その中で、市内業者につきましては積極的な指名を行い、できるだけ入札参加の機会を増やすよう努めております。

なお、市内業者のみで入札を行うということにつきましては、工事の規模等により発注基準、指名基準の範囲内で行うことは可能と考えております。過去の入札におきましても市内業者のみで入札を行った例はございます。ただし、ある程度の金額となりますと、市内業者という地域性だけではなく、地方自治法第2条第14項の規定、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという規定の趣旨に鑑みまして、経済性、競争性の確保が図られるよう、競争入札の執行に努めることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） この入札につきましてはABCランクとあると言われますが、これは停電など緊急のときに早い対応となれば、やはり地元業者となります。地元業者との連携は今後絶対必要なため、何らかの対応、防災面も含め検討を願いたいものです。この件についてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

金額が過少な工事の場合ですと、例えば随意契約で地元の電気工事業者を利用しておるといことでございまして、全く地元以外をどんどん入れてという形ではなくて、できるだけ地元の業者に対応していただくということは、各課の随意契約の回議書を見る限り、そういった対応をしておると私は思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） その入札経緯については、また次の質問で一緒になりますので、②に移ります。

昨年度事業となるが、中学校グラウンド整備工事照明設備、山田小学校児童クラブ電気設備において、残念ながら地元業者の落札とならなかった。その入札において、最低制限価格と開きのない金額により市外業者との契約となったと地元業者から聞いたが、どうしてなのか分ければ、また見解などあれば教育長に聞く。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当該工事については建設課にて積算をしていませんが、通常の土木・建築等の設計についてお答えいたします。

通常の設計積算業務において、積算基準、労務資材単価等には、国基準を参考に県が定め、公開となっております。電気設備工事などの設計積算については、国の積算マニュアルに基づき、高知県設備設計事務所協会で作成した単価を採用しており、実勢価格として原則公開となります。また、特殊製品等、設計積算上見積もり単価等を使用する場合は、入札時に見積もり参考資料として公表しております。以上により、近年通常の積算をすれば、設計金額とほぼ同じような設計になるはずですが、あわせ、通常の工事としましては指名競争入札となることから、入札担当課において設計積算のできないような業者の指名はないものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 今回のグラウンドの件は教育委員会の入札でやったでしょう。私は何を言いたいかというたら、これほど開きのない金額は見たことがありません。聞いたこともない。それをやね、一般の土木の方は、それは5万、10万からずっとありますわね。1,000万も2,000万も1億も。でも、今回の山田小学校と鏡野中学校グラウンドが、今日ちゃんと配付させてもらったと思いますが、この入札結果記録を見てもらったら入札価格で幾らで落ちたか分かりますが、最低制限価格が1,606万円、これが入札価格も1,606万円。1円も違わないんですよ。1,000万円以上の仕事をして1円も違わん設計がどこにありますか。

それともう一点、山田小学校児童クラブ、最低制限価格が1,523万円、それに対して入札価格は1,525万円、これも2万円の差です。こんな右から左へ筒抜けみたいな見積もり、設計、どこにありますか。今までありましたか、香美市で。それは今言うたように何はありますよ、土木建設で年に何百か所もやりゆうんやから、香美市も。言うように5万円から10万円、20万円、30万円、そんなのはありますよ。1,500万円以上超える見積もりでびたっといくことがどこにありますか、1回やってみますか。それちょっと言うてください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも通常的な工事の場合の答えになりますが、今、小松 孝議員が言われるように、入札記録から見ると、鏡野中学校グラウンドに関してはびったし、片一方の山田小学校児童クラブについてはさほど差がないような値ということになっております。

ただし、先ほども説明したように、設計基準、設計というものは今全てほぼ公表になっております。普通に設計すれば、私ども技術の担当課として職員が作った設計書と、同じような値の金額を業者さんは知り得ることが可能です。そこから最低制限価格が何ぼかというのはまた別問題とはなりますが、このようにある程度の基準で合ってくると

いうことは今現在のところ多くなっております。入札記録から見ますと、ちょっと私の主観的なことが入りますが、業者としてこの工事をとりにいっている業者、とりにいっていない業者が明確に出てくる。割合近い値ということは、設計書としておかしくないものができ上がっていると推測できます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） コンサルから上がってきたものを参考にして、市役所としては出しておるかも分かりませんが、これほどぴったし2万円の差、それじゃあこんなもん今までありましたか。1,000万円以上の見積もりで何件ありましたか。土木は別ですよ、土木は5万円、10万円、100万円、1,000万円、1億円までいきゆうから。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど言うたように、土木工事は割合ぴったしで来る。建築工事に関しましても近年そのような形の中で、積算基準、単価がオープンになってきた以上、ぴったしというのはまずあんまりないはないです。ただ、多少の違いは出てきたりもしますが、たまたま今回ぴったしということはある得ます。それと俗に言う下へ行くどぼんですか、制限価格に近い並びで来るという工事は多くなってきています。件数自体は全部が何ぼあってどうという把握はしておりません。以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） けど、今回のように予定価格は1,792万円、それからもう一方が1,890万円。こんなにかっちりいくということは、結局何ですか、最初に出した〇〇〇〇〇〇〇〇しとるんですか。出てきた設計単価より市としては何%カットで出していますか。それと同時に、予定価格が1,792万円ということですが、こちらのほうは端たがありませんが、もう一方のほうも端たがない。それにしてもかちつと合うということは、ボルト1本2本買っていっても、ほかしてでも差は出るんですよ。どうしてかっちり出るかということ、まあそれはここで何ぼ言うてもいかんやろうけど。やっぱりもうちょっと入札方法も考えたらどうですか。かちりかちりいうて、どこかから何らか伝うていますよ。これほど当たるやったら、宝くじ買いに行ったら毎年当たりで銭ができて、香美市も大もうけですよ、こんなええ宝くじが当たったら。

まあ余計なことばかり言うて済みません、次へ行こうか。課長も教育委員会のほうでないのにどうして説明来たんですか、何ちゃない、わしみたいなざつとした男に怒られるのに。

次の質問に移ります。最後になるが、設計段階で、市の専門職員の意見を参考に、設計業者との協議が十分できれば、よりよいものができると思う。また、大幅な事業費増も防げると考えます。その上、現場条件などどうしようもできない理由により事業費増を伴う変更は仕方がないものです。過去このような質問をしたが、何らかの対応、体

制をとるとの回答もあったが、現段階では対応できていないように思われる。設計施工時に市の専門職員の意見を参考に、設計業者と協議が十分できるような体制、例えばプロジェクトチームなど横の連携をとれるようにすべきと思われるが、市長の見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

昨年の9月議会にて総務課長が答えていますが、現在、建築技術職員を生涯学習課のほうに配置しています。工事等、建物とか全て、建築、土木含めてですが、全ての課への技術職員配置は困難やと思います。土木、建築の技術職員が多く在籍している建設課としましては、技術支援依頼によりできる限りの対応はとっています。ただし、現状、通常業務プラスアルファですので、全ての対応は困難なところもあります。当然、担当課において設計積算及び監理監督業務、設計とかコンサル等も含めまして、及び工事等を実施業者と今以上の綿密な打ち合わせを行い、現場にての対応をお願いしたいと思っております。また、大規模な事業となれば、これも昨年9月議会にて総務課長が答弁していますが、各課をまたぐ体制としてプロジェクトチームなどによる対応も、今後考えていかなければならないと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 私はこの対応の質問は今日で3回目だと思います。そやから、できんならできんでもしよがないというわけにいかんけど、何とか持っていくような方法をお願いします、これから考えて。できないできないいうて言いよったら、もう方針をこっぴり変えてもらったら結構です。

今後、市において大きな事業はいろいろあると思うが、担当課ではなく専門部署も含めた対応をとらなければならないと考える。人事の関係も含め早急な対応を願いたい。市長、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

専門職につきましては、今、課長からも説明がありましたように、なかなか配置が難しい状況にあります。こうした限られた条件の中でどのようにやっていくかということですが、議員からも前に御提案をいただいたことがあります、国や県に職員を出して、スキルを上げて充実するようなことを考えたらどうなんだと、国へも出せというお話をいただきました。

今回、6月1日でありますけれども、国のほうに職員を派遣するという事で、2年ぐらいしっかり勉強していただくように出すことにいたしました。国のほうも、そうしたことの必要性については従前からもお話をしています、よくわかっているということで、本来私たちが職員を出す際には研修生として出すわけで、研修生の人件費も我々

が持って派遣するという形になってはいますが、今回はいろいろ国のほうでも配慮いただきまして、職員には国の職員となっていて、それで帰ってきていただくということになっております。ですから、人件費も国のほうで見ていただくという特別な扱いをしていただきました。

ただ、これを今回限りということではなしに、後へ続く職員をつくると。そして、これを建築や建設だけでなく、広い分野で職員を出すということをやっていきたいと。議員からいろいろと提案をいただいたこと、やっと少しだけ果たせたということで、少し時間はかかりますけれども、しっかりと全体のスキルを上げるような方向でやってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 僕が言うたことで、県・国へ出向させていただけると、それを市長は進めていただいているということは、非常にありがとうございます。施設設備は、計画段階から市全体で、また議会も一緒になり考えていかなければならないと思います。各担当にて十分な検討をお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 小松 孝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 1時41分 休憩）

（午後 1時43分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの小松 孝議員の質問の中で一部訂正を求められておりますので、これを許可します。

15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 先ほどの質問にて、「○○○○○○○○」ということは確実でないため、取り消しさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君） ただいま、15番、小松 孝議員から、先ほどの一般質問の内容につきまして、「○○○○○○○○」という発言の削除の申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することに決定しました。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本会議5番目の質問をします。5番の日本共産党の笹岡 優です。

一番最初、新型コロナ対策についてお聞きします。同僚議員も質問しましたので、簡潔にいきます。

この間の感染対策等で大変苦勞したことはどのような点でしょうか、ぜひお聞かせ願

いたいと思います。そして、今後予想される第2波の問題で、専用隔離が必要なコロナ対策とインフルエンザとでは対応が異なってきます。危機管理の鉄則は大きく備えて小さく収めるではないでしょうか。小康状態の今、思い切った対策、手だてを準備することが必要です。

最初に、中央東福祉保健所の指示の下、医療機関との事前の連携、また、本市でもし感染者が発生した段階での対応など、全体計画をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

苦勞した点につきましては、特にということでお答えさせていただきますが、やはりアルコール消毒薬等の備蓄を増やしていきたいんですけども、なかなか全国的にも品薄のために、注文してはいるんですが、思うように手に入らない状況というものがありません。

あと、全体的な計画につきましてはですが、今まで市のほうでは各医療機関等にマスクの配付を行ったり、香美郡医師会につきましても、市の動きをこちらから報告、また医師会で持っている情報をいただくなど情報共有等に努めてまいりました。そういう状況で現在のところは進んでいるという状態です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどのインフルエンザと両方が流行するかもしれないですが、そこは対応はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザは、ワクチンや治療薬がないということと、片やはあるという状況に相違がありますけれども、昨シーズンの季節性インフルエンザの罹患率は、新型コロナウイルスの予防としての手洗いや消毒、せきエチケット等により低く抑えられたと認識しております。基本的な感染予防対策は同様の方法でよいと考えております。ベッドのこともあるかもしれませんが、医療機関は感染症の指定医療機関がありますので、そちらのほうでの対応は変わりないと思われま

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） インフルエンザの場合は、香美市新型インフルエンザ等対策行動計画の組織図に基づいて、中央東保健所とか香美郡医師会から意見をもらうという形でいいわけですが、コロナ対策は県の指示に基づいて動かなければなりませんので、ぜひ指示系列を含めたシンプルな機構図が必要じゃないかと思います。そこを作れる条件はないでしょうか、全体の機構図。この機構図ではちょっとまずいと思うんですね、コロナ対策では。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

国とか県のほうでは、新型コロナウイルス感染症は指定感染症として、いわゆる感染症法に位置づけられております。それに基づいて業務が行われている状況です。市では、この新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に対策を実施しているところで、これに完全に基づいてやっているわけではありません。県のほうも、高知県感染症対策協議会等の意見を聞きながら対策本部が動いているという状況でありまして、今すぐに市の計画を変える予定はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 厚生労働省が示す高知県のピーク時の1日当たりの患者数は1,500人とされています。県が現在確保している入院ベッド数は166床です。ですから10分の1ですね。今後、軽症者の受入れ施設、また医療のバックアップ体制等が大きな問題となると思います、この秋に向けてですね。本市としての対応はどうなっているのでしょうか。いろんなことも求められると思いますが、その点をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 新型コロナウイルス感染症に対する業務は、議員がおっしゃるように、県を中心に行われておりますが、市としても感染状況を注視しながら、引き続き感染拡大防止の手洗い、消毒等の啓発や備蓄に努めるのが市として一番の仕事だと思っております。また、県と協力をしながらその他の業務、例えば今おっしゃられました軽症者の宿泊療養施設等の検討につきましては、県のほうからも要請があれば一緒に動いていくような予定をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひこれが具体的な話が必要になるとしますので、本市でクラスターが発生した場合の対応策は計画しているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そちらのほうも、県の判断によりクラスターになるかどうか判定されることとなりますので、市としてはそれが出たときに柔軟に対応していく姿勢が求められていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。今、効果的なワクチン等ができていません。そこで、新しい生活様式で、通告でちょっと私間違ってますが、しかし感染は「広げる」やなしに「広がる」に変えていただいて、新しい生活様式に基づいて本市での2次

の波に対応しなければなりません、やっぱり本庁、支所等のオフィスの関係、この新しい生活様式ではオフィスの広さが問題ですよね。市役所の関係等も、ちょっと私も部署によってはかなり狭いところがあると思うんですね、やっぱり前で向き合っているときは結構2メートルぐらいあるんですが、横の関係等を含めて、それから同時に、保育所の職員室のスペースを含めて、密を避ける対策はされているでしょうか。それから、社会福祉協議会も狭いです。幼稚園も含めて、本市と関連する施設の対応、また職員等へのPCR検査、今、下水からの汚染調査等で実態調査を進めるべきではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 本庁や支所のオフィス、学校、保育所、それから社会福祉協議会とかいろいろ出ましたけれども、まとめてお答えさせていただきたいと思います。

緊急事態宣言は解除されましたけれども、感染予防対策については長期的に取り組む必要があります。日常生活の中で3密を避け、手洗いや消毒、マスクの着用、人との距離の確保、換気など、今後も広報とか啓発を継続します。市役所の中でも、学校等でも、全てのところにおきまして施設の感染予防対策の励行が確かに重要でありまして、消毒方法などについては全て共通認識を持って対応しております。部署によっては限界があるところもあると思いますが、マスクの着用や手洗いなどで十分に対応していけると考えております。

2つ目に、香美市としては、職員のPCR検査、また下水の汚染調査については今のところ実施予定はありません。県についても予定なしと聞いております。今現在、下水調査については東京都などで実施されておりまして、下水のウイルスを分析して、感染の拡大や収束状況を把握できる手段として調査研究が始まっている段階と認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） クラスターの事案を防ぐためにも、PCR検査の問題をぜひ検討していただければと思います。

③に移りますが、日本医師会はPCR検査を入院患者、妊婦、そして医療従事者に行うことを求めています。医療崩壊を防ぐため大変重要です。そこでネックになっているのが保健所の体制ではないでしょうか。中央東福祉保健所地域支援室の現状はどうなっていますか、何人で対応しているのでしょうか。

また、PCR検査を増やす取組について、香美郡医師会との協議はどうなっていますか。今、検体を高知市の衛生環境研究所に運んでいます。幡多からもそうです。全部そこに運ばなければなりません。その点で、県都である高知市を拠点とする中央部の体制と同時に、県から東の以東での検査拠点の設置が必要ではないでしょうか。また、それ

を支える医療機関への支援策が必要です。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 中央東福祉保健所の現状はということですが、現在の対応人数が何人であるかは、通告にございませんでしたので、申し訳ありませんが、お答えできません。大まかな現状といたしましては、感染症担当だけでなく、所内全体で情報共有を図り対応しているとお聞きしております。また、中央東地域新型コロナウイルス感染症対策専門家会議をこれまでに3回開催し、香美郡医師会、土佐長岡郡医師会とも対応策について協議の機会を適宜持っているということです。

あと、検査拠点の設置ですけれども、これにつきましては、現在、県と県医師会で検討されているとお聞きしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5月2日に厚生労働省が唾液検査を認めました。これ唾液検査を知事も言っています。検体をとるのに医師の負担がかなり軽減できますし、厚生労働省も検査体制の全国点検を始めました。ピーク時に検査機器の稼働状況を最大限に高められるよう調整するというので、国の財政支援も行うことを表明していますので、ぜひ今後、県の東の地域完結型の、今検体を持って高知市へ走りゆうわけですので、もう幡多なんか大変なんですね。県も衛生環境研究所に全部で3台今入れて、1日216名の検体ができるように、16人体制のローテーションでやるということを表明しています。しかし、増えてきたときに本当に間に合うかなと。一々運ぶようなあれでいいかなということがありますので、ぜひ積極的に提案していただいて、中央東福祉保健所の体制の強化と一体で進めていただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） できる限り協力して一緒にやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 日本医師会と四病院団体協議会が要望していますし、先日も医師会が要望していますが、その中心点は新型コロナ患者を受け入れる病院、医療機関は、感染防止として多くのベッドを空けなければならない。4人おった場合は、1人入れたらあと3ベッドを空にせんといかん。6人部屋であつたら5つのベッドを空にせんといかん。その収入が減になるから、その分を補填してもらいたいということを国に要望していますが、今度の第2次補正にも入っていません。もう医療機関がコロナ対策で資金ショートになる危機が生まれています。危機感を持っています。ぜひ感染症対策、医療機関への支援を本当に必要と考えます。所見を求めます。

○議長（比与森光俊君） 一つの質問を個人的に、総括的にやっていますので、答弁

がしにくいと思います。一問一答であるなら一問一答でお願いします。答弁できますか？

健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 市としましても、感染症の病棟の必要性は認識しておりますので、県のほうに協力できることがあれば一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ検討いただきたいのは、本市に地方創生臨時交付金と、それからこれぜひ研究していただきたいのは、地域医療介護総合確保基金（後日「地域医療介護総合確保基金」と訂正あり）という柔軟に使える基金があります。ぜひ県とも協力していただいて、今後どういう活用をしていくかということを含めてやる必要がありますし、ぜひ香美郡医師会の意見もよく聞いていただけないでしょうか、現状を含めて。そのことは可能ですよね、聞くことは。ぜひお願いします。コロナ対策に基づいていろんな弊害があると思います、医療機関にも。お願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 医師会と県の中で地域医療構想というものがありますが、その中でも検討されるべきレベルのお話だと認識しております。市といたしましても、病床が足りないということがあってはいけませんので、香美郡医師会とは連携とっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5月末頃から濱田知事が市町村を回ってきて、香美市はまだ来てないと思います。来ますので、ぜひやっぱり協議、もう来たんかな、来ていないと思いますが、ぜひ協議お願いしたいと思います。

④の質問です。感染防止策としての自粛、この間本当に国民がすごいですね、市民も。80%の自粛をしました。第1波の感染爆発を乗り越えることができました。しかし、自粛には大きな弊害があります。第2波への憲法第25条に基づく国の責務として、自粛と補償のセットは待たないではないでしょうか。本市としても、国に自粛と補償のセットを求めるときではないでしょうか。見解をお聞きします。

また、市として市版の持続化給付金を実施しています。大変支援があり、ありがとうございます。しかし、なぜ国の持続化給付金とリンクするのでしょうか。須崎市は国と市の両方申請できるようになりました。再考すべきではないでしょうか。また、第2波への備えとして、暮らしと営業を支える次の支援策を検討すべきではないでしょうか。見解を求めるものです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、1つ目の自粛と補償はセットというところの見解になりますが、こちらで言いますと、国のほうは休業要請に対する個別の損失を直接的に補償することは現実的ではないとの立場で、収入が大幅に減少した事業者に対しては給付金の対象として支援するとしております。その一方で、別の見方をしますと、高知県でやりました、県下の事業者に対する休業や時間短縮の要請に対しての協力金を支払う、このやり方は両方のセットだったのかなと考えております。

2つ目に、香美市の持続化給付金でございますけれども、こちらは売上げ減少で困っている多くの事業者、国の持続化給付金の対象にならない方を支援したいとして考えた仕組みでして、近隣の3市でも連携して制度化をしたものになっております。

そして、3つ目の暮らしと営業を支える次の支援策につきましては、6月1日から受付を開始しました香美市の持続化給付金の申請の状況でありますとか、国の第2次補正予算による追加交付予定の地方創生臨時交付金の内容、そしてまた国・県、他の自治体の状況を参考にしながら、香美市商工会等と支援策を協議したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今、自治体によって自粛とセットの支援策、東京都も含めてやってきたんです。東京都が一番最初に始めたんです。大阪府も含めてやっていますので、ただ、国自身がこの考えがないわけですので、ぜひ先ほど言った憲法第25条に基づいて国に声を上げていただきたいと思います。

それから、今回、行動の自粛と経済を崩さないという相矛盾することをこれからやっていかんといかんわけですから、ブレーキとアクセルを同時に踏んで微妙な運転をしていかんといかんという関係なわけです。ブレーキとアクセル踏みもって、そして微妙な運転でやらんといかん。どちらを弱めても強めても、このバランス感覚がすごく難しいことが求められていますので、そのときにどうしても補償という問題が鍵を握ってきます。ぜひ自粛と補償のセットの問題は国にも働きかけていただきたいし、その点で、今データバンクでも倍ペースで今倒産になっていると、コロナでもう200件と。これからまだ起こるであろうということになっていますので、ぜひ香美市では商工業者、農業者等を含めて守る強い意志として、ぜひちょっともう一度可能であれば国にこういう声も上げてもらいたいし、今回また知事が来られるから、やっぱり濱田知事にも言っていて、お願いできないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ブレーキとアクセルということでした、こちらのほうは、緊急事態宣言も解除されまして、県で行っておりました休業要請等も5月7日に解除されました。そして、感染防止の徹底、それから社会経済活動の再開ということで、両端を進めていくということを県のほうでも強調していると思っております。その両方の側面を応援するには、新しい

生活様式であるとか、それからまた次の支援策の検討なんかが必要というふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ香美市版の次の支援策を、今の実態を調査もしていただきたいし、その市版の持続化給付金の財源は、先ほど言ったように地方創生臨時交付金ですね。国の第2次補正では2倍になります。国の持続化給付金とリンクはしていません。ですから、このいただいた臨時交付金の留意点の中にも抵触しませんので、ぜひこれリンクさせない。先ほどちょっと説明したんですが、売上げが1,000万円以上の方は消費税がかかります。1,000万円弱の方々は消費税はかからない。その業者が50%ということは、500万円売上げが減っているわけです。その方々に今100万円個人経営でくれますよね、そしたら400万円穴があるわけですよ。それに今20万円をいただくのはありがたいけど、事業をやったら本当に1,000万円全部売上げがないとやっていけないわけですよね。ですから、本当にリンクというのはもう一度検討いただいて、実態に即したものにさせていただけないでしょうか。この点でもう一回御所見をいただきたいです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この仕組みは、先ほど申しましたとおり、近隣の自治体との情報共有の中で構築していったものでありますので、もちろん全国的には取組としては差があったりはすると思えます。今の時点では6月1日からこの仕組みで進めておりますので、動向を見ていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 動向によっては検討の余地もあるという受け止めでいいんでしょうか。そしたら、⑤に行きます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員におかれましては、国がやっている持続化給付金、そしてこの6月からスタートさせていただきました市独自の持続化の事業につきまして、今この事業は不十分だということで、止めろというふうに私は聞こえたんですけども、こうした事業につきましては、議員も十分に話を聞かれて予算も議決されている中で、このような質問をされることに対して、大変答弁をする側としては困惑をすると同時に、議員の意図が全くわかりません。このような質問をされることに対して市民の皆さんがどのように思うかと考えると、私はこのような質問はやめていただきたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 不十分と言っているわけじゃないんですよ。先ほど言ったように、1,000万円の売上げがあった方が、国の給付金は50%以上売上げが落ちて

いないともられません。ということは、500万円売上げが減っているというわけでしょう、500万円以上。その方々は、先ほど言ったように、100万円は国からいただけます。しかし、まだ400万円の穴があるから、20万円と両方一緒にもらえることも検討できませんかと言っているわけで、不十分とは一言も言っていないですよ。ぜひそのことを検討いただきたいと思います。

そしたら、次へ移って構いませんかね。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 不十分でなければ、どうしてそのような質問をなされるのか。十分に議論をする時間があったにもかかわらず、今になってそのような質問をされることは腑に落ちません。あなたが質問をする前に、あなたも参加してそのことを決定をておられるわけですから、我々行政に提案するのであれば、もっと市民の皆さんにも分かりやすい提案をするべきだというふうに私は思います。

今、国においても、50%から100%については、もう少し低い段階であっても、30%であっても、これが6か月間あるいは7か月間続くことによって、50%の負担よりももっと厳しい状況になる業者さんがいるということで、新しい議論をされております。そうした前向きな議論をされるべきだと思います。我々行政の中では精いっぱい議論をしてやってまいりました。流域の皆さんとも一緒に話をしてやってまいりました。そのことを逐一議員の皆様方には説明を差し上げているわけでありますので、その際に真剣に取り組んでいただいたほうがよろしいのではないかと思いますので、私はその件についてもう一度あなたの答弁をいただきたい。

○議長（比与森光俊君） 今の市長に対する答弁をお願いします。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私たちはリンクしないことも提案しました。一律30万円も提案しました。そして、これは先日もらったんです。留意点にもリンクしているかということで調べたら、リンクはしていなかったわけですので、この留意点の中に入っていない。ですから、先ほど須崎市は両方もらえる仕組みをつくりました。先ほど言ったように、誓約書の中に返納まで入っています。中身というのはもう私たちは6月1日ぎりぎりにもらったんです。ですから、その検証する時間がなかったわけですので、ぜひそこは考慮いただきたいと思います。いいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 検証すべき時間がなかったとおっしゃられるけれども、あなたが提案もされたということですのでけれども、どうしてそれだったら反対しないんですか。反対しないでおいて、どうしてここで不十分なような話をして、それを補強しようとするんですか。反対されたらよかったじゃないですか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この議論では下へ行けませんので、須崎市は両方もらえるよ

うにしていますと先ほど紹介しましたよね、市によってもらえるようになってますということを含めて今後再考をして。なぜかといえば、今、国の持続化給付金をもらいました。もらったところが、また新たに送れるところがあります。そのときに市は使えなくなるのでなしに、柔軟な対応をしますという方向かどうかというのを聞いているわけですので、そこはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私は、笹岡議員がお話されていることは詭弁にすぎないというふうに思っております。私はこの制度を決定する際に、もう少し議論にかみ合っておくべきだったと思っております。そして、問題があるのであれば、そのところを指摘して、反対されるなら反対したらいいんだと思います。今、提案をされるんだったら、新しい制度としてやるべきだという提案をするべきで、この制度を止めたような形でやるということは、市民に対して行政として責任がとれないわけですから、こういった質問とか提案をされることは、私としては受け入れがたいというふうに思います。今後これを受け入れるつもりはありません。

○議長（比与森光俊君） 今の市長に対する答弁があればしていただくか、そうでなければ、⑤の質問に移ってください。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ⑤の質問に移ります。PCR検査等で感染の実態をつかむことは不可欠なんですけど、陽性になれば隔離するしかありません。そのときの、先ほど同僚議員からもありましたが、偏見や差別の問題で、今、感染がまず広がったのは誰の責任になるかということから、はっきりしておかないといけないと思います。武漢が閉鎖されたのは1月23日です。そして、中国と韓国からの渡航禁止をされたのが3月9日です。緊急事態宣言は4月7日です。ですから、本当に国の初動そのものが、中国も含めて遅れたんじゃないでしょうか。このことがまずはっきりしてないと、この感染問題の原因というか、矛先が変わってきます。

2つ目の観点の問題です。新型コロナの特徴は、人類とウイルスについて正確に伝えていない点があります。ウイルス感染に対する認識が弱い中で、世界での爆発的な被害を目の当たりにしたときに、恐怖心と不安が広がるのは当然ではないでしょうか。先日も高知新聞にスペイン風邪の内容が載っていました。たくさんの方々が亡くなっています。こういう記事ですね（資料を示しながら説明）、流行のやつが出ていますし、今日からまた特集でスペイン風邪の内容を書いています。そして、今日の高知新聞に、また新型コロナと文明という形で京都大学の学長も書かれていますので、このウイルスに対するしっかりとした認識を持つことが大事です。

3つ目に、歴史的に振り返っても、ウイルスを乗り越えるため世界の国々が協力してきました。しかし、今回、世界最大の経済大国であるアメリカと中国が、自国の覇権と自国の利潤中心に行動して、対立と分断を持ち込んできています。このことが影響して

いることもあるんじゃないでしょうか。

この3つの面で、間違っただけの偏見と差別の根底にある背景をしっかりと明らかにしてこそ、打開の方向が見えてくるとは思います。第2波に向けての取組をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 質問の確認ですけれども、間違っただけの偏見とか差別について今後どのように取り組むかという質問でよろしいでしょうか、そのまま答えさせていただきます。

感染は誰にでも起こり得ることであり、感染者に対する偏見や差別は許されることではないと考えます。感染症法の中でも国民の責務として、感染症患者の人権が損なわれることがないようにしなければならぬと規定はされております。また、県のホームページでも、感染者や医療関係者とその家族等への誹謗中傷や不確かな情報の拡散について、絶対にしないようにと掲載されております。

健康介護支援課としましては、感染症に対する正しい知識の普及がまず第一だと考えております。また、午前中に村田議員への答弁として生涯学習振興課の黍原課長も答えておりましたが、庁内で人権の啓発については連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。新型コロナを共同と連帯で励まし支え合って乗り越えていくことが大事だと思いますので、ぜひウイルス感染と人類という、本当に人類はずっとそれに関わってきたわけですので、やっぱり正しく恐れるということが大切だと思いますので、生涯学習も午前中ありましたが、学校教育や図書館等を含めて触れる機会を増やしていただきたいと思います。

それでは、⑥に移りたいと思います。新型コロナウイルスと向き合うときに、5月17日付の高知新聞の声ひろばに掲載された元高知県の教育長の大崎博澄さん、時久教育長も一緒にやられたんじゃないかと思いますが、新型コロナの教訓というのがあります。皆さんのお手元に配っておりますので、ちょっと紹介します。人類は未曾有の文明と繁栄を謳歌していましたが、自然界にひっそりと隠れすんでいた小さなウイルスを前に、あっけなくその無力をさらしてしまいました。今さら手後れですが、私たちは繁栄のおこぼれにあずかるのに夢中でした。例えば生活の基本である食料や生活必需品の自給率向上、地球温暖化など環境問題の取組、不採算部門を含めた医療システムを社会全体で支える仕組みとか、世界規模の有事に対応する備えに、もっともっと真剣に取り組んでなければならなかった。これこそ国家安全保障ですね。子供たちに、次世代に申し訳ないとしみじみ反省します。人と人との絆の回復、これがコロナ危機を乗り越えるためにも、収束後の社会や経済の再建にも鍵になります。飽くなき競争の果てに人と人の絆を

壊すことをいとわない豊かな生活よりも、人と人との絆をしっかりと結んでつつましい暮らしを今度こそ選ばなければ、教育の未来も人類の未来もない。私が得たコロナの教訓ですと、こういう内容でした。この内容本当にすばらしい内容と思いますが、大変重要な指摘と思いますが、感想や所見をお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 笹岡議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナの教訓と題して書かれている大崎博澄氏の御指摘は、今後の取組の原点だと思います。明確な視点でこれまでの取組や課題を総括し、人と人との絆をしっかりと結んだつつましい暮らしを今度こそ選ばなければ、教育の未来も人類の未来もないとの主張は、大崎氏の生き方そのもので、感銘を受けます。

命を守るためには新しい生活様式が重要ですが、今後予想される様々な環境問題、社会問題、災害等に対して、人と人との絆をしっかりと結ぶ営みを日々築いていくことがとても重要だと考えます。私自身が受け持っている教育で言うと、人間力や探究的な学びを重視する方向に教育がなっているのはまさしくこのことで、今後の取組に一層責任を感じています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本当に今後の原点というね、そのとおりのと思います。私も感銘を受けましたが、大変短い文章ですが、含蓄のある示唆に富んだ内容でして、これからの私たちの指針になると感じています。

⑦ですが、平成29年の病院別の救急搬送人員では、60%が三次救急病院、高知赤十字病院、近森病院、高知医療センターに集中しています。その内訳を見ますと、重症以上が23%、中等症が34%、軽症以下が43%でした。担当の消防長からもいただきまして、この軽症者は大体同じぐらいの率があると。そして、依存率もこれよりちょっと下がっていますが、平成30年、平成31年も大体同じような傾向です。

その中で、この三次救急の3病院は高知県の医療体制のとりでです。ここしか最終的にないんですね。ですから、感染症対策についても重要な役割を果たしているのは、特に高知医療センター中心ですがこの3病院。特に医療センター中心ですが、本市としても、この救急搬送の実態を分析し、二次、一次救急体制等の実態と改善などを含めて、医療体制の在り方を議論するときではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えします。

三次救急病院への搬送人員の割合につきましては、平成29年は質問のとおり60%ですけれども、平成30年は56%、去年は53.4%と、僅かではありますが減少しております。今後も動態に注意しながら、高知県中央東福祉保健所と関係機関及び関係各課との連携を図り、三次救急病院への救急搬送が集中しないよう努めたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 一次、二次救急にお医者さんがいないということもあって、医師不足、看護師不足が根底にあるかもしれません。特に日本の場合、専門医をつくるという、総合医をつくる方向に行かなかった面がありまして、今、愛媛大学医学部は総合医をつくるような科もつくってやっていますが、それから、研修医制度で高知大学の医学部を卒業した方々が高知県に残ってくれない面もあります。研修医制度を受けなければ、病院の院長も開業もできないという不利益もあるわけですし、そういう問題もありますので、ぜひ県や郡の医師会などとも現状認識を一致させて、方向性を確認していくことが大事じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えします。

御質問の県との連携につきましても、昨年2月に中央東福祉保健所との協議をもちまして、二次救急病院への搬送割合をもう少しアップするべきではという話もさせていただきました。救急隊員の中でも、一般の方の希望を聞く中で三次救急を指名する方もおられまして、説得しながら三次救急に集中しないよう努力して進めておるところでございます。今後も連携をとりまして進めたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） さきの大崎さんの指摘ではないですが、この中でいかに医療システム体制を社会全体で支える取組が大事かということを実際に学んでますので、これ本当に教訓にしていくことが必要だと思いますので、よろしくお願ひします。

大きい2番の質問に変わります。電力、エネルギーの自立をどうするかということで質問します。

今年は東日本大震災、福島原発事故、3.11から10年目の年になります。また、電力小売全面自由化から丸4年になります。

①です。担当課には資料を渡していますが、高知県は電気の調達を見直し、施設単位で入札を行っています。県の本庁西庁舎、北庁舎は福岡県の株式会社ホープで、それ以外の消防関係や出先機関など個別入札を行い、その結果、平均約30%以上、最高で50%も経費を削減しています。本市としても研究し、今年度10月から実施すべきではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えいたします。

電力小売の自由化により、電力料金のコスト低減につなげている団体があることは承知しております。ただし、平成29年8月から令和5年3月までの長期契約を大手電力

会社と結んでおり、割引率については契約書内に守秘義務条項があるため、この場では申し上げられませんが、現在割引料金となっております。直ちに新電力会社に切り替えますと、違約金として割引になった過去の電気料金の全額を返金する必要があります。本年10月より直ちに導入できるというところまでの知見を現在有していませんが、本年度調査研究を行い、施設、方法、波及効果等も熟慮の上、方向性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

水道も実際の電気料としまして、水道が3,528万2,000円、下水に関しては854万3,000円、合計で4,382万5,000円の電気料が動力費としてかかっております。実際30%削減で1,300万円ぐらい軽減できるということがありますので、管財課長と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） メリットがあるという認識でいいんでしょう。研究する、いつやるかは別にして、この方向にはメリットがあるということではどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

市民の浄財にて市政を運営しておるわけでございますので、そういったコスト低減につきましては当然考えていかなければいけないと思います。ただし、先ほど説明いたしましたとおり、違約金等々の問題もございますので、実際にどのパターンでやると得なのかということは、十分検討しないといけないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 契約を結んでいる施設とそうではない施設でさび分けをしていただいて、メリットのある方向に進めていただきたいと思います。

②ですが、担当課にも資料を渡してますが、自治体新電力事業の取組が、須崎市、日高村、県内外の民間企業である太陽光発電会社の荒川電工株式会社と株式会社高知新聞社等4社が、全部で580万円出資して新電力会社、高知ニューエナジー株式会社を設立させ、年内の供給開始を目指しています。本市としても早急に調査研究すべきではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨年紹介いただいております案件で、中西部6市町村と県内外の民間企業による新電力会社の設立の検討会から、今回の新電力会社の立ち上げということになっておりま

す。実際、年内供給を目指し計画が現在スタートしておりますが、昨年の研究会後、紹介いただいた後、調査不足もあり情報等つかめておりませんでした。先ほどの案件とも関連しますが、実際6市町村のところを2市町村、ちょっと新聞の記事によりますと、先ほど言ったような電力の契約の関係で4市町村は今回入っておりませんが、今後、先進事例として注視するとともに、事業内容等を調査研究して今後役に立てるように勉強したいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これがその内容ですが（資料を示しながら説明）、こう書いています。背景を含めて目的ですが、エネルギーの地産地消によって、地域内でお金が循環される仕組みを構築すると。高知に新しいエネルギーと経済の流れを生み出すということを目指して、その出た利益は、市民のために還元する蓄電池や電気自動車の配備など、防災や省エネに充てる地域還元型をやっていくということです。先ほど言ったように、こういう形ができていけば庁舎内の電気も含めて回すこともできますので、ぜひちょっと研究いただきたいと思います。

特に、さきの議会でも質問しましたが、FIT（固定価格買取制度）ができて10年がたち、家庭用の余剰電力が買取制度対象から外れる卒業が生まれています。10年間の四国電力が固定価格で買い取る義務がなくなっています。その卒FITを生かす取組等を含めて、環境上下水道課は公営企業法に基づく独立性、また採算性等も問われてくる事業部門だと思いますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回、各4市町村が抜けておりますが、民間4社と2市町村で、資本金等につきましても100万円、ちょっと日高村が実際20万円安くて80万円であります。スタートして、資本金も安く、電力の地産地消の取組としては有用であると考えます。今後、今回の件については、昨年聞きましたら県のほうもかんでおらず情報はないという形でしたが、県においてもモデル事業としていろんな事業を模索しております。今回の事例等、県へ要望して、広域で情報共有でき、また広域で勉強して取り組んでいけるような働きかけを、今後ちょっとしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） エネルギーの自給率を高めていくことを、ぜひお願いします。

③です。先日、原子力規制委員会が例の青森県六ヶ所村の核燃料再処理施設にゴーサインを出してしまいました。5月16日の高知新聞に、サイクルは破綻していると。それはそうです。燃料を造っても、これを燃やす福島県のもんじゅはもう廃炉が決まっているわけですね。ですから、今本当にプルトニウム等を取り出しても、これ今本当に危

険な方向に行っています。今現在、日本では47.5トンのプルトニウムを持っていて、原爆を6,000発造れるプルトニウムを持ってしまったわけです。そしてもう一つは、先日もありましたが、NUMOがやろうとしている地下埋設の容器そのものが今腐食していると、アメリカの研究で出ていまして、特に世界の中でこの埋立てに向かない国が3つある。ニュージーランドとスイスと日本と言われています。水の影響を受ける、地盤が変化する国は向かないと言われています。

そして、その中で今これがまたずっとやられています（資料を示しながら説明）。石坂浩二さんのあれですが、今、再生可能エネルギーと原子力がCO₂を出さないという宣伝をずっとやっています、テレビもやっています。そして、今もう一つやってるのが、この前私も見てびっくりしましたが、「コゾーのなんでやねん！番外編」ということで、高知新聞の折り込みで番外編として子供向けの記事になっています。ここに書いている内容は、再生エネルギーの賦課金のことが書いているのと同時に、左側のほうに、今、火力発電に依存しているからCO₂出す、だから原発、再生可能エネルギーが必要ですという作りなわけです。

まだ本当に原発に依存していくのかということで、3月11日の福島原発事故は深刻な汚染水の問題がまだ処理ができていません。海に流すということで大問題になっています。そして、除染ごみの処理、今除染せず避難解除の方向に検討もすると政府は言っていますが、子供たちの健康被害も甲状腺含めて生まれています。莫大な費用と歳月を費やす廃炉作業の道など、まだ実態は深刻です。福島原発事故の教訓は忘れてはなりません。3密の原発施設、原子力防災計画もこの中では無力ではないでしょうか。

四国では再生可能エネルギーが激増しています。もう再生可能エネルギーで四国を賄える。それはそうですね。土佐町と大川村の間に稲村ダムというロックフィルダムがあります。これから本川へ落としている揚水発電で、1日約60万キロワットですから、高知県全体が100万キロワットですので、約6割をこの揚水発電でも賄えるぐらいの状況です。

ところが、先日も伊方原発のトラブルがありました。知事のところに四国電力の社長等が謝りに来まして、トラブルの原因が、①やってはいけない時期の点検作業をやった、②制御棒の誤った引き抜きをした、③使用済み燃料をプールに入れる際にミスが発生し警報が鳴る、④1～3号機の全電源喪失をしたということを言っていますので、もうトラブル続きと地震災害の危険性、使用済み燃料プールが今もう満杯です。伊方原発は廃炉以外道がないと思いますので、高知県は四国電力の大株主です、多分5番目の株主やないろうか。ぜひ高知県の市長会等で声を上げていただいて、地域に根差した安心・安全、低廉な、少しでも安い電力供給の方向に転換するよう求めますが、その点の見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） なかなか難しい問題であります。実際、電源の

77%を原発に頼っているフランスとかも、廃棄物の処理で現在問題になっているという状況であります。

御指摘のありましたように、原発の知識が十分でなくて今後勉強が必要であると考えておりますが、国のエネルギー基本計画の中で「3E+S」、ちょっと今は多分Sが先で、「S+3E」と言うと思いますが、3つのE、エネルギーの安定供給、経済効率の向上、環境への適合、プラスS、セーフティー、安全性を満たすことが計画の中で求められております。その中で、安全においては安全神話の崩れた福島原発や、安定供給では、日本では絶対起こることがないとされておりましたブラックアウトが、2018年北海道で起きております。そうして、先ほどおっしゃられました、高知県においても、島県那賀町側でまた風力発電の計画等も上がっております。

ただ、実際激増しておりますが、24時間の安定供給においては問題の残る風力、太陽光等において、それぞれ電源によって長所、短所等の問題があると認識しております。今後の原子力、火力、再エネ、水力等の電源構成のバランス、これをエネルギーミックスと言うらしいのですが、その中でベースロード電源としまして、発電、運転コストが低廉、安く安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源の中に位置づけられています原発について、それに代わるもの等、実際のところ今後どうあるべきか僕らもちょっとどうしたらいいのか分かりませんが、先ほどもおっしゃるように、安いと言われてもやっぱりいろんな問題があって、それに投資するお金はかかっていると考えます。今後どうあるべきか深く研究して、意見が言えるように勉強し、課題としたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） お手元に資料を配っていますが、②と③を見ていただければ分かると思いますが、②の二重丸をしているところが、これ四国電力の設備投資額の関係で、原子力が190億円、燃料代が単年度で75億円。そして、下側見ていただいたら、総額で1,900億円の原発には安全対策、空から来るテロに対する備えもしなければなりませんので。水道を運営してますので、御存じのとおり総括原価方式ですから、かかった設備投資費は全部電気料金に乗せて構わないとなっているわけですね。ですから、四国で使う方々は新電力に行かない限り、やっぱりこれを全部負担させられます。

認識を一致させんといかんですので、再生可能エネルギー、太陽光の施設等は、全部施設を造った人間の負担なんです。電気料にオンされているのは、固定買取価格1キロワット当たり30円とか40円の金額だけが電気料に入ってます。そこは違いがあるわけですね。片一方は電気設備費も全部ですので、そこのやっぱり違いも含めて、もう本当に香美市も含めた、四国に住む方々の過剰な投資でやってしまえば、その分をまたずっと負担し続けんといかんということになりますので、ぜひ研究していただきたいと思っております。

それともう一つ、三角をしています。見ていただいたらわかると思いますが、送電の費用が本当に少ないです。これが四国電力の送電網です（資料を示しながら説明）。伊方原発をやったために、これ串型と言って、だあんとスーパー送電で送って分けるというやり方をやっています。これが千葉県の停電になる一つの原因になるわけです。普通送電線というのはメッシュ型といって、いろんな形で融通し合えるメッシュに送電線をやっておけば、その地域は災害に強いわけですが串型ですので、やっぱり四国電力の未来のためにもぜひ検討が必要だと思いますのでお願いします。これ答弁は構いません。

④です。電力の地産地消、自立の道を推進するためにも、太陽光発電装置を設置する補助金を、蓄電池装置の設置にも利用できるように拡充できないでしょうか。ぜひ御検討をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

この件につきましては昨年から提案していただいております。住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金の申請は減少傾向にはなく、予算不足等も出ていない状況であり、太陽光についてのクリーンエネルギーの導入促進支援としての役割は、まだ今後もあると思われまます。

御提案の蓄電池への補助ですが、国の補助、県内でも昨年安田町のみということもあり、今のところ蓄電池への補助は、先週香南・南国・香美の3市の会もありましたが、ちょっと3市とも現在のところ考えておりません。ですが、実際、国は平成25年において、いつときなくなっておりまして、昨年からは復活しております。災害時に有効的に使えるなど有用な面がある等、今後各個人の導入状況等の動向を見つつ、3市の連絡協議会等の中で検討をして、今後どうしていくかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 国の補助が今できていますので、ぜひ研究してください。

大きい3番の質問をします。

○議長（比与森光俊君） 暫時、3時5分まで休憩します。

（午後 2時47分 休憩）

（午後 3時03分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 3番の大きな質問へ行きます。食料の自立ということで、家族農業を守る取組について質問します。

今、国際的にも農業の工業化を見直し、その地域で暮らしている小規模家族農業を支

援する国連家族農業10年に取り組んでいます。しかし、国会で種苗法改正案が審議されていますが、地域の家族農業を守る方向とは逆行するのではないのでしょうか。

お手元の資料を見ていただいたら分かると思いますが、その資料の中で、農家の方々は種を買って、そして自分の土地で作って出荷する方向と同時に、来年に向けて種米を残して、それをまた来年使うというやり方自家増殖が今許されています。ところが、今回これをやめらすということになってますし、そこの下を見ていただくとおり、この間も禁止される種目がこの20年間でどんどん増えてきています。20倍になっていきますので、その点を踏まえて、このように今の種苗法では農家の自家増殖を認めてきました。その条項を削除する内容となっています。年々自家増殖禁止の食物類が増えてきています。農家が培ってきた家族農業を崩すことになってきます。地域の農業を守り、食の安全と食料自給率を高めるためにも、自家増殖を認めるべきです。見解をお聞きます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

種苗法は品種の育成、振興と種苗の流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することが目的となっています。今回の法改正案は、日本の優良な品種が海外に流出し、他国で産地化されたり、さらには第三国に輸出されるなど、日本からの輸出を初め、日本の農林水産業の発展に支障が生じていることが背景にあります。

このことから、登録品種を他国へ輸出したり、意図しない地域で栽培される行為について規制することと、登録品種の自家増殖は許諾が必要となるよう改正されるようです。そして、この自家増殖についてですが、一律に禁止されるものではなく、現在利用しているほとんどの品種が一般品種であり、一般品種の場合は、今後も自由に自家増殖ができます。自家増殖に許諾が必要となるのは、県や国の試験場などが年月と費用をかけて開発し登録された、登録品種のみとされています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この中で世界的な食料危機が予想されています。農家が栽培して翌年の種を残し、土壌や気候に合わせて選択して栽培を繰り返して、その土壌に合った種子、種苗を育んできました。その営みを否定することは日本農業の歴史、日本民族の食の文化、誇りを否定することになります。

ここにちょっと議会控室に置いてある「地方議会人」という雑誌の7月号がありますが、その中に、東京大学の鈴木宣弘教授の記事があります。日本に安全な食料を安定的に確保する食料安全保障の観点からも、地域社会の持続的な発展の観点からも、資源・環境・国土の健全な保全の観点からも、一部の企業的経営の振興という政策の方向性だけではなく、規模の大小にかかわらず家族農業経営の役割を再評価することが不可欠だ。これは農業だけの問題なのではなく、国民一人一人の自身の命の問題である。そして、

農家と消費者との双方向ネットワークを強化して、安くても不安な食料の侵入を排除し、「3だけ主義」（今だけ、金だけ、自分だけ）の地域への侵入を食い止めなくてはならない。消費者はそれに応えてほしい。それこそが強い農業である。ネットワークの核になるのが自治体の政治・行政である。地方自治体の力で地域を守ることができる。地方議会の踏ん張りが食と農と暮らしの未来を拓くと、こう書かれています。

そしてもう一つ言っているのが、この今回の問題等が農協新聞に出ていました。この鈴木教授が書いていましたが、公共の種をやめてもらい、それをもらい、その権利を強化してもらおうという流れで、種を独占し、それを買わなければ生産・消費もできないようにしようとするグローバル種子企業が、アメリカ企業、アメリカ政権、日本政権へと指令して、上からの声としてやっていることが懸念されると言っていますので、先ほど言ったように、外国に持ち込まれるというのは、外国で登録すればいい話です。これは農林水産省も認めています。今回の最大の問題は自家増殖を否定すること、その条文を外すことにあるわけですので、一般はどんどん増えていますので登録品種に変えられます。そうしたらまた許諾金を払わなければなりませんので、もう一度その辺ちょっと御答弁お願いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

現時点で詳細なことは示されておりませんが、農林水産省の法改正案に関する資料によりますと、許諾料が生じる場合もあるが、高額になることは想定されないとされております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ研究してください。自家増殖の必要性というのは日本の農業のやっぱり歴史的文化的文化なんですね。これは平成29年に農業競争力強化支援法というのがつくられました。その第8条第4項に、試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見、研究した中身を、民間事業者に提供することを促進すると書いています。県がずっとやってきた種も含めて、民間に提供しなさいという法律つくってしまったんです。ですから、今言った認識とやっぱり違うと思いますね。方向性は家族農業を含めて否定することにつながっていくんじゃないでしょうか、ぜひ研究をお願いします。自家増殖を守る立場でぜひ動いてください。世界では種は公共財産だとして、皆がそこら辺本当にいいものを一緒にやってきて、農業をつくってきたわけです。育成者の権利を守るということと、農民の権利を守ることの両方をちゃんとやる必要がありますので、研究よろしくをお願いします。

②です。日本の農政には大きな弱点があります。大規模化は高価な機械、工業製品を使わなければ無理で、多額の資金が要ります。しかし、採算性は農産物価格が安定しなければ不可能です。北海道から沖縄県まであり、緯度が違う日本で、国が画一的な法律

でくくること自体が、農業の営みにそぐわないのではないのでしょうか。今、市町村、県レベルで品種、生産量を含めた自給率目標と計画が必要になっているのではないのでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

食料自給率は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村基本計画においてその目標を定めるとされております。そして、5年ごとに見直しをされています。本年3月に閣議決定されたこの計画の中で、10年後の令和12年度食料自給率は、カロリーベースでは現状から8%アップの45%に、生産額ベースでは現状から9%アップの75%で設定されています。

御指摘のとおり、市町村、県レベルで定めることができれば、地域の実情に応じたきめ細かな目標と計画になると思われませんが、農業関連の専門職を有しない香美市では、特定の品種の選定や生産量の設定など、専門的知識に基づく、技術的にも裏づけのある目標や計画を策定することは、少し困難であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの雑誌の中にもう一つ記事がありまして、明治大学客員教授で榊田みどりさんという方が、今こそ多様な「地域農政」を地域自らが考えるときということで、こう書いています。地域の産業構造や立地条件によって、農業の形は実に多種多様で、全国一律の「理想の農業の形」などない。各地域の実情に応じて生まれた農業の形態には、それ相応の背景があり、その歴史を振り返ることしか、地域農業の未来は描けないのではなかろうか。その上で、複数の省庁の施策を複眼的に捉え、どの施策をどう活用できるか考え選択することが、今最も各自治体の農政に求められていることだと私は思うと、こう書いています。

先ほど言った国の方向は、食も種も含めてグローバルアグリビジネスに行く方向に流れていっているんじゃないのでしょうか。しかし、家族農業、今回のコロナの問題で、本当に食も含めて地域で取れたものを地域でやるしかないと思いますので、食は命の源です。この視点、取組は未来につながるとは思いますが見解はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

食は命の源の視点では、食料は人間の生命維持に欠くことのできないものであり、健康で充実した生活の基礎として重要なものであると認識しております。将来にわたって良質な食料を安定的に供給することができるような、香美市の実情に応じた農業政策について、今後とも研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 予算を見よってもたくさんの補助金があります。しかし、極めて細かいです。そして、それによって書類がたくさん要ります。農業こそがトップダウンではなくボトムアップが求められているのではないのでしょうか。地域に即した、先ほど言ったように、風土、気候が違う日本列島で一律では無理と思いますので、ぜひ、鈴木教授も言っていました、地方議会の踏ん張りが食と農と暮らしの未来を拓くと言っていますので、私たちも頑張りますので、ぜひまた知恵を出し合っていきたいと思えます。

③です。コロナ禍やバッタの襲来等で、世界で食糧不安が危惧されています。今、バッタがどんどん、今後中国に近づいてくるんじゃないかと言われていますが、コロナウイルス感染の危険性からも、国内での輸送体制や物流が大きく影響を受けることも懸念されています。高知県は地産外商ですが、今こそ県民の食料は地域で支える方向にかじを切るときではないのでしょうか。ぜひ県市長会等で反映をしていただいて議論することが大事だと思います。地元で取れたものを地元で食する、身土不二、三里四方旬な味の方角への転換が喫緊の課題と思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 地産地消の観点でお答えいたします。

地産地消は、食料自給率の向上に加え、直販所での直接販売や加工品の開発などを通じ、6次産業化にもつながる取組です。国においても様々な支援策を準備するなど、地産地消を積極的に推進しています。香美市では、学校給食へ香美市産の食材の納品や、地産地消の拡充の取組として学童農園を実施し、小学生を対象にした農業体験をしています。また、市内の直販所やスーパーでも地元生産者の作物が多く見られています。

地産地消の推進は、生産者と消費者の結びつきの強化、地域の活性化、流通コストの削減など様々な波及効果を期待できることから、今後とも国・県・市ともに連携しながら、それぞれの立場で地産地消を推進していきたいと考えております。なお、高知県市長会等への提案については、必要に応じて検討したいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど紹介しました榎田教授も言っていますが、地産地消は地域で生産したものを地域で消費するという消費行動を促す方向ですが、地産地消、地域の消費するものを地域で生産するという生産構造の変革の取組、地域に必要な量を地域でやる方向への転換が必要と思えます。

特に香美市の地域農業の未来、ニラややっこネギなど産地育成と振興の右のウイングと、地域に暮らす市民、住民の共同、連帯としての農業の命をつなぐ食料としての農業の左のウイング、この両方が必要と思えます。先ほど言った、大崎博澄さんの記事にありましたように、人と人をつないでいくのは、昔は一つは農業がつないでいました。本当にそういうことですので、ぜひ研究いただきたいと思えます。何かありましたら。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 御提案の地消地産の取組は、地域で経済を循環させることにより、足腰の強い地域経済づくりにつながりますし、地域での食料自給率の向上も図られますので、農家の経済活動と地消地産の取組が両立できるような農業の在り方について、関係機関と意見交換等を行い、研究していきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に、大きな4番目ですが、コロナ禍で問われている社会の在り方について、ごみからの解放といいますか、今ここに持ってきましたが、これがキットカットの包み紙です。キットカットが紙パッケージに変わりましたと書かれています。これ紙で作っています。そして、中身も紙に変えていく方向で今研究しています。キットカットは、こういうふうに確実に脱プラスチックごみの流れに今行こうとしています。

香南清掃組合へ搬出される焼却ごみの減量化の推進としても、紙に変わっていけば、その紙は持って行って香南清掃組合で燃やすこととなりますので、早急に紙類の資源化の取組の推進が必要ではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

実は先週、南国・香南・香美3市の連絡協議会がありまして、香南清掃組合の局長から提案をいただき、議題として取り上げました。現在、紙類は月1回以上ステーション回収をしており、新聞、雑誌、段ボール以外の紙類も収集の対象としておりますが、小さな紙袋や封筒等多くの紙類が焼却されているのが現状であります。

ただ、紙類の中には加工等施され、資源化に向かない禁忌品と言いますが、例で言いますと、防水加工がされた使い捨ての紙コップ、あと缶ビールなどの6缶の外の紙パッケージとか、あと洗濯洗剤等の匂いがついたもの、そういうものは実際禁忌品として、ちょっと資源化に向かないようなものがあつたりとか、あと、ティッシュの上のビニールがついたりとか、分別せないかんもんどか、そういうもののいろんな対応検討や、分別方法の分かりやすい周知啓発の方法が要るということもあり、今後、3市の課題として研究していきたいという形で会を終わっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ研究してください。

②ですが、中央環境審議会は、ペットボトルなどの使い捨てプラスチックの排出量を2030年までに25%削減を決定しました。しかし、一方で、プラスチックを70%今焼却しています。これからまだ国の方向は発電や廃熱利用を含めて、2035年までにプラスチックごみを100%有効利用すると言つて、CO₂排出量を増やす、地球温

暖化にもリスクがある焼却する方向の方針を持っています。

プラスチックの減量化については、小さな地域、自らの地域から一つ一つの取組が結果として重要です。同僚議員からもありましたが、先ほど、私自身も買い物袋を持っていたけど、やっぱり弁当はプラスチックで買っていますので、今度は弁当を持って行って、そこに頼んで入れてもらうか何かしないといかんわけですが、便利だがハイリスクでは持続可能な社会とは言えません。今回のコロナ禍は人類にとって豊かさ、便利さ、あるべき姿など、社会としてトータル的に考えることが求められています。費用の面もそうですが、環境面から深い議論が必要ではないでしょうか。今こそ量販店やコンビニ等と協議する場を設けて、思い切ったプラスチックの減量化に取り組むべきではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かに日本は分別回収が世界的に進んでいる状況であります。ただ、リサイクル率84%であると認識していますが、お話のとおり、実際7割がプラスチックに生まれ変わるのではなく、サーマルリサイクルと呼ばれるごみ発電等であるのが実情であります。今後僕たちの運動としては、リサイクルからリデュース、プラスチックごみを作らない、使い捨てのプラスチックを使わない等の取組が必要であると現状認識しております。また、おっしゃるように、今回有料化の機会に各団体等と協議していきたいとは現状考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以前市長も言っていましたように、日本の場合は製造者責任がないということで、でもその処理は国民の税金でせんといかんという、本当にその国の問題があるかもしれません。

③ですが、高知県の地球温暖化対策実行計画は、再生可能エネルギーのさらなる導入の促進を柱に、木質バイオマス、今も高知市の仁井田から含めて宿毛市でもやっていますね、CLTの普及など、林業振興と森林整備によるCO₂削減の拡大です。

本市では、ここにありますが（資料を示しながら説明）、これが香美市の平成22年につくった香美市地球温暖化対策地域推進計画の策定をしています。そして第2次香美市地球温暖化対策実行計画をやって、現在第3次実行計画に行っています。この計画は令和4年、2022年までの計画です。第3次実行計画と、現時点の取組と課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

県の実行計画に示されるとおり、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が必要であります。香美市地球温暖化対策実行計画では、第2次計画の基準年であります

平成24年度から平成28年度に、目標を大幅に上回る数字となっております。平成30年3月につくられた第3次実行計画では、それを基にノー残業デーの実施やクールビズ、ウォームビズ等による、新たなエネルギー使用量の削減に取り組むこととしておりますが、本年度、地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しを実施します。その中で実行計画の在り方についても内容等再度検討を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 第2次実行計画では、先ほど言ったように、温室効果ガスの排出量は逆に896トン増やしてしまったということで、今回第3次実行計画の目標は、平成24年度の排出量の1,826トンまで削減するという目標じゃなしに、平成29年度で増やしてしまった平成28年度時の2,722トンを5%削減するという、大変消極的な目標ですが、これでいいのでしょうか。見解はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 5%目標がどういうことを行ってというのはちょっと把握できておりませんが、確かに国が25%削減とあります。実際それに向かって市も努力せないかんと考えていますので、そこら辺は先ほどと同じく、見直しの中でちょっと数字的には考えたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） その本当に見直しするときに、第3次実行計画に削減対象施設と削減対象外施設の2つに分けてます。ところが、実行推進の事務局である環境上下水道課は削減対象外施設になっています。だから、自らのオフィスが温暖化対策の削減対象施設になっていないという、大きな矛盾があるんじゃないでしょうか。計画の実行性からも組織機構の面でも考え直すことが必要じゃないですか。見解はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 現在のところ削減対象外施設とした理由をちょっと調べてなくて不明ですが、水道施設等につきましては、漏水等、その他の要因もあり、水道の使用量が増えればそれだけ上がり、下がらないということもありますが、先ほどと同じく、また見直しの中でちょっと詳しく調べたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本市は温暖化による被害を受けてきています。豪雨や、また鹿やイノシシの食害を含めて、よくこれも温暖化の問題と言われてきていますし、今後懸念されるのは、先日のオーストラリアの山林火災ではないんですが、やっぱり今後、杉、ヒノキ等の森林火災等も懸念されますので、物部町の場合は山林火災も経験しています。やっぱり実行性ある取組をする必要があると思いますので、担当課自身の施設が

対象から外れているということは、ちょっとまずいんじゃないかということも含めて御検討いただきたいと思います。

最後の大きい5番の質問です。地方自治の内容ですが、コロナ禍で国の姿勢、そして地方政治の在り方が問われています。コロナ禍で見えてきたのは、地方自治体の権限と財政の在り方ではないでしょうか。自粛と補償では、国が動かない中で東京都が最初に具体的に打ち出しました。確かに、不交付団体で財政的にも豊かな面もありますが、そして、PCR検査は東京都の区長が医師会と共同して設置し、まさに現場主義で極めて大事に取り組んできました。

そこでお伺いします。昨日の高知新聞の小社会にこういう記事が載っていました。現場の実態を知る自治体のほうが、地域の実情に即した政策を考える。コロナ禍はその象徴のように映る。今ごろ届き始めた「アベノマスク」などは、現場感覚に乏しい全国画一の弊害ではないか。国が地方の後方支援に回るべき分野は、ほかにもあるに違いない。そして、要は現場を熟知して県民に寄り添い、国に物申すトップかどうかであると、こう言ってますので、ぜひ今本当にこれを上げることが必要です。

①ですが、東京一極集中など都市部への人口集中が、感染症対策でその脆弱性を明らかにしました。報道によりますと、新宿では500メートル四方に30万人が暮らしている極めて異常な密です。高知県でも高知市と南国市といの町に高知県の人口の半分が住んでいます。今こそ地方分権、現場主義を生かすとともに、地方自治の拡充や国民主権を守る地方の自治権、財源権の拡充が必要ではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応におきまして、特別措置法に基づく知事の権限行使や感染防止対策の財源をめぐるしまして、国と一部の地方自治体との間に一定の摩擦が生じたことについては、報道等で承知をしております。また、比較的財政基盤の弱い自治体におきましては、独自の支援策を早期に打ち出せないなど、地方の財政状況の格差に係る課題も浮上してきております。

本市といたしましても、地方自治体の主体性の維持と財源確保について、引き続き実務や制度上の協議の場を通じて要望していくとともに、全国市長会、知事会等を通じた組織的な対応も図っていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） さきの食料自給率の向上のところでも言ったのですが、北海道から沖縄県まで緯度の違う日本の国で、中央集権と人口集中は大きな弱点になります。特に1人しか当選しない小選挙区制の国政選挙で、一票の格差が問題になればなるほど、都市部中心の国会議員が増える偏在化が進行し、ますます都市部と地方の格差をつくり出してきました。今回のコロナ禍で地方政治の果たす役割、その強化が特に重要と思います。再度感想なりありましたら、お答えいただければありがたいですが。

○議長（比与森光俊君） 質問の趣旨をもうちょっと、どういうことですかね。

○5番（笹岡 優君） 現場主義の地方自治権と財源権の拡充、地方交付税も含めてですが、そしたらいいです。

先ほど声を上げていくということをしていましたので、ぜひ上げていただいて、今回で本当に分かるように、日本のシステム上の問題で大きな弱点になっています。同時に人口の集中が大きな弱点になっていますので、人と人の触れ合いを制限しなければならぬこのコロナの対応で、人をどんどん集めてきた取組をやったために、今大きな感染爆発をつくる危険性を持っているわけですので、それと同時に地域は、農業の問題でも言いましたが、1次産業の問題も後で触れますが、本当に疲弊してきております。そのこのやっぱりバランスが必要です。

②に移ります。構造的な問題として、食料を支える農業を基幹産業に据え、林業、漁業の1次産業を核とする産業構造の転換が必要ではないでしょうか。ここでもう一回原点に戻る議論が必要じゃないかと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

農林業は香美市において重要な基幹産業であると認識をしています。農業の現状としては、後継者不足、離農、耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されています。一方で、若い方の新規就農等も見られ、農業への意識は高まりつつもあります。今後も市の基幹産業である農業を持続的に発展させていくための支援を継続し、香美市の農業のさらなる発展につながるよう推進していく必要があると考えています。また、林業におきましても、森林環境譲与税を活用しながら、担い手の育成確保及び森林整備、木材の利用推進等を進めてまいります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。コロナ禍で今回本当に分かったのは、マスクも自動車部品も食料も労働力も、多くの部分を中国に異常な依存をしていたことが分かりましたので、やっぱり国内でできるものは国内でと。持続可能な発展を進めるためにも、1次産業はなぜ1次なのかという、持続可能な経済は1次産業が土台に座ってこそと思います。方向性の転換が必要だと思います。ぜひ地方からのメッセージが必要だと思いますので、地方から声を上げることがうんと大事ですので、よろしくお願いします。

③です。コロナ禍で政府の姿勢や対策のやり方に国民の関心が高まっています。民主主義のシステムを機能させる必要があります。国民、市民が直接声を上げる直接民主主義、今、国会での検察庁法改正案へのSNSでの発信は一つのあらわれではないでしょうか。さきに紹介した大崎博澄さんの指摘ではないですが、人と人との絆の回復が、コロナ危機を乗り越えるためにも、収束後の社会の経済の再建にも鍵になると。そのキーワードは民主主義の徹底です。そのためにも国と対等、平等の関係にある地方から発信

が不可欠だと思います。あらゆる機会を行使して、積極的、能動的に声を上げるときではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

SNSを通じた政治的メッセージの発信や利用者の政治への参画につきましては、次第に関心が高まっておりまして、メディア等でもこうした動向をめぐり、直接民主主義、あるいはイーデモクラシーをうたう言説も見受けられるようになっております。しかし、匿名による誹謗中傷やあおり、ターゲット誘導、ボットによるフェイクの拡散といったSNS固有の負の側面もあり、こうしたプラットフォームを通じての働きかけが、現時点で手放しで肯定される状況でもないと認識しております。

本市といたしましては、今後も政治的な利用ではなく、行政の透明性の確保、市民等への情報共有など開かれた行政を進めるためフェイスブック等を活用していきますが、国への働きかけなどについては、県や他の自治体と協調し、さきに申しあげました市長会等を通じて行っていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ネット上のいろんな問題がありますが、議院内閣制ですので、皆さんが選んだ国会議員によって政府がつくられています。その政府が税金の取り方、使い方を決めていくわけですので、政府のやり方に声を上げることと、一人一人の市民間のいろんな問題でネットを使うことは、また次元が違う話だと思いますので、ぜひ、ここへ書いていますように、地方自治権としての声を上げることがすごく大事であります。一人一人は本当に声を上げていくことが大事ですけど、やっぱり地方自治体としての機能を最大限生かすことが必要です。

国任せではだめだと思います。コロナ禍で機能していません。感染対策の初動の遅れを指摘しましたが、本当に1月、2月の遅れというのは大変だと思います。そして、国の持続化給付金の遅れもありますし、今、不透明な委託問題も国会で議論になっていますし、マスクの発注問題を含めて、私のところには5日に届きましたがおかしいですし、今でも医療機関での防護機器の不足等も言われています。本当に異常な状況です。政府の実態は、今回余りにもひどかったんじゃないでしょうか。ぜひ声を上げることが必要です。

先日、全国市長会の総会が開かれました。国難とも言える感染症に住民に近い立場で戦っていくと全国市長会会長が言ってますし、臨時交付金の拡充を求める決議を上げています。ですから、本当にその声がこれから大事です。国民主権、主権者は市民です。その主権者と一番近くにいるのは市町村なわけです。災害時は市町村長の権限で動きませんが、代表民主主義としてぜひ香美市自身が行動をお願いしたいと思います。

そこで、最後に④の質問に移ります。5月4日、在日米軍戦闘機が本市を異常な爆音で飛行しました。初めてのルートを飛びました。1機目は徳島県牟岐町で午前11時2

9分に目撃され、那賀町木頭、香北町五百蔵、杉田ダムの北側、森林総合センターの上から南へ飛んでいき、もう1機は、香北町橋川野から北に北上して大豊町小川を通り、本山町、土佐町、そして仁淀川町池川大西を通過して久万高原町のほうに飛んでいっています。これ例の仁淀川町池川から久万高原町面河に抜ける国道の上ですね。仁淀川町池川は初めて飛びました。翌日の5日にはC-130輸送機が夜の午後9時25分に高知市一宮、この高知市一宮の目撃した方は、高知龍馬空港の公園で飛行機の底が見える、あれぐらいの高さに思えたと言われるぐらい低かったと。そして、香北町橋川野を通り、那賀町木頭、木沢、本山町、土佐町の夜間飛行が行われました。以後も夜間飛行が確認されています。6月3日にも夜10時に香北町を飛んでいます。

本当に市民がコロナ禍で苦しんでいるときに、このような理不尽は許されないのではないでしょうか。苦しんでいる県民、市民の声を代表して、県、関係市町村との連携を強めて、また、県選出国會議員にも協力を求めて、日米地位協定の抜本的な見直しで中止させる行動をとるときではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 昨年12月に高知県から国に危険性の極めて高い超低空飛行訓練など、異常な訓練は行わないよう米軍に申し入れることを要請しましたが、要請後にも依然として訓練回数は減少しておらず、配慮があるべき夜間及び休日における飛行や、子供が怖がるような超低空飛行訓練のほか、人口が密集している市街地上空での訓練も確認されております。このような状況の中、改めて令和2年5月12日に高知県知事から防衛大臣宛てに要請書が提出されております。

危険性が高く強い恐怖と不安を抱かせる訓練が続けられていることにつきましては、あってはならないことだと考えております。この件につきましては、国と国との案件であることから、一市町村の発信では解決できない問題でございます。議員がおっしゃいますとおり、連携を強め、議員各位のお力もお借りし、発信すべきと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 昨日もこの輸送機が飛んでいます。また同じように高知市から香北町を通過していますので、このルートは本当に異常なぐらい今強まってきています。それから嶺北を通過して飛んでいます。これはファントムですけど、それでも音が大きいということであるし、この前高知新聞にも出てましたね。四国全体で今飛んでいます。コロナ禍の中でこの戦闘機そのものも3密ですので、パイロットもコロナにかからん保証は本当はないわけですので、そういう意味では危険なことになります。高知新聞にも出てましたね、コロナ禍での軍事力ということで、こういうのはもう言うていかな無理やということも出ていました。

そこで、お願いですが、日米地位協定の見直しは全国知事会も決議を上げています。そして行動しています。全国知事会の会長は徳島県飯泉知事です。ぜひ本市も声を上げ

て、今度、濱田知事も来られるということですので、高知県、徳島県等が隣接して、特に先ほど言った那賀町木頭、木沢を飛んでるわけです。ですから、ぜひ徳島県とも連携して、そういう橋渡しを、これ市長が答えてくれたらありがたいですが、ぜひ今度、知事が来られたときに相談していただけんかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

お答えをしますといっても、なかなか笹岡議員の質問は難しいのでありまして、コロナ禍での地方政治の在り方ということなんですけれども、これが米軍の飛行の問題につながっておるわけで、よくよく読んでみないと分からないんですが、市民がコロナ禍で苦しんでいるとき、このような理不尽は許されないということがこの両方をつないでおるということでございます。どうも一問一答で答えなさいということなんですけれども、総合的な質問で一問一答の求めをされるわけでありまして、なかなか答弁するほうは難しいわけでありまして。できるだけ答弁をしようと思っておりますので、香美市の発展のためにはこのことは非常に大事なことでありますので、議員におかれても、一問一答の形をぜひぜひ我々に分かりやすく示していただきたいと思っております。

この米軍の飛行につきましては、物部町での飛行について議会においても映像をもって紹介をされました。大変衝撃的な映像でありました。それが香北町のほうへ飛び始め、土佐山田町、そして下流のほうへ飛んでいく、市街地の上も構わず飛んでいくような状況になってきております。

自治体にとっては安心・安全というのは非常に大事な課題であります。私もこの行政の中で今は危機管理をもっと充実しようということで、日夜そのために意を尽くしているわけでありましてけれども、もはやこうした飛行は許されない状況にあるというふうに思います。

この飛行が様々に言われておりまして、極東、アジアのパワーバランスのこととか、あるいは周辺国の動向によって激しく訓練されているというふうにも言われております。北朝鮮は先日、南との通信を断絶いたしました。どのような状況になっているのか非常に分かりにくい国ですけれども、一層分かりにくくなっていて、どのような緊張があるのか我々には伝わってこないわけでありましてけれども、米軍は日米安保の中で活動しているわけでありまして、それが日本のためであるとするならば、やはり国民へしっかりと分かりやすい説明をするべきだというふうに思います。

議員が言われるように、市長会においてもこの問題については取り上げられておるところでありまして、関係の市長もまた声を上げていくと思います。私も一緒になって、市民の皆さんの安心・安全のために、そして平和のために声を上げていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） よろしく願いします。先ほど言ったように、濱田知事に今

度お会いする機会があると思いますので、この問題もぜひ香美市の実態として伝えていただき、徳島県の飯泉知事等も含めて、四国4県の知事会もありますので、連絡をとり合って、日米地位協定の見直しは全国知事会がやっていますので、本当に日米地位協定から見直しをしないとやまらないんじゃないかと思いますので、ぜひお願いします。

日本が今、新型コロナから学ぶ必要があるのは、3密の軍事力による覇権争いではなく、非戦、非武装、非核、非暴力への決意だと思います。その中で一番生きてくるのは、やっぱり憲法第9条を生かした外交努力であると強く思います。そのことを強く訴えまして、質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は6月10日午前9時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 3時53分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 3 号)

令 和 2 年 6 月 1 0 日 水 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第3号)

招集年月日 令和2年6月1日(月曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月10日水曜日(審議期間第10日) 午前 9時31分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第10日目 日程第3号)

令和2年6月10日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 14番 大 岸 眞 弓
- ② 11番 山 崎 晃 子
- ③ 6番 森 田 雄 介
- ④ 12番 濱 田 百合子
- ⑤ 16番 依 光 美代子
- ⑥ 2番 山 口 学

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時31分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、5番、笹岡 優君から、昨日の一般質問での発言について訂正を求められておりますので、これを許可します。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 昨日の1番目の新型コロナ対策③で、2回目の質問のときに「地域医療介護総合確立基金」と言いましたが、正確には地域医療介護総合確保、確立が確保、保つのほうです。「地域医療介護総合確保基金」ですので、訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ただいま5番、笹岡 優君から、昨日の発言の中で、「地域医療介護総合確立基金」を「地域医療介護総合確保基金」に訂正したいとの申出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 皆さんおはようございます。14番、日本共産党の大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、コロナ禍における行政の役割ということで、大きく6点に分けて質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより、人々の生命や健康保持に関わる公衆衛生の危機、また雇用や営業への打撃は大きく、消費や生産など経済活動の落ち込みによる危機に直面しています。今、市民は感染症の不安、先行き不安でいっぱいです。こうした危機から市民をどう救済していくのか、今後の備えをどうしていくのか、行政の役割が今問われています。

そこで、まず(1)の①からお聞きいたします。一斉休校になって間もなく、高知市内の放課後等デイサービスに勤める方より、マスクも消毒液もなくて不安と聞きました。最近になって十分な量のマスク、そして消毒液が届いたと言っておりました。当初は身体介助もある中で感染のリスクを負いながらの仕事は、医療機関の方々は言うに及ばず、保育所や介護施設など、どこも極限状態で大変なことだと思いました。ドラッグストアにマスク、消毒剤を求めて開店前から長蛇の列ができるのを見まして、店に物がなくなってしまうことはなかったのにと感じました。また、ホームセンターに勤める友人は、中国から資材が入ってこず、仕事が中断しているとのことでした。

こうした状況を見たとき、マスクにしても、医療用のガウンにしても、生産拠点のほとんどを外国に置くやり方は本当にリスクが高いと思いました。今回のことを機に、衣

食住や人のケアに必要なものは国内で生産ラインを整え、調達できるようにしておくことが本当に大事だと思いました。

また、自粛、休業等の影響で飲食業やサービス業、観光などへの打撃はもとより、人が集まること自体がはばかられ、半年前とはまちの様子が変わりました。感染防止のためにはやむないことかもしれませんが、なりわいが限界という方々がおられます。

そこで、今回の新型コロナウイルスのパンデミックは、現代社会だからこそその必然性があると指摘されております。市民生活への深刻な影響を見たとき、地球温暖化の進行や環境破壊も顧みず突き進んできた経済の在り方が、今問われているのではないかと思います。私はこのような所見を持ちました。

以上を述べましてお聞きいたします。市長は市民生活への影響をどのように捉えておられますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。大岸議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

目に見えないコロナウイルスの感染をめぐって感じておるのは、私たちの暮らし、市民の暮らしが、世界と本当に近くなってきているんだなど、改めて実感いたしました。そしてもう一つは、日本は高度に発展した先進国であるというふうに考えてきましたけれども、このコロナウイルスの感染をめぐって見ますと、社会のシステムが意外に脆弱であるということに衝撃を受けておるところでございます。これからそれぞれの国においても、地域においても、そして国際的にも検証や研究が行われると思いますけれども、非難の応酬ではなくて、また自己満足的な発言ではなくて、真摯にこれと向き合って議論を、研究を深めていってほしいと思っております。

私が申し上げた脆弱性ということは、医療あるいは保健をめぐっても、PCR検査でありますとか、病院の体制とかいうものを見ても、本当に弱いということが分かりました。経済を見ましても、今おっしゃられた海外依存の問題、あるいは海外労働者に依存しているのが大変大きいということですね。そして、情報においても混乱するというところで、思わぬ物不足が起こって、今お話しになったような状態が、いろんなお店で起こってしまったということもあります。そして、今、申請受付が行われていますけれども、ITについても申請が混乱をしているということで、進んだ技術であるはずなのにうまくいかないという状況もあります。市民社会を見ても、排除の機運が高まってきたり、攻撃性が高まってきたりしている状況があります。そして、何よりも、貧困や零細経営ということが、このコロナウイルスの中で非常に厳しい状況に置かれたんだということを、改めて感じておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 丁寧な御答弁をいただきました。

それでは、次に②に移ります。未知のウイルスとの闘いです。感染予防をしながら営

業や暮らしを守るには、市と市民の協力が土台になると思います。市長は市民とともにこの危機をどう乗り越えようとしているのかをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まだこのコロナウイルスが収束する見込みも立っていない状況でありますので、まずはこのコロナウイルスとは長い共存を余儀なくされていくんだらうと。その立場から、当面は市民の皆さんとともに徹底して感染防止の取組を進めていくということ、これは抜きにしてはいけないだらうと思います。

そして、行政として、このコロナウイルス感染のクラスターが起これるということは、しっかり避けていかなければならない。そういう点でのリーダーシップを発揮していかなければならないと考えておりました、そのために、市民の皆さん、団体の皆さんともしっかりと連携をして、そうしたものに対しては慎重に進めていくと。大変厳しい暮らしであったり活動であったり仕事であったりしますけれども、お互いにしばらくの間は我慢をしていかなければならない部分がたくさんあるかと思いますが、その先頭に立ってやっていくという決意であります。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これから第2波、第3波が来るかもしれません。今、市長がおっしゃったように、ある程度の、ある程度といいますか、我慢は強いることもある、休業や休校など市民生活が犠牲を払うことにもなることは、やむを得ないことかもしれません。しかし、そうした市からの要請等につきまして、感染防止が第一、クラスター発生は起こさないようにしなければならない、それを第一にという市長の御発言はよく分かりますが、やはり情報公開が丁寧に行われること、また、市民に寄り添った対応が必要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 言われるように、こうした厳しい状況であるとか、混乱が生じる可能性のあるときには情報が非常に大事になってくる。正確な情報がどれだけ提供されていくかということが大事だと思います。

そしてもう一つは、混乱させる基になるのは、先が見えないということが出てくると思うんですね。これについては、やはり市だけでなく、県・国とも今の状況をしっかりと押さえて、あるべき対策をしっかりと行っていくことが大事だと。その点で、県や国に対してもしっかり要望していかなければならないと思っています。

そのためには、まず市民の皆さんの暮らしであるとか声といったものを私たちがどう捉まえていくのか、そして、議会の皆さんと一緒にそうしたものを共有していくかということが大事だと思いますので、ただ行政だけじゃなしに、もう本当に香美市挙げての対策を進めていかなければならないと考えているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 情報公開ということにつきましては、突然の休校要請でち

よっと皆さん戸惑った、後でも述べますが、点があるかと思しますので、なぜそうなのかということの丁寧な説明が必要ではないかと思いました。また市長、その点踏まえておられますので、次の③の質問に移ります。

コロナウイルスの収束後の香美市をどのように展望されるか、どうお考えでしょうか。今まだこの時点では難しいかもしれませんが、こういう対策をした、将来にはこんな香美市が待っていると市民に展望を示すメッセージを、市長からぜひ市民に対しましてお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） コロナの関係で本当に広い分野に影響が出ております。そして、まだしっかり押さえ切れてないところもあるのではないかと思います。こうした困難な状況について、暮らしを元に戻すという点で、困難性を取り除くための努力をまずはやっていかなければならないんだろと思っております。そして、今あらわになった脆弱性の問題ですね。この点についても目を向けて取組をしていくことが大事だと思っております。そして、そういう中で、新しい暮らしのスタイルであるとか、仕事のスタイルというものも生まれつつありますので、そういうことができるように、積極的に行政も進めていくということだろうと思います。

特に、議員も言及されましたけれども、サプライチェーンの問題があります。国内へやはり変えていただかなければならないものもあろうかと思います。その際には、このコロナウイルスで学び取ったことを生かしていただいて、都市に集中するのではなくて、地方にそういったものをリスク分散するというをやっていただく。雇用を進めるような形を今後はとっていただいて、コロナでも早く立ち直っていっているのは地方であります。そういう点で、地方をもう少し評価していただく。そして、働き方改革の中で、新しい働く姿についても地方でもできるんだと、ITを使ってやればできるんだということを今後しっかり国にも理解していただいて、地方の声を聞いていただいて、みんなが安心して地方でも暮らしができるようなもの、そして、物が欠乏するときに国内でしっかりとそれをカバーしていけるような状況を、地方から作っていくということをこれからはやっていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうですね。東京都は財政的には豊かなわけですが、人口が集積しているために、本当にそのための困難というか、そういうのが現れて、今、市長がおっしゃったとおりだと思います。雇用もやはり地方でたくさん創出されるような、これまでの在り方も見直してやっていく、そういう香美市の将来を私も展望したいと思っています。

次に、（2）の相談体制についての質問に移ります。

①です。この間、新型コロナウイルス感染症に関しまして、どのような相談や問合せが市に対してありましたでしょうか。昨日の同僚議員への御答弁では、定額給付金につ

いての問合せが何件かあったと、総務課長のほうから御答弁がありました。ほかに、商工観光課とか福祉事務所とかはございますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。福祉事務所における相談状況について御説明をいたします。

香美市社会福祉協議会が窓口となっている社会福祉資金の申込み状況は、貸付上限20万円以内の緊急小口資金が、3月25日の受付開始から6月3日までの間に55件、金額にして985万円の借入申込がされております。貸付上限額が単身世帯15万円以内、2人以上の世帯が20万円以内で、3か月以内の貸付期間となっている総合支援資金につきましては、受付開始日の4月20日から6月3日までの間に申込件数が64件、貸付の申込金額が3,480万円となっております。合計で119件、4,465万円の貸付が行われており、うち23件は2つの資金を重複して借り入れております。

給付要件が緩和されました住居確保給付金につきましては、4件の支給決定を行っております。

このほか、社会福祉協議会には、収入の減少のため債務返済が困難となった相談や、感染拡大で求職活動が困難となった相談などがあり、家計の分析、債務整理の提案やハローワークへの同行支援を実施したとの報告がございました。

生活保護の相談件数は2月から5月までの間に35件で、うち申請に至ったケースは21件となっております。これは、昨年同時期の相談44件、申請26件に比較しまして、共に減少しております。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことによる相談・申請はございませんでした。

次に、障害者に関する御相談です。障害者と同居している保護者から、自身が新型コロナウイルスに感染した場合、同居している障害者の支援はどのようになるのかという問合せがありましたので、濃厚接触者に該当した場合は、検査や入院が予想されるということを回答いたしております。なお、中央東福祉保健所地域支援室に同様のケースへの対応策について問合せを行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 相談、問合せがありましたのは福祉事務所、今、各課の課長がいらっしゃいますが、福祉事務所だけですか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康介護支援課のほうには、香美市内のどこどこという施設の人が新型コロナに感染していると聞いたとか、香美市内の〇〇のグループから感染者が出たと聞いたといったこととお電話があり、その内容が本当かといったような問合せがありました。

また、感染者の発生については、現在市町村名が公表されていないがどうしてかと。

市として県に公表を働きかけるべきではないのかといった御意見もありましたが、健康介護支援課がどこの誰が感染したという情報を把握しているわけではありませんので、その答えはなかなかできないということでお話をさせていただきましたし、それから、県のほうも人権擁護の観点から市町村単位の公表は控えておると。高知市は発表しておりますが、一部を除いては高知県の保健所の管内で出たという発表しかしておりませんので、その旨をお伝えいたしました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

問合せとしましては、事業者向けの支援、どういったものがあるかというようなことでありまして、それから国の施策、県の休業要請、そういったものの問合せはございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 福祉事務所長にお聞きしますが、今、緊急小口資金貸付制度、社会福祉協議会から報告が何件あったというお話でしたが、これは報告を受けるようになっておりますか。日頃から、社会福祉協議会のほうから報告を受けるようなシステムになっているのかということが1点と、商工業者からの事業者向けの支援はないかという質問につきましては、それが香美市の持続化給付金制度ができるまでなのか、持続化給付金ができたらいいねという問合せなのか、その2点をちょっと確認いたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

社会福祉協議会との連絡体制でございますけれども、これにつきましては、今回の事態に即して報告を求めて情報を入手したといったことでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市の持続化給付金が始まります6月以前から問合せはございました。併せて、香美市の事業につきましても6月以降になって問合せがっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に移ります。突然の休校要請には、学校も保護者も、もちろん児童生徒も、そして受皿として指定されました放課後児童クラブも大変混乱したと思います。また、緊急事態宣言による休業、自粛等により不安な毎日を過ごした業種や被用者、そしてフリーランスの方たちもいました。今お伺いをしました範囲の中にそうした方々もいらっしゃるかもしれませんが、市側から市民の方にご

うですかというふうなリサーチは行っておりますか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 商工観光課から回答いたします。

香美市としまして独自の調査は行ってございませんが、香美市商工会が会員540名を対象にアンケート調査を行いまして、その結果を活用した支援策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

小中学校の臨時休業についての市民の皆さんへのリサーチは行っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 最初の質問で市長も御答弁くださったように、まだまだ目の行き届いてない、困っている方がいらっしゃるのではないかというふうなことですし、私もそのように思うのですが、商工観光課では商工会のアンケートを基に香美市の持続化給付金制度ができました。しかし、市民への影響は営業だけではありません。今年3月ぐらいから学校、保育、福祉施設や障害者施設等、病院などにも及んでおりました。そうした社会基盤を支える、人のケアをする施設にだけでも電話をかけて様子を聞くとか、そうしたことが必要だったのではないのでしょうか。お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。保育園と、それから児童クラブ、小・中学校を管轄しておりますので、お答えさせていただきます。

小中学校、それから児童クラブ、保育園ともに関係者等と情報を密にして連携をとってまいりましたので、その点につきましては情報共有はできていると思っております。また、保護者の方に対しまして、小中学校の就学援助制度につきまして、5月15日付で新型コロナウイルスの影響で経済的に困りの皆さんに向けてもお知らせをするなどはしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 議会のほうから申入れを行いました。医療や介護や障害者施設などへの聞き取りは行っておられますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護のほうでお答えさせていただきます。

介護のほうでは、マスク不足とか消毒薬の不足とかもありましたので、緊急に3月から3回ほど事業所に対して調査を行いました。17事業所が市内にはございますが、そこへのマスクとか消毒薬の提供などを行っております。

あと、その後、まだ緊急事態宣言中でしたが、いろいろ職員さんの御苦労とかほかにもあるのではないかとということで、健康介護支援課の保健師から各事業所に電話で感染予防の対策の状況とか、あと職員とか利用者の方の健康状態についてなど聞き取りを実施しまして、状況の把握には努めました。幸いにも特に気になる回答はなかった状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③に移ります。状況の聞き取り、把握なのですが、私が聞きました範囲だけでも、例えば国の持続化給付金の申請がなかなかアクセスできない、やっとながっても申請事務が煩雑で手に負えないという方や、毎月入ってくるはずの集金ができなくて支払いに困っている個人事業主の方、それから、やはりコロナ以前から厳しい状況にあった方々が、さらに厳しい状況に置かれているということが見てとれました。このような声の行き先が要ったのではないのでしょうか。今後はどのような相談体制を組まれるか、議会からも相談体制につきましては、コロナに関しまして総合相談窓口の設置を要望しておりますので、今後の相談体制についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 総括してお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、相談者によって多岐にわたると考えられまして、一つの部署で全てを受けて対応していくことは大変厳しい状況と考えられます。ただ、いろいろな相談がありますので、窓口においでたとき、また電話がかかってきたときにたらい回しにならないように、どの部署でもどこの部署が何を担当しているかということ把握しておくことで、関連部署間の連携を強化して組織を横断的に対応し、市民の方のニーズに丁寧に応えていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、続いて（3）の国保関連でお聞きします。

まず、①です。3月議会で、教育厚生常任委員会として資格者証保持の方に短期証を交付するよう申入れを行っておりましたところ、この6月1日から令和3年3月末日までの間、短期証交付が決定しました。報道によりますと、コロナ感染症は症状がなくても感染している場合があるとか、突然重症化して亡くなる方がいるなどのことで、当該世帯の方は本人だけでなく家族の方も非常に不安であったと思います。これで不安がやや解消され、感染予防にもつながるものと、政策決定に感謝いたします。

ただ、1点だけお聞きしたいのですが、厚生労働省の通知が今年2月末で、高知市などはその通知に基づいて、早々に3月1日から9月末日までの短期証を交付しておりました。また、ほかの市でも資格者証保持の方に通知の内容を連絡し、事情を聞いた上で

短期証交付の対応をとっておりました。本市は短期証扱いの開始時期が6月1日になったということと、実施期間に関しましてはほかの市よりは長いですので、どういう検討、協議の下にこういう決定になったのかをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

まず、2月28日付厚労省国民健康保険課長通知で、帰国者・接触者外来を受診した際、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱う旨が通知されました。詳細を県に問い合わせましたが、通知以上のことは分からず、3月19日に例年どおり、過年度に国保税の滞納がある世帯に被保険者資格証明書を発送しました。この際、さきに述べました通知に係るお知らせはしておりません。

その後なんですが、正規の被保険者証をお持ちの被保険者の方から、発熱のため新型コロナウイルス感染症を疑って病院を受診した際、無料とっていたら1万円強の自己負担を請求された旨の連絡があったところでした。そのお話を聞いて、ますます周知の文面に窮していたところでございます。また、その頃には新型コロナウイルス感染症緊急事態措置の実施区域が全都道府県に及んだこともあり、保険班内で協議して、短期証の交付に踏み切ったものです。

実施期間につきましては、そもそも6月1日から出そうとっていたので、三月とかというような短期にはせずに、3月末までとしたものです。資格者証の方だけでなく、短期証の方も、次々と短期証の方が出てくるわけですが、併せて3月末までに延長した保険証を発送しております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 御配慮ありがとうございます。

それでは、②でお聞きします。この短期証につきましてはの周知方法、これは私、全員協議会の説明をちょっと取り違えて聞いておりまして、周知方法につきましては結構です。この答弁は結構です。そのときの周知内容をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

短期証を発行する際に、お知らせの文面の中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、感染の疑いがある場合には積極的に医療機関を受診していただきたい旨のお知らせ文を同封しております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これはほかの市でもやっていることなんですけれども、新たに短期証を送付していただきました方々は、困窮世帯であることが容易に推測できます。7月には納付書の発送もあるかと思うのですが、その際に、この短期証を発行された世帯の方々に、それだけではなくて国保税の減免、納付猶予、今、税務収納課で行っていますが、そういう制度もありますというお知らせも一緒に入れることを提案したい

ですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） そのようなお知らせは、この時節柄必要かと思って、納付書には入れる予定をしております。ただ、詳しいことを書くと本来の目的であるお知らせが分からなくなるのと、かなり込み入ってくるために、こういうものがあるというお知らせで、詳しくはお問合せいただきたいという旨の文書を入れるようにしております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのようにお願いします。

次に、③です。ずっとこの間この質問をしてきましたけれども、コロナ禍の今こそ子供の均等割減免を実施されるように求めます。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 新型コロナウイルス関連の給付や減免は当該感染症が収束するとなくなりますが、子供にかかる国保税の均等割の減免は感染症に関係なく継続されていきますので、新型コロナウイルス対策とは別に検討すべきものだと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） おっしゃるとおりで、ぜひ別に検討をしていただきたいのですが、2月定例会議で私の同様の質問に対しまして、課長からは、果たして子供の均等割減免が今なのかという御答弁がございました。私は、それはコロナ禍が過ぎれば子供の均等割減免はまだ続きますので、ですけれども、まさに今だと思います。そのときは関係部署、関係機関とも相談しながらという答弁でございました。

それで、二十歳未満の被保険者が多いことによる調整交付金が国からあり、その分県のほうで納付金算定に生かされているという御答弁だったかと思います。私はそのときに、調整交付金のペナルティーがあると逆に捉えてしまっておりましたので、ちょっと質問と答弁がちぐはぐになったのですが、それはさておきまして、今までも述べてまいりました、全国知事会など地方団体は均等割の見直しを要求しています。市民にとって国保税の負担があまりに重いことが分かっているからです。本市は昨年、国保税の大幅値上げで、収入は変わらないのに負担が増えて困っている世帯があり、今またコロナ禍で大変困っています。着手するとしたら今ではないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 2月定例会議のときの答弁でお答えしたのは、先ほど議員がおっしゃられたようなこととお答えいたしましたけれども、私は時期だけではなく、均等割を減免するということは、その分どこかが負担しなければならないので、その負担先についてもお答えしたのではなかったかと思うんですけれども、その辺もありますので、検討はしていかなければならないことではありますし、国がどのように方

向性を持っていくかというところも、注視しなければならないと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 負担先は私は市に求めているわけでありましてけれども、よその実施をしている自治体は、さきに述べましたように、やはり条例などでペナルティのかからない方法を工夫して、何とか多子世帯とか香美市内で子育てをしてくださっている方々を経済的に支援するという意味合いから、工夫してやっておりますので、そうした例も検討にさせていただいて、引き続き協議をしていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に、（4）です。地方創生臨時交付金の活用について質問をいたします。

まず、①ですが、休業、自粛等の影響で売上げが大幅に落ち込んだ市内のある業者は、政府の持続化給付金はまだ来ない、これはタクシー業者さんでありますけれども、県の休業要請の対象からもこぼれたと、本当に3月末ぐらいに頭を抱えておりました。夜眠れないと言っておられました。それで、売上げはなくても固定費の支払いがあります。この先のことを考えると不安だと、あとどれぐらい営業がもつのかと、持続化給付金も国からやがては来るのかもしれませんが、営業する方にとって毎日のお金が入ってこないということは、今が大変しんどいと思います。

そして、一方、行きつけの美容院でお聞きしたのですが、自粛要請があっても休めない、たちまち従業員さんの給料をどうやって払うか、家賃もあるしと困惑しつつも、お客さん同士がぶつからないように予約を絞って営業しておりました。ただ、あまりに自粛自粛と言われるので、さすがに顧客の方の手前も空けておくのがつらいということで、1週間ほど休業したと言っていました。私は、香美市の持続化給付金の制度も御紹介したことでしたけれども、この美容院は休業要請に基づくものではない自主的なものでありますので、今のところどこからも補償がございません。こうした業者の方々も営業を存続できるように、今、大変苦しい固定経費、家賃の支援を検討できないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

国の第2次補正予算で計上されます地方創生臨時交付金におきまして、地代、家賃の負担軽減を目的としました家賃支援に係る事業がありますので、その動向を見ながら香美市の支援策を検討したいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ御検討いただきたい。と申しますのは、今、課長から御紹介のありました国の家賃支援給付金ですけれども、創設はされましたが、前年同期と比べた売上高が1か月でも半減した場合、または連続する3か月の合計で30%以上減少という要件がございます。個人、法人それぞれに上限はありますが、家賃の3分の

2を半年分支給するとしております。

これ適用できたら助かるわけですが、問題は、売上げが減少した月のカウントが5月からになっているんですね。本当に欲しいのは3月、4月じゃないかと思うのですが、5月からとなっております、早くても給付が8月になります。3月末から既に影響が出始めている事業所も多いですので、支援を待っております。もし国の給付金要件がそのままであるとしましたら、本市としては3月、4月も対象にするとか、少し上乘せをするとか、家賃支援の検討ができないか、お伺いをするところです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 制度の詳細については吟味がこれからになりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これからということですので、例えば、一律10万円の給付が大分早く決まっていたんですけど、ちょっと香美市の場合、まだなのかという問合せがありましたので、こういうふうに関のほうで支援をやられるらしいということが決まった時点で、前倒しをして十分に検討をする、リサーチをしておくことが、スピード感という点からも、今今困っている事業者さんにとっては、大事なことではないかと思うのですが、課長、その点いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

おっしゃいましたとおり、スピード感は大切と考えております。一方で、本当に必要というところも吟味をする必要があると思っております。この臨時交付金については広く充当できる事業が考えられると思いますので、検討したいと思っております。ここだけじゃなくて、広く固定費だけという意味だけではなくて、検討したいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この地方創生臨時交付金というのは、関のほうでもいろいろ対策をやるけれども、やっぱりこのコロナ対策で一番権限を持っている県、それから市民の生活に一番近い市がよく分かっているから、関のほうで足りない分なりは、これでやってくださいという意味合いもあろうかと思っておりますので、ぜひその点も踏まえて御検討をお願いいたします。

それでは、次に②の質問に移ります。コロナに感染しました国保の被用者だけでなく、事業主やフリーランスにも傷病手当金の給付が検討できないでしょうか。これは全員協議会でも申しましたけれども、被用者でなくても、感染して入院などすれば仕事がストップして収入の道が絶たれることになり、たちまち困ります。私の記憶ですけれども、全員協議会の課長の御答弁は、算定のやりようがないと、基礎が分からないので検討しないという意味合いのことをおっしゃったかと思うのですが、既にやっているところも他市、他県にはありますので、先行事例なども参考に検討できないか、改めてお聞きい

たします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

以前は市町村国保と後期高齢者医療制度で傷病手当金を支給している保険者はなく、新型コロナウイルス感染症の対策として国が財政支援を打ち出したことにより、国保及び後期高齢者医療で傷病手当金の支給条例が規定されてきたところです。

今議会に提案しております国民健康保険条例の一部を改正する条例は、被用者保険の傷病手当金に準じて規定しておりますために、対象者を給与等の支払いを受けている被保険者としております。御質問の事業主は時期により収入が大きく異なる職種があり、フリーランスの方は就業形態が様々で、給付の算定根拠となる直近の収入、就労日数、収入減少の状況が曖昧になるなど、所得保障として妥当な支給額の算定が難しいという課題がございます。全員協議会で御説明したことと一緒です。また、定額を支給する保険者もあるように聞いておりますけれども、所得保障として支給される傷病手当金を、平時の賃金に基づかない定額制とすることはいかがなものかと考えており、対象者を拡大する予定は今のところございません。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでございますが、本市と人口、財政規模が類似します岐阜県飛騨市が行っております、どういうやり方をしているのかと申しますと、積算根拠として、被保険者である事業者の感染者を3名と想定して、健康保険で用いる標準月額報酬の中間を基準として1日当たりの収入を算定し、感染した場合の療養日数として二、三週間の日数を乗じて算定して、そして40万円の予算を組んでいるんですね。課長も触れられましたように、定額、これは傷病見舞金という形で20万円というふうな創設をしております。

考え方としてはいろいろあると思うのですが、工夫すればこういうやり方もあるわけですので、本当にフリーランスとか事業主の方が、もう一旦コロナに感染してしまったら、本当にたちまち収入も途絶えて困るわけですので、ぜひこういうやり方も参考にしまして何か創設できないでしょうか。コロナ治癒後の立ち上がりですね、なりわいの再開、それを支援する意味でも検討してはどうでしょうか。再度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 傷病手当金の趣旨と相反さないようなやり方があるのであれば、また検討もしていきたいと思いますが、傷病手当金の範疇ではないということになりますと、また別の支給の仕方なりを考えていかなければならないかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に③の質問に移ります。コロナ禍におきましても、自然災害同様、社会的弱者ほど被害が深刻に出ます。学齢期の複数の子供さんを

育てつつ仕事も家事も育児も頑張るシングルマザーの方から、休校中の子供の居場所と食費について相談を受けました。通常は、準要保護の御家庭で、就学援助制度を受けておりまして、学校給食は負担なしでいけますが、休校で給食がなくなったため、食費の出費は、進級進学の出費の時期とも重なり本当に大変でした。

国の要請に対し、感染予防を第一に、本市でも休校措置をとったわけですが、その補償として、高知市は必要な児童へアンケートに基づいて給食の提供を行っています。また、子供食堂なんかも感染防止のために、途中までやりましたが、やまったりとかいう状況でありました。やはり昼食相当分の支援を補償としてするべきではないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 休校時の給食センターから弁当での昼食の提供は、物理的問題、配達方法の問題、食中毒問題等により対応は困難です。また、昼食費の支援については、第2波、第3波での休校を想定しての御質問と思いますが、その場合、どうしても即時に支援ができません。子ども・子育て世帯への支援は市全体で検討して、地方創生交付金の活用を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしますと、私が今聞いておりますのは、この前のことですが、教育次長は第2波、第3波のときには支援を考えたいという御答弁でよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 第2波、第3波のときにはではなく、これからのことを考えて、子ども・子育て世帯への支援を市全体で考えていくということを述べさせていただきました。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それは具体的にどういう内容でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 福祉事務所で今、この交付金ではなく、別の制度で児童手当等に上乘せがあると聞いておりますが、そういった形で何か子育て世帯、子供等に支援ができないかということ市全体で考えていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 児童手当の上乘せ1万円でしたかね、決まっておりますけど、それ以外に教育次長のほうで何かお考えですか、その上乘せのようなことを。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 議員のおっしゃられた昼食の支

援というのは、なかなか教育委員会単体では難しいと思っておりますので、特に考えておりませんが、市全体で公平な支給ができる制度があるのであれば、それに便乗したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ何か考えていただくということをお願いしたいと思いますが、ただ、学校給食費の件に関しましては、教育次長も御覧になっていると思いますが、厚労省から4月7日付で要保護児童に対しまして学校給食費に係る就学援助、これは新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中に、休業して給食はやっていなくても、給食をやりましたよということで、その費用を請求してくださいと国から通達がありました。それは御存じですか？それは4月7日です。だから、私がシングルマザーの方から聞いたときは、まだそんなものは通達もなかったときなんですけど、これが全国的に声も上がりまして、5月19日には準要保護にもこれを適用して構わないので、適切に処理をせよという通達が来ておりますが、御存じではないですか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） その通達についてはちょっと存じてなかったもので、またそれについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ調べていただいて、対応していただきたいと思っております。それでは次に、（5）のジェンダーを乗り越えるためにということで質問に移ります。

まず、①です。コロナ禍で外出自粛や休校、リモートワーク等で家族全員が長時間家庭にいる状態は、女性の負担が確実に増します。背景にはやはり男性が女性より経済的、社会的に優位な立場にあること、また、男は仕事、女は家事、育児といった、今あまりそういうことも言わないかもしれませんが、やはり古い性的役割分担意識がまだまだ社会には根強くあることが考えられます。

日常的に家庭内で暴力を受けている被害者は、その多くは女性や子供ですが、このコロナ禍で被害状況を一層深刻にしています。外部にSOSを出したくても、夫が昼間も家にいるので外出できず、電話もできない。いつ暴力が始まるか、スイッチの入るときが分からないのでびくびくしているなどの例が紹介されていきました。これは多分県内ではないと思うのですが、ある女性がテレビに出まして、日頃から夫の暴力に耐えている、子供にも暴力、虐待があるということで、夫が家にいるようになって、子供が風呂場で水を長時間かけられるというふうな暴力があつて、止めに入るとますますエスカレートするので様子を見ていたら、子供は歌を歌うことでその時間を耐えていたと、こんな報道もございました。

専門機関によれば、学校が唯一の逃げ場という子供もいるとのことで、外出自粛により周囲がサインに気づかないということがあります。DVや虐待を専門に研究し、被害者の救済にも当たる活動をしている元立命館大学客員教授の森田ゆりさんは、DVの増

加は疫病の蔓延と同じで、もし何らかの疫病で20人に1人が死ぬような状況になったら、健康医療上の深刻な被害である。そして、地域をベースにした予防啓発教育の徹底により、発生件数を減らすことができる点において、DVは公衆衛生上の問題であると述べています。

以上のことからお聞きします。コロナ禍を機会にDVや虐待を公衆衛生上の問題として捉え直し、平時から地域をベースにした予防啓発教育の徹底が要るのではないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生活不安やストレスからDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加や深刻化が懸念されております。内閣府の調査によると、平成30年度、全国287か所の配偶者暴力支援センターにおける相談件数は11万4,481件、警察庁の調べでは、警察における配偶者からの暴力事案等の相談の件数は平成30年度1年間で7万7,482件に上ります。一方、国内での新型コロナウイルス感染者の累計は、6月8日現在で1万7,174人です。この数字を単純比較することはできないとはいえ、公衆衛生として社会的な対策が図られる疫病に匹敵するような状況にあるものと考えられます。

DVを健康な人への心身に深刻な影響をもたらすものとして捉えれば、まさに社会全体で取り組むべき公衆衛生上の問題と言えます。このことから、疫病対策と同様に、最も効果的な対策とされる予防啓発の取組を進めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） やはりこれに関しましては、私は児童相談所とか保健所機能というのが大変、一つの自治体の中では限界がありますので、警察とか、だんだんそういう体制にはなってきておりますけれども、本当に暴力で相手を支配しようとすることは犯罪であるという周知啓発ですね、そういうこともやはり繰り返しやっていかなければならないと思います。

それでは次に、②の質問に移ります。担当課のほうで、今申しましたように、中央東福祉保健所、教育委員会などで連携してDVや児童虐待に対処されていると思いますが、被害者、被害児がメッセージを発しようとしたときに、安心して相談できる体制や駆け込み寺的な施設は整備をされているでしょうか。これは、さきの悲惨な虐待事件で亡くなった女の子はメッセージを発していたんですね。そのとき発していたのに救えなかったこともあります。こんなときにあの人だったら聞いてくれるかもしれない、この人に相談してみようというふうに思える周囲があること、これが被害者にとって大変重要です。それがあってこそSOSが発信できるわけですので、そういう相談体制、駆け込み寺的な施設は整備をされているか、改めてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

D V被害者の相談支援には、都道府県に配偶者暴力相談支援センターが設置されており、全国共通の電話相談ナビ、D V相談ナビが設けられております。今般の新型コロナウイルス感染拡大に起因してD Vの増加、深刻化が懸念される事態に対応するため、内閣府では、これまでの取組を補完しながらD V相談体制を強化する対策として、新たにD V相談プラスを4月20日から開始しております。これは、D V被害者に対して24時間対応の電話相談、SNSや電子メールを活用した相談、外国語による相談を実施するとともに、被害者の安全を確保し、社会資源につなげるための同行支援、緊急的な保護の支援を総合的に提供するものでございます。市におきましても、D V被害者に対する相談支援に迅速な対応を実施するよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 被害者というのは、暴力を受け続けていくうちに、自分が悪いんだとか、自分さえ耐えればとか、自分がこの世界から逃れていこうという気力がだんだん失われてしまいます。女性のエンパワーメント、女性といいますか、被害者のエンパワーメントがとても大事です。やっと声を発信したときに外部がどういう対応をするかは物すごく、暴力から女性を救う、被害者を救う上で大変大事になってくると思います。外部につながったときにチャンスなんですね。そのときの対応を間違わないような体制づくり、これまでいろんな事例から法律もだんだんと整備はされてきておりますので、このコロナ禍においてこういう事態になっているということを確認した上で、きめ細かに対応していただきたいと思います。

それでは次に、（6）の質問に移ります。

コロナ感染症の広がり、ウイルスの正体が分からないまま感染者が増えていくなどして、社会全体に不安を与え、自粛生活を強いることとなりました。6月1日付の地元紙には、自粛長期化で起きている社会現象に、あくまでも自己責任ベースの自粛を求める曖昧な要請が不公平感を生んだ、自粛しようとしめない人を懲らしめようとする攻撃的な感情に大義名分を与えてしまったと述べております。営業を打ち切るわけにはいかなから開けている居酒屋さんやパチンコ店を攻撃したり、店名を公表するとか、やむにやまれぬでしょうけれども、事業主も本当にぎりぎりのところでそういう道を選択しているんですね。また、感染患者を非難するといいました、いつの間にか自粛警察とか相互監視と同調圧力の息苦しい社会を作ってしまったとあります。ここに気がつかないといけないと思います。

しかし、一方で、医療従事者などに感謝、励ましを伝える人、困窮者に食料や生活物資を無償提供する方たちがいるのは救いであります。東日本大震災のときにも類似したことがありましたけれども、パンデミックに際し、相互監視と抑圧の社会でなく、他者

の置かれている立場に想像力を働かせ、SOSの出しやすい社会、職場や地域や学校を作ることが、人々の精神衛生にもつながりますし、生きやすい社会を作ると思います。最近の風潮からどのようにお感じになりますか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症への対応が長期に及ぶことも予測されまして、感染予防対策への疲れやストレスの増長など、精神衛生的には厳しい状況が続くことも想定されます。その状況で精神的に不安になるのは自然なことだと考えられますが、その裏返しで厳しく他人を監視したり批判し過ぎるのは、それによる解決というよりは、人と人との結び付きを壊すような結果になりかねないと心配しております。

また、SOSの出しやすい社会というのは、やはり日頃から地域の中や職場内での挨拶や声かけとか、お互いを思いやる心が大切だと感じます。市民の方も冷静に安心して生活を継続できるように、関係機関と連携をとりつつ支え合いの社会というような、広報等を活用した正しい情報の提供や、人と人との心のつながりが今まで同様大切であるということ発信できるように、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 例えば、議会でこういうことが議論されている、課長がそういう御答弁をされたということが発信されていくだけでも違うと思いますので、私たちもお互いに気をつけたいと思います。

次に、②の質問に移ります。ここ数年、街角や空港、商業施設などにある、誰でも自由に演奏できる街角ピアノ、ストリートピアノとも呼ばれておりますけれども、世界中で話題になっています。今、コロナでちょっと中断しているそうなので残念なんですけれども、日本では東京都庁の草間彌生さんデザインの水玉模様のピアノが有名だそうです。秋田県や兵庫県、各県のJRの駅舎、空港などに全国的な広がりを見せております。ピアノを置いたところには、ピアノを今習っている、または過去に習ったことがあるという方が、子供から大人まで、また時にはプロの演奏家がジャズを演奏したりして、人だかりができたり、にぎわいをもたらしています。SNSで演奏の様子を配信したりして、次々と演奏のつながりができているとのこと。

本市にも使わずに眠っているピアノがあるのではないのでしょうか。ぜひ活用して、まちなぎわいに、コミュニケーションの場に、また観光資源としても話題性十分と思います。市内のどこかに置いたらどうでしょうか。

私はこの質問を考えるきっかけというのが、今、1階のフロアで時々コーラスをやってくださいたり、この前胡弓の演奏がありました。あまり音の高いものはさすがにはばかられますけれども、何かフロアの雰囲気はちょっと変わって、表情が緩んで人が和やかになるんですね。今、コロナ禍ですので、食べるものとかいうものではありませんけれ

ど、そういう精神衛生上の満たしてくれるものが、うんと必要なんじゃないかと思いついて、この質問にいたしました。いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

街角ピアノは、1995年にはカリフォルニアの国立公園に野外型として設置があったようです。その後、2008年くらいから世界的ブームとなり、全世界70都市にて約1,400台のピアノがあると言われており、議員もおっしゃったように、日本でも東京都庁展望台に置いてある草間彌生さんデザインのピアノは「都庁おもいでピアノ」として有名で、よくSNSなどに配信されています。私もテレビで拝見したことがありますが、自由に誰でも楽しめるパフォーマンスとして大変優れていることから、設置はすてきな提案だと考えております。

ただ、ピアノの特性上、調音などのメンテナンスや、湿気に弱いため室内の比較的広いスペースが必要となるそうです。音楽を通しての自由な表現が人と人とを結び付けたり、リラックスできる環境になったりする可能性は十分にあると考えます。設置については、適当な場所や条件を整えば、夢もあり、大変よいのではないかと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひそういう観点から、どこかないかとまちを観察して、機会があればと思います。楽器は雨に弱いですのでね、屋外というのはまた別の意味でリスクがありますね。ただ、晴れた日にこの時間だけとかいって、例えばアンパンマンミュージアムの公園とかに、緑の下で1時間だけとか、吉井勇記念館のところとか、運ぶのは大変ですけど、そんな方法もできたら、またそれはそれで観光の呼び水になるんじゃないかなと思います。ぜひ心のどこかに置いて御検討いただきたいと思います。

それでは、次の2点目の災害関連の質問に移ります。

①からお聞きします。これから台風や豪雨などの風水害が多発する季節をコロナ禍の中で迎えつつあります。昨日午前0時22分に、香美市が震度3だと思うのですが、びっくりするような揺れがございました。いつ大地震が起こるかも分かりません。警戒も緩められません。台風や豪雨、地震などの自然災害とコロナウイルス感染症が同時に多発した場合の救助・医療体制、要配慮者への対応など、起こり得る事態を想定して備えを万全にしておく必要があるのではないのでしょうか。本市の防災計画の見直し等は進んでいるかどうか、また、県との連携はどうなっているか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 最初に、コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施の項目を追加する地域防災計画の見直しにつきましては、令和2年5月29日の中央防災会議長から県知事宛てに、同年6月2日付にて防災基本計画の修正についてが通知されておりますので、次回の改定時に追加するものと考えておりま

す。

そこで、現在市が実施しています避難者等の感染症対策につきましては、保健衛生・防疫の項目で災害時においても感染症予防対策に関する事項を定め、指定避難所等でも適切な衛生状態に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援することとしております。

具体的な対策は、指定避難所の開設・運営に係る防災対策課、健康介護支援課ほか関係課で事前協議を行い、物の準備としまして、マスク、消毒液、体温計などの確保、人への準備としまして、健康状態の確認、施設の準備としまして、避難する動線の確認、一般避難者と発熱など症状のある方との部屋割り、大空間での避難スペースの間仕切りにより密接の回避などの確認とその準備をしております。

また、高知県との連携につきましては、中央東地域本部などと日頃より連絡を密にして取り組んでいるところです。災害対応における新型コロナウイルス対策に係る課題の解決に向けて、県中央東福祉保健所や中央東地域本部との協議も行うこととしております。今後も県と連携して災害や感染症の発生に備える対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） コロナ禍というのはここ半年の期間ですので、まだまだこれから本格的になっていくということであろうと思います。

次の質問に行きます。②に関しましては、先日同僚議員への御答弁がありましたので、これはもう分かりましたので、取り下げます。

次に、③です。行政の備えとともに各家庭の日頃の備えが本当に重要で、在宅避難であれ避難所での避難であれ、備えが避難生活の質を分けます。そこで、防災・減災、災害復興に関わる58学会で構成するネットワーク、防災学術連携体幹事会が今年5月1日に、感染症と自然災害の複合災害に備えてくださいという市民への緊急メッセージを出しました。このA4、2枚ぐらいの文章でございますけれども、このメッセージは、これまでの大規模災害の経験の上に立ちまして、複合災害への備え、心構えについて具体的に呼びかけています。感染症対策も書かれておりますので、自治体や地域の行動指針になると思います。ぜひこれを市民への周知啓発に生かしたらどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 御質問の緊急メッセージは、感染症と自然災害の複合災害のリスクの高まり、感染リスクを考慮した避難の必要性、地震、火山災害との複合災害への備え、気象災害と複合災害への備え、熱中症対策の必要性と様々な自然災害のリスクに対し、個人、地域、自主防災組織、行政がそれぞれ事前に考えることや準備できることなどの備えについて提言されております。

一方、国においても、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則であり、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、自らの命は自らが守る意識を持ち、適

切な避難行動をとるように呼びかけております。知っておくべき5つのポイントとしまして、避難とは難を避けること、避難先は小中学校、公民館だけではなく、安全な親戚、知人宅に避難すること、マスク、消毒液、体温計が不足しているため、できるだけ自ら携行すること、避難所などが変更、増設の可能性があるので市ホームページ等を確認すること、豪雨時の屋外の移動の危険性と、周囲の状況等を十分確認することを呼びかけております。

このことから、市民の皆様が今からできる備えと心構えのお願いと、今後、災害時に市から発令される避難情報や公表されているハザードマップの見方など、防災関連情報の記事を広報7月号に掲載し、お知らせする予定をしております。なお、併せまして、香美市公式ホームページにも掲載する予定でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 見ていただいております、今、御紹介いただきましたが、このA4、2枚に割合簡潔に書かれています。ただ、本当に広報って見てない場合が多い。大事な情報でも見逃す方が多いですし、熱心に見てくださっている方にはこういうものを載せて見ていただくでしょうけど、その際に、文書をそのまま載せるんじゃなくて、例えばイラスト入りですとか、きれいにレイアウトして、人の目が行くように、関心を引きつけるような記事にさせていただきたいと思いますが、そういうことも可能だと思いますが、いかがですか。総務課かな。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 国のほうから簡単な、見やすいこういうパンフレットがありますので、こういう形で載せたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私も広報の編集に関わっておりますので、なるべく字数を少なく、写真を入れてとか、イラストを入れてとか、そういうふうなことになると思いますので、ぜひそのように対応をお願いしたいと思います。

次に、④です。ある自治会長が、コロナで何とかせんといかんがやないろうか、市からはまだなんちゃあ言うてこんがと、不安がっておられました。今、自治会長や地域防災会の方々を集めて会をするということは、ちょっと感染防止上できないかもしれませんけれども、ただ、いざというときに、地震などいつ来るか分かりませんので、市民の一番身近にいて、そのときに一番行動していただかなければいけない地域の防災会、自治会長等が、どういうことを今不安に思っておられるかを聞いて、複合災害や感染防止について意見交換、協議をしていくことはとても大事なことでと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 例年出水期前に香美市自主防災連絡協議会を開催しまして、市・県からの防災関連の情報提供をする機会がございますけれども、今年度に

つきましては、先日の役員会で新型コロナウイルス感染症拡大予防対策としまして、書面決議で実施することが決定されております。このことから、各自主防災組織宛てに文書を発送し、議案に対しまして表決書を返送いただく際に、地域の皆様方が今不安に思うことを書いていただきまして、議題の洗い出しと解決に向けて取り組みたいと考えております。また、安全に会議が開催できる状況下になりましたら、それぞれの地域に見合った複合災害への備えについて協議してまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 一番地域を知っておられる自治会長、自主防災の方々の方が不安か、よく聞き取っていただくことを主眼に置いていただきたいと思います。

それでは、最後の⑤の質問に移ります。災害で住まいを失った被災者には、災害救助法に基づき応急仮設住宅が供与されます。これまで被災後、現地で仮設住宅を建設するプレハブの建設型応急仮設住宅が主に利用されてきました。しかし、断熱性、気密性、耐久性、耐震性に劣り、結露やカビなどの健康被害、音漏れでプライバシーが保てないといった欠点がありました。また、被災後に現地で工事するため、資材不足なんかもありながらですので、何か月も建設に時間がかかる。その間劣悪な環境の避難所で待たなければいけないといったことが、実際東日本大震災のときにもありました。

こうした課題を解決するため、恒久住宅と同等の住宅性能と安全性を有する移動可能な木造住宅、ムービングハウスが注目されています。一枚物の資料、昨日配られておりましたが、皆さんお手元にございますでしょうか。御覧になってください。既に災害救助法により2018年の西日本豪雨、それから北海道胆振東部地震の被災地などで利用されております。この一番上のが、書いてありますように北海道胆振東部地震ですね。下には倉敷市柳井原仮設団地というのがございますけれども、このムービングハウスにはバス、トイレ、キッチン、洗面台、エアコン、給湯器、照明、24時間の換気システム、ロールカーテンなどの設備が備えられており、完成した住宅をトラックや船舶で貨物として輸送しますので、被災後1日から2日程度で被災地に設置することが可能です。被災者は避難所の生活を早く切り上げることが出来ますので、避難所運営に職員さんや自主防災組織の方々などが当たられますが、そうした運営上の様々なことで頭を悩ませることがなくなる。そして、避難者同士がいさかい合ったりすることがなくなります。被災者はゆったり眠れ、温かいものが自分で調理して食べられ、シャワーもトイレも気兼ねなく使えます。

私は、東日本大震災のときに町なかで被災者のお話を聞いて回りましたが、避難所の生活、密室状態の劣悪な環境の中で、毎日冷たいおにぎりと牛乳とかいう食事なんですね。それで、おばあちゃんを家に連れて帰ってあげたかったけれども、怖いので連れて帰ることができなくて、避難生活中に亡くなってしまった方がいらっしやいました。それから、賞味期限切れのカップ麺を投げてよこされたと、悲しそうに話された方もいらっしやいました。災害だからと我慢したと思いますが、災害時でも人権は守られなけれ

ばなりません。住環境が快適であれば、避難生活故のエコノミークラス症候群の心配もなく、二次災害やクラスターも防止できるのではないのでしょうか。

資料の一番下の写真は茨城県境町で、これホテルとなっておりますが、町が所有する公園に建設された動くホテルです。ふだんはホテルですので、宿泊研修施設として使用され、大規模災害時には広域避難者を受け入れる災害疎開施設として、また応急仮設住宅として被災地に提供することを想定して備えられています。総工費3億5,000万円で、50%が地方創生拠点整備交付金、残りは交付税措置、あとは、市で管理をしますので、指定管理者から賃料として回収しつつ維持管理をしていくそうです。

倉敷市真備町では、これは産業建設常任委員会で行って見られたそうですけれども、災害ボランティアの活動拠点としてこの動くホテルを境町から提供を受けました。資金はクラウドファンディングで募ったとのこと。これがきっかけで日本で初めて倉敷市柳井原、写真にごさいますけれども、ムービングハウスによる移動型の仮設住宅団地が誕生したそうです。

そこでお聞きいたします。感染症対策もしなければならぬ今後の複合災害への備えとして、ムービングハウスの導入を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 一般の避難者生活は、体育館や公民館の広いスペースに大勢の方での集団生活となりまして、プライバシーの確保が難しく、重ねて余震の恐怖や今後の復旧復興への不安などで肉体的、精神的に非常にダメージが大きくなります。そこで、住まいを確保するための応急仮設住宅は、大規模災害時、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない方に、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、期間を定めまして無償で与えます仮設の住宅でございます。これまでの建設型応急仮設住宅は、建設期間が一月から二月程度かかり、災害規模が大きくなれば、数をそろえるのに時間を有することが課題となっております。

御質問のムービングハウスは、納期が短く、海上輸送コンテナと同じでトラックで運搬可能であり、電気、上下水道、ガスなどのライフラインをつなげば、通常の生活が営むことができる移動型の応急仮設住宅としまして活用できる可能性を有しております。今後、他の自治体での導入事例を踏まえまして、避難所の環境改善や応急住宅対策として調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大体御答弁をいただきましたけれども、災害救助法の適用が受けられる、それから、余談ですけども、コンテナで運びますので貨物車両の扱いで、固定資産税が発生しないそうなんです。それで、車両といえどエンジンがないので車両税もかからない。何かそんなことも情報としてお伝えしておきたいと思います。これからの避難所のスタイルとして、こういうものがやはり広がっていったらいいなと

いうふうに思います。何より二次被害を防ぐ、二次災害を防ぐ、それから被災者の人権を守るという観点からも、ぜひ御検討いただきたいとと思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

暫時、11時15分まで休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真つすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い、新型コロナウイルス感染症に関して、市営バスに関しての2項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関してお伺いいたします。

（1）の特別定額給付金について、昨日同僚議員からも質問がありましたので、重複するところは取り下げさせていただきます。

まず、①です。新型コロナウイルスの緊急経済対策として、国民に1人10万円を配る特別定額給付金がスタートしました。給付対象者は令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方等となっています。オンライン申請は5月13日から、郵送申請は5月25日から開始されました。申請書の記載に際しては、文字が小さい、記載欄が狭い、コピーする場所が分からないなどの声を聞きました。担当窓口にも様々な声が届いているかと思えます。申請初日には多くの方が申請窓口に並んだとも聞きましたが、申請に関しトラブルなどはなかったでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

給付金申請の際に、議員のおっしゃられたとおり、申請書の文字の大きさや本人確認書類等のコピーの場所について、多くのお問合せをいただきました。こうしたお問合せに対しましては、電話や窓口において書き方を丁寧にさせていただくとともに、各窓口において必要書類のコピーをとらせていただくなどして対応させていただきました。申請に当たりましては、目立ったトラブルは確認できておりませんので、おおむね安定的な申請事務を遂行できているものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） トラブルはなかったということで安心いたしました。

そこでもう一点、この10万円が課税されるのではないかという心配の声も聞いたわけですが、この申請に当たっての説明文には、そのことが掲載をされていませんでした。このことも丁寧にお知らせする必要があったのではないかと思います、その点についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 議員のおっしゃられるとおり、その部分は郵送する中に盛り込んでおりませんでした。また今後のそういったところへの配慮というのは今後の課題として受け止めたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何かの方法でお知らせするというようなことはないでしょうか。申請のない方に関して7月をめどにまた案内すると、広報にも載せるというようにも言われていたかと思うんですけれども、何らかの方法でお知らせしたらいいんじゃないかと思うんですが、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 再度、もう一度御案内する場合は一部の方になりますので、ちょっとどういった形で全員の方にお知らせできるかというのは、検討したいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よろしくお願ひします。

次に、②の質問は、昨日答弁がありましたので、取り下げさせていただきます。

③の返信がない方についてどのような手だてを考えているのかということで、昨日は7月末をめどに案内、広報香美、防災行政無線で呼びかけるということをおっしゃっていました。この未返信の確認ですね、住所不明で返ってきた方もおられたということですが、これはバーコードと住民基本台帳の突き合わせをしてという作業になるのでしょうか。ちょっと先にその確認をさせてください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 実際バーコードが付いているんですけれども、ちょっと先行していろんな申請を始めた関係で、手作業で確認をしているところです。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それで、その再度の呼びかけはお聞きしたわけですが、例えば認知症などで独居の方なんかは、封筒を開けないままにしているという場合もあります。こうしたことを考えると、地域包括支援センターとか福祉事務所、民生委員などと連携して、申請の漏れのないような個別対応も必要になってくるのではないかと思います、その点についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 支援を必要とする方が円滑に申請できるように、関係部署や関係団体等の協力を得ながら、申請に向けた支援について今後検討していきたいと思いを思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ漏れのないような個別対応をしていただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。全国の消費生活センターによると、新型コロナウイルスに便乗した詐欺などの相談が、4月時点で1万件を超えていると聞きました。緊急経済対策の現金給付を悪用した事例もあるそうです。今後の生活不安に甘い手口で付け込むような詐欺にかからないよう注意することが必要ですが、詐欺被害防止の対策と周知徹底についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今回の特別定額給付金関係の詐欺被害防止につきまして、5月広報配布に際して、詐欺被害防止のチラシを各戸に配布するとともに、当給付金のホームページでも啓発をさせていただいております。今後も事業終了までの間に、折に触れて広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 引き続きお願いしたいと思いますが、給付金申請の文書の中にも、不審な電話がかかってきた場合は下記に問合せをとというような項目も入っていたかと思うんですけれども、そうした問合せなどはなかったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そういった電話があったという話は担当から聞いておりませんので、自分のほうでは今のところなかったのかなと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、引き続きの啓発をお願いいたします。

それでは、(2)の質問に移ります。介護施設・障害者施設についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や持病のある方など免疫機能が低下した方が感染すると重症化しやすいと言われております。そのため、高齢者施設や障害者施設などでは品薄になったマスクや消毒液などの確保に努め、感染防止に万全の対策を講じながらサービスを提供してきたと聞いています。私が聞いた事業所では、市役所からマスクや消毒液の配付があり本当に助かったと言っておられました。しかし、いつ第2波、第3波が来るか分からないので気を緩めることはできない、今後もマスクや消毒液の確保に努めていくとも話しておられました。

また、別の事業所では、学校が休校になり職員が休まざるを得なくなった、今までは何とか対応してきたが、長期化すると新たな職員の確保についても考えないといけないという声や、ショートステイの受入れや新規入所者の受入れを休止しているという事業所もありました。今後の施設運営が心配されるところです。全国では感染防止などを理由に休業した事業所もあったようです。職員からは、自分が感染しないか、利用者を感染させてしまわないかとの不安、恐れを常に抱えながら業務に当たっていると聞きました。

また、障害者団体きょうされんが実施した障害福祉事業所での4月報酬減等アンケートでは、495事業所が回答し、今年4月と昨年4月の収入を比較すると減収になったと回答したところが47.1%に及んでいます。事業種別では短期入所や居宅介護の減収が大きくなっています。このことは、事業所の存続にも関わる大きな問題です。本市としてもこのような施設の状況を正確に把握し、必要な支援を検討することが必要ではないかと考えます。市として正確な現状把握はできているでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

介護のほうですけれども、香美市の指定地域密着型サービス事業所については、ゴールデンウィーク前と緊急事態宣言解除後に施設管理者の方に電話で聞き取りを行っています。職員については健康状態に問題はなく、休校とかはありましたが、児童クラブを利用したり時間をずらしたりして対応ができて、特に職員が足りないというような声は聞かれておりませんでした。

また、ショートステイや新規入所者の受入れ休止については、市内17事業所中1事業所におきまして、高知県での感染者発生直後から緊急事態宣言解除までの間施設封鎖を行い、ショートステイ及び新規入所を断っていたとお聞きしております。また、その後6月ですけれども、新規の入所を断っていた方については、入所の判定会とかを行って、数名の新規入所者を受入れ予定とお聞きしております。その他の事業所につきましては、特に受入れ休止はしておらず、感染症対策を行って通常どおり受入れをしておるとお聞きしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 障害福祉施設に関しまして御説明いたします。

マスクや消毒液の不足状況につきましては、3月、4月に高知県から調査が行われ、国のあっせんで県が購入したマスク、消毒液が配付されております。

短期入所の休業や新規の施設入所の受入れ停止につきましては、相談支援事業所を通じまして状況把握を行い、各種サービス事業の利用状況につきましても、毎月の給付費の請求金額の推移から現状分析に努めております。また、小中学校の臨時休業の影響が

大きいと想定された放課後等デイサービス事業所につきましては、電話による状況確認を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 特に大きな混乱はなかったということですが、放課後等デイサービスの運営面も心配されるわけですが、状況確認を行ったということですが、どういった状況だったのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

事業所へ電話で状況確認を行ったところ、新規申込みの問合せはない、既存の利用者からの受入れ等の問合せのみといったことを確認いたしました。また、マスク、消毒液の在庫状況を確認し、それへの対応を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、運営面では特に大変厳しい状況になっているという声は、聞いていないということで確認をさせていただいてよろしいですか、障害も介護のほうも。もう一度お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

特に運営面につきましては、こちら確認はいたしました。どの施設も大丈夫と、新規入所を断っている施設につきましても、今のところは大丈夫というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

施設利用に関しましては、3月、4月の給付費の平均請求額と11月から2月までの直前4か月の平均請求金額を比較したところ、施設入所支援で直前4か月に比べまして99.75%、共同生活援助、グループホームで101.81%という数値になっております。放課後等デイサービスにつきましては、84.8%になっておりまして、少し減少傾向にあるといったことが認められております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。施設のほうでは集団感染の危険性が高く、これまで以上に注意を払って業務に当たってきたものと思いますけれども、この間の対応をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

国からの通知文書等につきましては、香美市所管の社会福祉施設等への周知をファクスとメールとで行いました。また、香美市のホームページへ最新情報の掲載を行っております。

また、香美市としての新型コロナウイルスに対する対応等の基準について、特に介護施設とか事業所で感染拡大を防止することが大変重要となっておりますので、高齢者の利用する施設でありましたので、その点につきましては、直接市も文書での通知を行っております。

また、各事業所については、衛生用品等の備蓄状況を調査いたしまして、備蓄状況に応じて優先順位の高い事業所から、順次市が備蓄していたマスクとか消毒用アルコールなどを計3回配付しております。また、先ほどもお答えしましたが、保健師が各事業所に電話で感染予防対策の状況など、職員、利用者の健康状態について聞き取りを実施して、状況の把握に努めました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

国からは現在まで主な対応方針といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが第7報まで、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応についてがその6まで通知されております。これらの通知は適宜各事業所に情報提供を行いました。

また、通知に基づいて学校の臨時休校等に伴い、職員数が一時的に施設設置基準を満たさない場合においても減算処理をしないとすることや、通所を控えた利用者に対して電話等による支援を実施すれば通常と同じ報酬を支払うこととするなど、臨時的な取扱いを行うことで収入減とならないよう対応してまいりました。この取扱いにつきましては現在も継続中でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 行政のほうの対応はよく分かりましたけれども、施設の中に入ることができないので、ちょっと私も確認ができなかったんですけども、衛生材料もそうですが、3密という状態になりますけれども、その辺りの事業所での対応というのは。市のほうから通知を出しているかと思うんですけども、3密にならないような工夫と対応はできているんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） コロナ禍ですので、こちら直接見に行った

わけではございませんが、電話での確認では、せきエチケットとか手洗いは、特に直接対応しておりますので、職員の皆さんもされているということと、あと出勤前の職員の体温測定とか利用者の方の体温測定もされておるということでしたし、それから、面会の制限もされておるということをお聞きしております。どの事業所さんも丁寧に対応されているように受け止めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

障害福祉施設関連に関しましては、社会福祉施設における感染拡大防止の方針が国から示されておりますので、こちらが周知されておるものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、③の質問に移ります。本県では施設の感染例はなかったようですが、報道によりますと、札幌市の高齢者施設では、5月30日までで入所者の約7割に当たる71人が感染し、計15人が亡くなられたと聞きました。感染拡大の背景には、患者のエリアを分けるゾーニングの難しさなど、介護施設特有の事情があったのではないかと思います。

施設を運営する社会福祉法人などによると、最初に入所者の感染を確認したのは4月26日で、既に複数の人に発熱などの症状が見られ、市の保健所は同28日に施設でのクラスター発生を認定したそうです。しかし、入院先の調整に時間がかかり、入所者の病院搬送が始まったのは5月12日になってからだったそうです。また、感染発覚後、施設では陽性と陰性の人をそれぞれ1階と2階に分けてゾーニングを実施したそうですが、感染への恐怖から施設をやめる職員が続出し、人手不足から、残った職員が1階、2階の両方を担当せざるを得なくなりました。認知症の入所者が1階、2階を徘徊するケースもあったそうです。

感染拡大の一因には、複数人が同じ部屋で生活するなど、3密が生まれやすい介護施設的环境があります。食事やトイレなど日常生活に介助が必要な人もおり、職員を介して感染が広がったと見られるほか、基礎疾患を持つ入所者が多かったことも、重症化や死亡者の増大につながったのではないのでしょうか。病院移送に手間取ったことも感染を拡大させたようです。

高齢者施設だけでなく、障害児・者の施設においてもこのような感染拡大を防止する手だてが必要になってきます。また、施設が使用停止になった場合は利用者に大きな影響が出ます。第2波、第3波に備えた対策、支援策など、今後の対応策についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

県外の事例ではありますけれども、北海道の事例などを見ましたときに、私たちも本当にどきどきしたところですが、高知県ではたまたま出ていない状況でありましたが、事業所への聞き取りの中で、やはりかなり緊張感があったと思われまます。第2波、第3波を見越した対策を考えている事業所も多く、衛生用品の備蓄を増やしたという声が大変多くありました。事業所のほうでも努力していただいておりますが、市としましても、必要な情報提供を行いまして、備蓄も実施しながら、事業所のほうから相談があれば受けて、適切な対応ができるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この5月27日に国の令和2年度第2次補正予算案が示されました。この中で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的な拡充を初め、今後の対応に向けて、医療、介護、福祉分野への幅広い事業が予算化されております。現時点で判明しておりますのは事業概要のみでございますが、具体的な補助要綱が示されましたら、情報収集に努め、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 施設のほうは、本当に緊張感を持って対応していただいた。

どうしても対象者がお体の弱い方というところもあって、重症化しやすいということで、その辺りはぜひ施設と市側の相談体制を十分していただいで、連携をとって、必要な支援がその時々、そのタイミングを逃さずに支援していただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

それでは、④の質問に移ります。在宅で介護している方からは、もし自分が感染した場合、ほかに介護できる人がいないので、どうなってしまうか不安だという声を多く聞きました。通常であればショートステイの利用になりますけれども、感染症の場合は施設も受入れができないということになるのではないかと、心配が残ります。そのような場合、どういう対応になるのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 家族に感染者が出た場合で濃厚接触者を見る人がいない場合などは、家族の同意を得て保健所から市のほうに連絡があることも考えられます。介護されている方の状況にもよりますけれども、受入れ可能な施設を探すことになるかと思ひます。一応国からの通知では、事業所に対してですが、感染者は基本入院となりますけれども、濃厚接触者については、保健所と相談して、生活に必要なサービスを確保するようという対応も記されておりますので、一概に施設に入れないということにはならないと考えられます。ただ、一つの施設でなかなか受入れが、どこが

できるのかという問題がありますので、近隣市町村や県のほうと情報を共有しながら体制を考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御質問のような状況では、介助されている方は濃厚接触者に該当するものと推察されますので、まずは検査を受けていただき、場合によっては入院となるのではないかと考えます。その後の対応方針につきましては、国からも明確に示されていないことから、中央東福祉保健所の地域支援室へ対応策を問い合わせせております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 福祉事務所長から対応策を問合せをしているということで、その対応策というのはどういうことですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

こういった不安解消のためには、受入れ施設が必要である以上、市の対応だけで解決可能な事案ではございません。施設の有無、数に違いはあっても、市町村共有の問題でありますので、県にも対応の枠組みを構築していただくよう求めているものでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これは在宅介護をされている方にとっては切実な問題なんですね、もし自分が倒れたらどうなるんだろうという。残された高齢の方であったり、あるいは障害を持たれている方であったり、その方がどうなっていくんだろうという不安の中で、在宅介護をされているということがありますので、特に障害者の方の場合、ふだんのショートステイ自体がなかなか思うように利用できないという現状がありますので、県と一緒にということで答弁をされましたけれども、その辺りぜひ早急に体制を作っていただきたいということです。

その場合、やはり障害特性、様々障害が違ったりしますので、そういったことも考慮をした対応が望まれるのではないかと思いますけれども、その辺りのこと、そして、また体制が整ったら早く介護されている方に周知をしていただくということで、また安心して在宅介護ができるのではないかと思います。再度の答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、障害者の受入れに関しましては、これまで利用したことのない事業所で受け入れるという事態になりますと、障害特性を起因としまして、利

用者の方の不安定さにつながるといったことも、容易に予測されることとございます。これは平時においても考えられることとございますので、そういった点十分に注意を払いながら、今後、在宅での障害者の方への不安解消に努めてまいりたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、県とそういう協議をする場はあるということでしょうか、その辺り検討はどういうところまで話ができているのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほども御答弁いたしました、中央東福祉保健所へはこういったケースにつきまして問合せを行っておりますが、現在のところ御回答いただけていないという状況にございますので、今後、重ねて協議を申し入れていきたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、在宅介護されている方が安心して介護できるような体制を、一日も早く構築していただくよう求めまして、この質問を終わります。

次、（3）の質問に移ります。この災害避難所の感染防止については、先ほども答弁がありましたので、ちょっと2点ほど確認をさせていただきます。

まず、①避難場所の確保については、昨日お聞きいたしましたので、取り下げさせていただきます。

②避難所の運営方法については、答弁がありましたけれども、これは基本計画がまだできていないので、この感染症に対する運営マニュアルはできていないのかと思うんですけれども、6月に入って梅雨時にもなって、また集中豪雨も心配されるわけです。物部町のほうは特に避難所を開設するという回数も多くなってくるかと思うんですけれども、その辺りの支所との連携で、そういった3密状態を防ぐような避難所体制というのは、これからか、もうとれているのか、ちょっとそこが心配ですので、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 昨日の答弁と重なりますけれども、出水期を迎えまして、台風など風水害に備えました避難所開設運営に関しましては、関係各課と協議を行い、避難所内での生活ルールや避難者の受入れ方法を決めております。なお、避難所のマニュアルにつきましては、一応今現在の案ではありますけれども、作成しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、支所とも協議をしてということで、またきちっとしたものができたら、ほかにも避難所訓練もされてくるかと思いますが、漏れのないようにしていただきたいと思います。避難所の運営方法については以上です。

③マスクや消毒液、間仕切りなどの備品整備についてというところですけども、これも昨日答弁がございました。ちょっと私が勘違いしまして、これを配っていただいたんですけども（資料を示しながら説明）、これは間仕切りとかテントと私は思っています、これ外用のテントかなと思ったんですけども、これが間仕切りだということでしたので、ほかにも段ボールで組み立てできる間仕切りもあるように、テレビでちょっと見させていただいたんですけども、ああいうものも活用できるのではないかと思うんですけども、これが何かビニールですのでね、上は開いていますけれども、ちょっと暑いような気もしたので、そういった段ボールの組み立てなんかもいいのではないかと思うんですけども、ひょっと御答弁できるのであればお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 各県で段ボールのパーティションの報道をされておりますけれども、今現在香美市でせつかく備蓄しておりますので、出水期も間近に控えておりますので、それを使用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

そしたら、④の質問も、答弁がございましたので、取り下げさせていただきます。

最後の質問です。市営バスに関してお伺いいたします。

①です。JR四国バス大栃・美良布間の廃止により、4月から代替の市営バスが運行しています。JR運行時に比べ乗換えの不便さや便数の減少などがあるため、利便性が後退しているという声が聞かれました。

その中で、乗換え時間について改善を求める声がありました。物部町別府を13時1分に出発した便は大栃駅に13時36分に到着しますが、この5分前の13時31分に美良布行きが出発しています。僅か5分の差があるばかりに、美良布行きに乗れず、次の便まで1時間ほど待たなければいけません。また、14時33分に土佐山田駅を出発したJR便は14時55分に美良布駅に到着しますが、美良布を出発する大栃行き市営バスは16時50分まで運行されず、美良布駅で2時間ほど待たなければいけません。このような接続の不便さについて改善の検討ができないものかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成29年9月議会で爲近議員より同様の質問が出ておりまして、答弁しております

が、市営バス別府線は運休日なしで1日4往復運行しており、御指摘の便は大栃駅を12時25分に発車し、別府で折り返し、また大栃に13時36分に到着するため、13時31分発の土佐山田行きJR四国バスには間に合わず、次の便まで55分の待ち時間が発生し、乗り継ぎには御不便なダイヤ設定となっております。

そこで、スムーズに乗り継ぎができるように、市営バスの到着時刻を早めることが可能かどうか検証してみましたところ、当便は大栃駅を発車した後、別府で折り返し、大栃駅へ戻ってくる運行となるため、大栃の到着時刻を早めた場合、今度は大栃の発車時刻も早くなりまして、そうすると、今度はJR四国バスを乗り継いで美良布・大栃線で大栃に来た方が、別府行きの市営バスに間に合わなくなりまして、約4時間の待ち時間が発生することが判明いたしました。以上のことから、市営バスの当便をJR四国バスに合わせて時刻を変更することは、その他の利用者への影響が大きく、適切でないと考えております。

また、もう一点、JR四国バス到着との接続につきましても、令和2年2月定例会議で為近議員より同様の質問が出ておりまして、答弁をしておりますが、当初は美良布発を16時前後の運行時刻で予定しておりました。しかしながら、小・中学校との調整の中で、大宮小学校が16時30分の下校時刻となっておりますので、児童が乗れなくなります。そこで、16時50分に変更しております。香北・物部町の小・中学校と教育振興課と協議した結果、下校時間に合わせて調整をしております。また、JR四国バスに14時55分着の便について問合せをした結果、利用者が少ないとのことで、影響は少ないと思われるとの回答でございました。利用者の方には御不便をおかけしますが、以上の理由によりまして、時刻を変更することは適切でないと考えております。

また、山崎議員が利便性が後退したとおっしゃってございましたが、美良布・大栃線の利用人数につきましては、大宮小学校が7名、香北中学校が3名、大栃中学校4名、また高等学校等通学費補助金の活用を18人の高校生の方が利用されております。また、全体の利用人数も4月が891人、5月は1,245人、1日平均41人で、乗車密度も5.12人ということで、今までの民間バスが通っていた頃よりは多くなっておりますので、多くの方が利用されておりました、利便性はもう少しよくなったのではないかと考えております。

バスの利用料金のほうも、以前は500円前後であったと思いますが、現在は200円、また75歳以上無料となっておりますので、利用者の負担軽減にはつながっているのではないかと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） 全体の中で調整をしていくので、一人一人思うようにはなかなか使えないということはよく分かりました。もし何かまたダイヤ改正とかあった場合には、そういった市民の声も聞いて対応していただきたいと思っておりますけれども、その

利便性に関しては、利用者も増えていて、バスの料金が安くなったのはすごく助かるということがあります。ただ、高齢者にとったら、バスを乗り換えないかんというこの乗換えの不便さですね、またバスをおりてまた乗ってという。そして、待ち時間があってというところでは、利便性は後退しているんじゃないかと思えますので、その辺りは、またダイヤ改正等のときにはそういった声も聞いて、ちょっと頭の隅に置いていただきたいと思えます。

それでは、②の質問に移ります。J R 運行時には大栃・美良布間はフリー乗降でした。市民の利便性や高齢者のことを考えての対応だったと思えます。膝が痛い方などからは大変ありがたかったとの声を聞きました。市営バスになってからフリー乗降はできなくなっていますが、利用者は高齢になり、足腰の痛みを抱えている方も増えてきていますので、J R 運行当時のようにフリー乗降制を検討すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

本年4月1日からの運行開始で、市営バスとしては初めての区間であり、運行上の安全確保に不安があるため、フリー乗降は行わず、各バス停留所の乗降としております。今後、安全な運行が確保できるようであれば検討したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 安全な運行確保が確認できればということですけど、それはどういう。前向きに検討していただきたいわけですけども、安全な運行確保の確認というのはどういう状況になるのかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

運行委託事業者とは御相談もしておりますが、運転手も初めての区間でなかなか慣れないというところもありますので、半年ぐらいこのフリー乗降は行わず、各バス停留所が22停留所ございますので、今後、安全な運行ができるようであれば検討したいというお答えもいただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、半年後には検討というか、めどをつけていただけるということですので、よろしく願いいたします。

では、③の質問に移ります。市営バス大栃駅のトイレは和式トイレのため、膝に痛みのある利用者は大変難儀をされていると聞いています。物部町は高齢化率が50%を超え、バスを利用される方々は車の運転をしない高齢の方がほとんどです。美良布駅は洋式トイレに改修していると聞きましたが、大栃駅も改修することはできないものでしょ

うか。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

美良布駅のトイレの改修は、JR四国バスが改修したと聞いております。現在、大栃駅は香美市が四国旅客鉄道株式会社から令和2年4月1日付で譲渡されたもので、今後、関係機関、関係各課と協議し、駅舎の利用方法も考慮しながら、計画的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、前向きに検討していただけると、計画的に検討していただけるということでお答えをいただいたと思っております。ぜひ利用されている方は高齢の方ですので、できるだけ早く検討していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時、昼食のため午後1時15分まで休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時13分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可を頂きましたので、一問一答形式で順次質問をしてみたいと思っております。

まず、1点目であります。最初に学生支援の取組ということでお聞きしていきます。

まず、この新型コロナウイルスの影響、今後も続いていくものと思われまます。感染予防と社会経済活動のバランスを今後も構築していかなければならないという状態です。ここ20年ぐらいのことなんですけれども、大学生の数はずっと横ばいであるというふうに出ております。1990年代の後半から奨学金の受給者の数を見ましたら、こっちのほうは大きく増えておるということになっております。

今、学生の生活はどんな状況なのかといいますと、一人暮らしの大学生の3割から4割ぐらいは仕送りをもらっていないというような調査が出ております。これにつきましては、自分がお配りをさせていただいた資料の①と、それから②が裏にあるんですけれども、この②の資料の上の円グラフを見ていただきましたら、「0」というのが仕送りゼロの方なんですけれども、40.9%の方がこの調査では仕送りがゼロであるということです。また別の調査でも、大体3割から4割程度の方が仕送りなしで、奨学金とアルバイトで生活をしているということでありまます。この新型コロナウイルスの感染拡大

が見られてから、回答者の7割近くがアルバイト先の休業などによって収入が減ったり、そしてゼロになったりということをおっしゃいます。親の収入が減ったりなくなったりした学生も半数を超えていたということです。

もともと実感なき経済成長と言われていた状況を背景に、子育て世帯の困窮化が進んでおりました。統計上、世帯所得が増えていたのは、妻が専業主婦だった世帯が減少したことによるものであったと。自粛を求められて支援がなくなったら、真っ先に行き詰まってしまうのが、一人暮らしの学生を含む子育て世代と言える状況があると思います。本市は大学のある市でありまして、県外、海外からの学生がこのまちで暮らしております。人とのつながりがまだ十分でなく、親もいないとなれば、先行きの不安を抱えながら、迷惑をかけまいと気丈に暮らしているものと思っております。

そこで、①です。市として何か支援をするべきではないのか、市長の見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

高知工科大学は、5月の調査を踏まえまして、約10%の学生アルバイトが減っている状況ということでございます。しかしながら、特別定額給付金や学生支援緊急給付金のほか、奨学金の追加・拡充により乗り切れるのではないかとございます。また、今後は授業料の免除も検討しているということでございます。

大学側の支援、それから文部科学省が取りまとめました学生学びの支援緊急パッケージが更新され、比較的内容も充実してきていることから、今のところ高知工科大学の学生に対する市独自の支援は考えておりませんが、引き続き学生支援課と連携いたしまして、状況を注視しつつ、必要な対応についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 企画財政課長からお答えをいただいたわけですがけれども、今後も学生支援課と連携をとっていくことを考えたときには、市として企画財政課が今後窓口になるということによろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 高知工科大学と連携協議会を一緒にやっておりますので、学生の支援にとどまらず、地域活性化の様々な事業について検討しております。そんな中で、学生の支援という意味では、その協議会の枠組みの中で窓口が企画財政課となっております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 自分のほうも今回コロナウイルスの影響があったときに御相談を受けたのは、新規の方というか、既につながりのある方から相談を受けることのほうが圧倒的に多かったです。そういうことからしますと、生活に困窮している相談というのは、直接はやっぱり知らない人には言いづらい。基本的には大学に相談が行くもの

と考えれば、大学との連携をぜひとも密にさせていただいて、大学と企画財政課もふだんから人間関係があるということが、実際支援を今後どうしようかと考えたときには相談がしやすくなるのではないかなと思ったところです。

それで、あと、今調べましたら、高知工科大学生全ての学部を合わせまして登録が、ホームページによりますと2,308人と。そのうちの経済マネジメント学部の2年、3年、4年生が永国寺キャンパスにおるということで、この方を単純に足しましたら530人ですので、1,800人ぐらいが香美市の香美キャンパスに学生さんが所属をしてるんだらうと思うところです。

それで、先ほど40%の方が仕送りを受けてないということで、単純に720人ぐらいの方が仕送りを受けていなくて、そのうちアルバイトが減ったのが10%という話がありましたので、72人ぐらいの方がそういう困難を持っておるのかなということをおもいましたので、そういった方に手が届くような手だてをとっていただけたら、逆に言うと、そんなにびっくりするほどの数ではないのじゃないかなというふうに思っております。本市に住所があるわけでもないかもしれないけれども、今回のような災害にも近いようなときにはぜひとも、住民票がないからといって支援ができないということではないと思いますので、よろしくお願いたします。

②に移りたいと思います。具体的な身近な支援として食料支援の取組が広がっております。先ほどのお話もありましたけれども、大学とも連携した公的な支援が検討できないかということで、一つお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

一部で食料支援の取組も報道されておりますけれども、大学側に確認してみたところ、総じてではあります、今のところ食料支援までの要望はないということでございます。先ほどのお答えと同様に、引き続き学生支援課と連携して状況を注視していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、③の質問に移りたいと思います。鳥取県などでは休業などで収入が減った人を雇用した農家に対して、人件費や交通費の一部を補助する制度を始めたということでもあります。本市も農業が主な産業でありまして、学生に限定する必要はありませんけれども、1か所の農家というよりは、市内のあちこちで掛け持ちというイメージで、そういった仕組みができないのかなと考えるところです。仕事と人をマッチングする仕組みを作っていくことができないのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 高知工科大学ではインターネットを通じてアルバイトを募っておりまして、JAの営農センターを初め農家等のアルバイトも既に学生向けに案内されているということでございます。システム化されており、農家からのアルバ

イトのルートもあることから、現時点で本市が独自にアルバイトのマッチングを行うことは検討しておりません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 既に仕組みもあってということですが、鳥取県の事例で言うと、実際その雇用した方に一部、日額のうち3,000円を補助することによって、農家のほうも直接は雇うほどの金銭的な余裕がないけれども、人手は欲しいんだと。そこでちょっとの補助があればできるんだというようなことで、多分この仕組みを作られたがやと思います。もしそういう要請があった場合には、今の仕組みにプラスして、農家が雇いやすくなるような支援策ができないのかなと思ったところです。この点はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 森田議員のほうから情報提供もいただきましたので、参考にさせていただきます。必要な対応ができるかどうか、連携協議会の中、それから大学側と検討していきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ④の質問に移ります。新聞報道によりましたら、就職活動にも制約が出てきているということであります。今日の新聞にも出ておりました。また、採用自体を絞っていくというようなことも一方で考えられます。そんな中で、本市は高知県に縁のある学生が残って就職をしてくれる手だてを考えられないのかなというふうに考えます。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 本市では、従来から高知工科大学との連携協議会を通じまして本県、本市への就職を検討してもらうよう大学側に要望するとともに、インターンを受け入れるなど、学生に働く場を知ってもらう機会を提供しております。彼らが修得した分野の能力を十分に発揮するには、県内にもまだまだ企業が少なく大変難しい状況が続いておりますが、今後とも引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今まで当然取り組んでこられて、今後もその取組の延長ではあると思うんですけども、今特に面接とかもやりにくくて、今日の新聞なんかにか書いたのは、リモート式での面接も増えてるということです。そういった新たに必要になったことに対する支援なんかも要るんじゃないかと思います。これ状況どういうふうになっているのか、大学の学生課とも連携していただけたらと思います。

そしたら、⑤の質問に移らせていただきます。1次補正で1兆円あった地方創生臨時交付金ですけども、2次補正では2兆円の増額ということで、大学が窓口となって学生支援緊急給付金なども行われますが、こういったものに並行した素早い対応ができな

いのかなと思っではおるところです。実際にこれ大学のほうでは受付終了いたしまして、申請されたということであったんですけれども、今回の2次補正で学生向けの支援の必要性があると思うんですけれども、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 今のところ高知工科大学の学生に対する一時金の支給等は検討しておりませんが、引き続き学生支援課と連携して状況を注視していきたいと思っております。なお、大学側には市から支援の意思があることは伝えておりますので、そうした学内での状況把握、協議の中で、また必要な支援について何らかの打診があるものと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひともふだんの関係をさらに密にして、支援の要求、要請が届くように、またこれからもよろしく願いいたします。

それでは、大きな2点目の質問に移ってまいりたいと思います。人材確保政策ということでお聞きいたします。

総務省の労働力調査によりますと、本年4月は非正規労働者数が前年同月比97万人減、比較可能な2014年以降で最大のマイナスとなっております。正規労働者は2015年以来のプラスで続いておりますので、雇用維持の努力は非正規労働者には及んでいないことが顕著であります。

こちらのほうも今日の新聞をたまたま見ましたら、非正規労働者の雇い止めが今増えておるという記事でありました。今、6月5日の時点で4,943人、これが5月29日の2,366人であったことから、実際倍増しているという状況であります。また、独立行政法人労働政策研究・研修機構によりますと、最新の休業者数が597万人というふうに言われております。この休業者が潜在的な失業者にならないように、今いろいろな対策をしているというところであります。

さらには、飲食、宿泊を初め、影響を受けている個人事業者は、事業は維持したいけれども、先々が見通せない以上、借入れのリスクは高いし、固定費はかさむしとなって、移転や廃業を考えている方もいるかもしれません。

このように、新型コロナの影響が今後も続けば、働き方を変えてみたい、もしくは変えざるを得ない人の動きも出てくるものと思われれます。いざというときを考えると、都会よりは医療崩壊しにくい地方へという考え方や、ふるさとへのUターンが安心ということにもなるかもしれません。そういった人へ本市としても必要な分野の人材確保につながるよう、募集やメッセージを発信してはどうかと考え、以下の政策の見解を聞きたいと思います。

①です。昨年、兵庫県宝塚市では、就職氷河期世代に限定した中途採用を行いました。宝塚市長は新聞記事上で、国の政策の問題だと思っていたが、自治体にもできることがあるじゃないかと募集を決めたと紹介されております。技術職の募集も考えているよう

です。雇用の場の創出と人材確保の双方でメリットがあると考えますが、本市での取組をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

就職氷河期世代は、令和2年4月1日現在、高卒程度でおおむね34歳から45歳、大卒程度でおおむね38歳から49歳の方が該当するようです。令和2年4月1日時点の本市の正職員数は395人で、その年齢構成は、就職氷河期世代といわれる年齢の職員数が206人で、52.2%と過半数を超えています。したがって、就職氷河期世代に特化した採用を行いますと、さらに年齢構成が偏ってしまうこととなりますので、今のところ積極的に採用していく予定はありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 確かにちょっと本市の抱える職員の年齢構成というものは、ちょっとマッチングしないというのは検討を今後せないかんとおっしゃると思いますが、そのときの宝塚市長の新聞記事の中で、この募集があったことで、後から試験を受けたという方が、自分は試験を受けて落ちたけれどもうれしかったと、それは、社会に見捨てられたと思っていただけれども、自分たちのまちが手を差し伸べてくれたことで勇気が出たといったコメントもありました。

たまたまこれは就職氷河期世代ということでお聞きしました。その世代に限らず、このコロナウイルスの影響で様々な生き方を、働き方をちょっと変えてみようというような方に対して、中途採用ということ自体は年齢を限らずにあり得るのかということ、ちょっと追加でお聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 採用の年齢条件に合致すれば、中途採用、新卒全く関係なく選考しておりますので、その点は問題ないと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね、今までどおりということ。これも特に若い世代には、今コロナウイルスの影響で、地方で働くほうがいいんじゃないかと模索している方もおるとおっしゃるような記事も出ておりましたので、またそちらのほうで期待をしたいと思っております。

②の質問に移りたいと思っております。医療や介護、社会福祉事業での人材確保は長年の課題となっております。職員の入れ替わりが多いところほど人間関係や待遇面で課題が膨らんで、悪循環になっているようにも思っています。施設として改善策を考えていかなければなりません。特色あるサービスを行っているところでは、職員もやりがいを持って仕事に取り組んでいるようです。また、施設をリフォームすることによって入所者も職員も生き生きとし、働きがいにつながっているという事例もホームページなどで見かける

ことがあります。現場と力を合わせて魅力ある職場づくりができないか、特に施設改修への支援ができないのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

県が取りまとめている国の補助金を活用しての改修事業の中では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金があります。対象事業が、認知症高齢者グループホーム等の防災改修、高齢者施設等の安全対策強化、それから新型コロナウイルス感染拡大防止のための多床室の個室化改修など、ほかにも含めまして6事業あるようです。県のホームページに掲載されていますが、市のホームページにも掲載するなど周知に努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 福祉事務所の所管分野につきまして御説明いたします。

社会福祉施設の改修への補助に関しましては、厚生労働省が所管する社会福祉施設等施設整備費補助金の活用が考えられます。施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としたものであれば、障害者支援施設、短期入所事業所や放課後等デイサービス事業所などの増築、改築、大規模修繕等の施設整備事業が対象となります。本年度の補助金交付要綱は示されておりませんが、従来、国2分の1、県4分の1の補助率で、施設設置者の負担は4分の1でございます。県が国庫補助金を活用し、国との協議を経て実施するという形式をとっており、高知県が申請窓口となりますので、御相談いただければと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 国・県の制度を使って対応しているということです。またぜひこういった支援を受けて、介護施設が運営をする上でやはり人件費が占めるウェートは大きいので、改修費用を同じサービス事業費の中から賄おうとすれば、当然、人件費を削らざるを得ないという状況にもなります。できるだけこの制度を利用していただいて、さらに、それでも困っているということであれば、また相談も乗っていただけたらと思えます。

③に移りたいと思えます。医療・介護・福祉分野は、ごみの収集、それから運送、食料品小売など、社会を維持するためのインフラとして必要不可欠なという意味での、エッセンシャルワーカーとの呼び名が広まりました。接触を避けるべき感染症が広がる状況において、リモートワークが可能な仕事とそうでない仕事とに区分けが生まれつつあります。現場において期待される環境品質を保つ実行力が問われます。誰かにしてもらわなければならない仕事であり、感染リスクを避けながら、今も新たな仕事の在り方を

模索している最中なのではと思っております。感染リスクがあろうとも、その現場に向いて職務を遂行していかなければならないとなれば、そのリスクに見合った対価を支払うという考え方が出てくるのだらうと思います。少ない賃金を補填する意味で、これまで言われてきていることですが、引っ越し費用や家賃の一部補助などを考えるときではないかと思えます。見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、就職に当たっての引っ越し費用や家賃の一部補助はありません。補助対象が類似する制度といたしまして、香美市結婚新生活支援事業費補助金があります。低所得者の婚姻に伴う新生活への支援として、新規に婚姻した世帯に対し30万円を上限に補助金を交付し、住居費及び引っ越し費用の一部を補助するものでございます。対象世帯は夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下、また世帯の所得が340万円未満、夫婦の双方または一方が取得または賃貸した香美市内の住宅に現に居住していることが要件となります。補助対象経費につきましては、結婚を機に新たに物件を購入または賃貸する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料、また引っ越し事業者を利用した引っ越しに係る実費も入っております。平成28年度から開始をいたしまして、直近の申請件数、補助金、平成30年度では3件90万、令和元年度では4件81万9,000円、今年度は3件90万円の申請枠を設けておりまして、既に問合せが1件来ております。

また、この補助金を活用される方は、夫婦のどちらかが全て市外、県外からなどの転入となっております。新潟県や徳島県、埼玉県など県外から香美市に引っ越しをされておまして、移住定住にもつながっていると考えております。今後も少子化対策として新婚世帯への補助は継続をしていきますが、現在のところ御質問いただいた補助は考えておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も、これまで提案してきたことの一つとして提案させていただきました。類似の制度があるということで、確かにそちらのほうを使っていたきたいとは思いますが、冒頭述べましたように、今後、今、コロナウイルスの影響を受けているところに、逆にリスクに見合った対価というような形で支援をする、こういうことがメッセージになって、呼び水になって、そういった支援をしてくれる市町村であるならば移住をしてみたいというふうな、今本当に働き方を変えようとかって考えている方が、どういったものがあるかという情報収集をしているときだと思えますので、何か、これに限りません。情報を発信できるような施策を、2次補正のこともありますので、構築していただければと思います。そのことで、次の質問に移りたいと思います。

④です。人口密度の高いオフィスから地方へ、本社機能の一部を移転しようとする事

業者も出てくるのが考えられます。建機メーカーのコマツは創業の地である石川県小松市へ本社をUターン設置しております。1951年に本社を東京に移転した際には、戦後復興や高度経済成長期には官公庁の動向を迅速につかむ必要があったり、全国からの人材を確保したりする必要があったといいます。2002年から徐々に部門ごとの移転をし、2012年には入社式もこの小松市のほうで開催したということでもあります。このようなローカル化のメリットを、生活コストの安い地方で雇用を増やしたほうが将来とも競争力を維持できる、こういう考えに至ったからだと言っております。コマツの賃金体系は勤務地によって変わるのではないので、東京より生活費の安い北陸のほうが可処分所得は高くなります。つまりは、地方で働く職員を増やせば、人件費を増やさずに実質的な給与水準を高めることができます。

ほかにも、三浦のボイラーとして有名な三浦工業株式会社は、工業用地も豊富で、総務、財務、人事で活躍をしてくれる女性社員、これ多くは地元採用ということですが、家から通える会社として好評だということです。それを受けまして、創業の地である松山市に本社を置き続けております。

このような実例からもメリットが見出されておまして、今後そのような選択を考えている企業を探し出すにも、融資の機運を高めることが有用ではないかと思えます。このことに対していかが受け止められておるのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、感染リスクの高い都会部に住むことに不安を感じ、コストのかかる都市部から地方への移住が進んで、流れが大都市から外に向かうのではといった声も聞いております。また、仕事の在り方につきましても、多くの企業でリモートワークへの移行が進み、在宅勤務を取り入れる企業が増えている状況下で、在宅でのインターネット環境不足やセキュリティー問題、また子供と一緒にワーク環境や身体的不調などの被雇用者等の声を受けて、サテライトオフィス等のニーズが増加しております。オフィス誘致につきましては、2月定例会議でも答弁しましたとおり、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも、ニーズが高まっているということでもありますので、お願いしたいと思います。

それでは、大きな3点目の質問に移ります。移住先の充実に向けてということでお聞きをしていきます。

今後のコロナウイルスとの共生を考えるときに、医療体制や雇用を支えていくことが社会安定させる前提だということでもあります。そのための施策が優先された上で、感染予防と社会生活のバランスをどうさせていくのか、個人や市民社会のこれからの課題と言えると思います。

選択肢の一つとして、暮らしや余暇にお金を使わない豊かな生き方の提案ができると思います。これは古くて新しい田園回帰の提案となります。また、この新型コロナウイルスの影響で、今までの暮らし、社会の在り方に疑問を感じた方は多々いると思います。目標に向かって直線的に積み重ねる考え方から、感染症にも配慮した循環や共生という新たな価値を持った商品やサービス、こういったことを考え生み出す人が出てくるものと思います。本年度から移住定住促進計画の第3期アクションプランがスタートしております。このプランが新たな社会を模索する人たちとうまく融合していくことを願って、以下をお聞きしていきます。

①であります。本年度よりの取組に、D I Y型賃貸物件や農地つき物件など、特色ある物件登録の推進が上げられております。契約手続の流れ、対象物件の数、今後の見通しをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

借主自らD I Yにより家屋をリフォームすることができるD I Y型賃貸や、小規模な農地を空き家とセットで売買することができる農地付き空き家などのこれまでにない魅力、特色を備えた空き家物件の登録については、それぞれの物件の特徴に合わせ、所有者の意向を確認しながら登録を進めているところでございます。

契約手続の流れとしましては、まず、移住希望者に空き家バンク制度の申込みをしていただき、物件見学を行います。次に、希望する物件があった場合には空き家物件の交渉、申込みをしていただき、地域の自治会長や地域のお世話役を紹介し、地域の実情や活動を説明してもらいます。次に、物件所有者、利用希望者、不動産業者を引き合わせて、ここからは空き家に関する交渉、契約は不動産業者が仲介することになります。双方が納得すれば契約となり、香美市に移住となります。

現在、D I Y型が賃貸1件、これは香北町猪野々でございます。また、農地つき空き家1件、これは香北町根須でございますが、登録されており、D I Y型賃貸については移住者との契約が成立、農地つき空き家についても現在契約に向けて交渉中となっております。移住希望者の様々なニーズに応える選択肢の一つとして、順調なスタートを切ることができたと考えております。今後も順次登録件数を増やしていきたいと考えており、現在、D I Y型賃貸、これは香北町中谷のほうで1件、そして農地つき空き家1件、これは土佐山田町の八王子に1件でございますが、登録に向けた手続を進めているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 順調に進んでいるという理解をしたところですが、数が、まだスタートしたばかりで1件ずつ、香北町でD I Y型と農地付きが1件ずつということにして、まだこれからという印象を受けますので、また制度が進むことによって、うちの

家はどうかという方が増えてくるように願っております。

②に移りたいと思います。先ほどお聞きをしたD I Y型賃貸物件などは、修繕を行わないことから、賃貸価格も安く抑えられるものと思います。そのような物件は不動産業者などが受け取る手数料も少額になることから、どちらかという今までさほど熱心には業者のほうは取り組んでこなかったのかなと思っております。

その一方で、円滑な契約手続やトラブル防止の観点から、不動産業者や、また行政書士の仲介があったほうが安心ですし、不動産業者と空き家バンクの情報を一元化して発信して、一般不動産は業者が案内をし、空き家バンクの物件は行政サイドが案内をし、契約のみ行政書士が仲介するというような分業化をすると、移住希望者の便益にもかなう形になろうかと思っております。

ただ、先ほどの御説明では、不動産業者がD I Y型でも間に入ったということであつたんですけども、ただ、今後の移住希望者窓口は一本化されておるとは思うんですけども、こういった連携はどのようになっていくのか、改めてお聞きしておきます。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

空き家バンクに登録されている物件と、民間の不動産業者が取り扱っている一般の物件を集約し、情報を一元化した形で発信できないかという御質問でございますが、ホームページや紙媒体による広く一般に向けた情報発信については、現在のところ行っておりません。ただし、移住定住交流業務の委託先でありますN P O法人いなかみにおきまして、個別の移住相談を受ける際には、移住希望者の要望に合わせて一般の不動産物件も含めて情報提供をしており、それぞれ必要に応じて不動産業者等への取次ぎ等も行っております。今後とも随時物件情報の収集に努め、移住希望者の求める情報を提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 現状をお聞きできました。

では、③に移ります。インスペクション、これは第三者の専門家による住宅の健康診断のことであるんですけども、これの告知義務が本年度4月から義務化されております。実施するかどうかは中古物件の売主、買主に委ねられておりますけれども、双方の信頼性を担保するには、積極的な活用があってもいいのではと思っております。

昨年8月に課長とも一緒に視察に行きました三重県伊賀市の取組、これはインスペクションを行政も一緒になって進めておりました、信頼性をさらに高める効果につながっております。同様に、耐震診断や不動産鑑定もワンストップサポートで取り組んでおりました。こういったことも市内業者間の連携により進めることが、移住者の信頼、ひいては住民の信頼につながるものと考えますが、現状の取組をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

建物の状態について診断を行いますホームインスペクションや耐震診断につきまして、制度の存在自体を知らないという方も多くいらっしゃいますので、空き家バンクへの登録申請があった際には、空き家を所有する方に対して制度の周知、説明を行うことが大変重要であると考えております。現在のところ各種診断についての対応は個別に行っておりますが、特に問題なく運用されているものと考えております。また、ホームインスペクションや耐震診断、耐震工事などを実施済みの物件が空き家バンクに登録された場合には、空き家情報をホームページなどで公開する際に診断実施済みの物件という旨を明記しております。現在は1件明記しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今のところ1件だけということでしたけれども、今後、空き家バンクに登録する物件は、順次このインスペクションを所有者の了解を得てやっていく方向でしょうか、それとも、売買のときに買主にも説明するということになると思うんですけども、どのタイミングでというような部分もありましたら。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 本年4月から義務づけられたということもありますので、不動産業者が空き家を所有する方に対してそういうことの説明とか、いろんな義務があると思うんですけども、そういう耐震診断、またホームインスペクションを実施済みの物件が出た場合につきましては、市のほうも情報提供、また空き家バンクのホームページのほうにも順次公開していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひ積極的な活用が双方にとってもメリットがある、所有者の方だけが求めるものではないと思いますので、買主の方が見つかったからの実施でも構いませんので、積極的に応援していただけたらと思います。

それでは、④に移りたいと思います。さきに紹介した伊賀市の事例の中で、特定空家として対応していた物件も6件売っていたと聞いております。そういった事例もありますので、移住促進での活用が先でもよいと思うんですけども、本市の特定空家対策の進捗状況としてお聞きします。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合、指導、勧告、命令に加えて手続を進め、強制執行も可能になった空家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成27年（2015年）に施行されております。本市における対応事例、今後の課題等をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 平成27年4月1日から令和2年6月1日現在、通報のありました空き家等全78件のうち特定空家は2件でございます。修繕、取壊し等

の対応がされた特定空家は1件で、勧告等を行った結果、所有者が住宅の取壊しを行い、更地となったことを確認しております。残る1件につきましても、勧告等を行った結果、所有者から対応するとの連絡をいただいております。今後も引き続き調整を行いながら、所有者に対応をお願いしていく予定でございます。

なお、課題等につきましては、特定空家だけでなく、空き家等についてになりますけれども、物件所有者が市内にいないことや、相続権を有している方が実際にその物件を知らないことが多く、指導に反応のない方もあることで、調整に時間がかかってしまっているのが現状でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 課題として物件を知らないという事例、もし早めに知っちゃったら、もう少し修繕のお金も少なく済んだのにとかということもあるかもしれません。大体その持ち主というのは、固定資産税を払っている方に連絡をとるということでもよろしいですかね。そうであったら、そのときにお知らせする手段がないかなとも思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 通報のあった空き家につきましては、相続人全員の方にお手紙を出しております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もうそのお手紙を出す段階になったということですね。そういう段階というのは結構問題が起きた状態だと思いますので、それより早くできる手でもないかなと思ってのことですが、今の状況ではそういうところまではなかなか踏み込めない、少なくとも固定資産税を払っている方には通知は行くけれども、そのほかの相続人には情報を提供するには至らないと。多分今、僕も至らないのかなというふうに思います。また何か具体的に市民の方からの相談とかがあったときには、スムーズな対応ができるように、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。（2）で書いている地域の課題解決へということで、最後御質問させていただきます。これ紹介も兼ねてです。これまで地域で暮らしてきた人にも移住者にとってもプラスになる取組をしていただけないか、お聞きをするものです。資料も付けております。お手元にある③と④にわたって、これインターネットで引いてきました紹介ですので、これも見ながらお聞きいただいたらと思います。

徳島県神山町にありますNPOグリーンバレーですけれども、1999年に神山アーティスト・イン・レジデンスを始めたことなどをきっかけにして、移住しやすいまちを目指して取り組んでおられます。私がお聞きをした話では、町にパン屋さんがないからパン職人来てもらおうとか、既に移住をしやすい環境が相当に整った上での取組だったので、そのルーツは先ほどのアーティスト・イン・レジデンスにあって、そのイメージでワーク・イン・レジデンスとして移住政策に取り組んだということであり

ます。

また、一方で、2010年に神山町にサテライトオフィスを開いたITベンチャーのSansanという会社は、地域での活動や貢献を求められると我々も身構えると相談したところ、地元の方は、余計なことは考えずに、本業が成り立つことを証明してくれるだけでいいという返事があった、このSansanの方は肩の荷がおりて、サテライトオフィスの開設を決めたということでありました。

両方に共通しておるのが、ここの神山町なんですけれども、やったらええんちゃうという精神で、これは全ての取組にも共通をしているということでもあります。誰でも受け入れてくれる町の雰囲気、家族のような下宿生活、目に映る景色がコンクリートでなく緑である、さらには徳島市内へもすぐ走れる安心感、それらが神山町の印象だと言います。何かやりたいという人にも門戸が開かれていて、イベントのノウハウなどを学ぶ神山塾というのが開かれており、多くの卒業生が神山町に残っているということでもあります。こういった土台があるので、先ほどのパン屋をやりたい人がいませんかの呼びかけに答える人が出てくる好循環が生まれることになっているようです。

以上述べましたけれども、神山町のNPOグリーンバレーを一つの指標に取り組んでいけないものかとして、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

神山町におきましては、地域に必要な人材を逆指名で募集し、移住につなげるワーク・イン・レジデンスを初めとして、先進的な取組が行われております。ワーク・イン・レジデンスは、地域に足りない業種や職種の移住者を募集することで地域をデザインし、活力を生むまちづくりにつながる取組のことと思います。

現在のところ本市において同様の取組を行うことは考えておりませんが、例えば商店街等で空き家バンクに物件が登録されることとなった場合に、何らかの商店を開業してくれる方に限定して移住者を募集するなど、個別の取組が可能なのではないかと考えております。

ただし、その際には、当然のことではございますが、物件を登録してくださる空き家所有者の方の意向が大変重要になってまいります。また、空き家バンクを利用して移住される方につきましては、元来より地域活動や行事への参加について協力をお願いしております、地域の課題解決となる地域の活性化や集落の維持につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひそういった形で、移住が地域の活性化につながっていくような取組が、今後も広がっていくことを願っております。そういったことを申し述べまして、以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時、14時20分まで休憩します。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、日本共産党の濱田百合子です。

質問に入る前に、1か所訂正をお願いしたいと思います。大きな質問の3、宝町児童遊園地についてですが、その③、「公園の整備」となっておりますので、「公園」を「遊園地」と訂正をお願いいたします。

それでは、一問一答方式で、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、コロナ禍における子供たちの学校生活についてです。

新型コロナウイルス感染予防対策として、2月27日、安倍首相の全国一律一斉休校の要請によって、香美市の小・中学校10校全てが3月3日から休校となりました。卒業式や入学式は対象児童・生徒とその保護者、先生だけとなり、例年と違う中で進級進学を迎えました。子供たちが楽しみにしていた行事などが中止や延期となりました。コロナ感染者の減少とともに、徐々に学校生活も始まり、本市では5月11日から午前中の登校が始まり、18日から給食が開始になり、20日から通常の学校生活が再開されたと思います。

配付しております資料を御覧ください。資料の①は令和2年度児童生徒数の一覧です。今年度から小学5年生が1クラス35人となり、山田小学校や大宮小学校は1クラスずつ増えています。しかし、この状況の下でも感染予防対策をどのようにしていくのか、特に楠目小学校、山田小学校、鏡野中学校の心配をいたします。また、長期の休校により、子供たちの学習の遅れや格差の拡大と心身のストレスは大変深刻ではないでしょうか。

配付しています資料をおめぐりください。資料の②、③、④ですけれども、これは国立成育医療研究センターが実施しましたコロナこどもアンケート、4月30日から5月5日までの中間報告ですが、子供の回答を抜粋してお示ししています。この中で、「こどもたちの困りごと」として、76%がお友達と会えないこと、64%が学校に行けないこと、51%が外で遊べないこと、50%が勉強が心配と答えています。また、「こどもたちが相談したいこと」として、46%がコロナにかからない方法、44%が学校や勉強のこと、また、「こどものこころへの影響は？」として、39%はコロナのことを考えると嫌だ、35%は最近集中できない、32%はすぐにいらいらしてしまうなど、子供たちが大変不安な心境であることが分かります。学校は再開されましたが、子供た

ちの心身のケアをしっかりと行うことが学びを進める上での大前提ではないでしょうか。そのためには、子供たち一人一人に寄り添った対応が求められるのではないかと思います。

そこで質問をいたします。まず、（１）子供たちの健康を守り、安全で安心して過ごせる学校環境をの中の①です。コロナ禍において学校生活は一変し、感染予防に留意しながら過ごすことになりました。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として身体的距離の確保を呼びかけ、人と人との間隔はできるだけ２メートル、最低１メートル空けることを基本としました。

そこで質問をいたします。３密を避ける対策をどのようにしていますか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

密閉、密着、密接の３密を避けるための対策としまして、密閉においては、出入口や窓を開けるとともに、扇風機等を使い空気の換気を行っております。また、密接、密着においては、児童生徒が一堂に会する集会活動を中止したり、机と机の間隔を空けるとともに、話し合い活動といった学習方法の制限を行ったりしています。そのほかにも割愛授業を実施したり、広いスペースに移動して授業を行ったりするなど、各学校でできる限りの３密を避ける工夫を行っております。

先ほど御質問の中にありました山田小学校、楠目小学校、鏡野中学校におきましても、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底、窓の開放等はもちろんのこと、山田小学校では個々の机の間隔を空ける、グループ等の話し合いの活動を極力避ける、図書館等でソーシャルディスタンスをとらせるなどの工夫を行っております。また、楠目小学校の、ここで資料にもありますように、小学校５年生が一番密になりやすい学年でございますが、そちらにつきましては、小学校３階のホールを使用し、教室より机の間隔を空けて授業を行うなどの工夫を行っております。鏡野中学校におきましても、先ほどから出てきていますようなグループ学習は、必要最低限として班を作らない、前向きの学習をするなどの工夫、また体育館ではテープを貼るなどして体育の授業中のソーシャルディスタンスをとらせているなどの工夫をしております。それぞれができる限りの工夫をしているということです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 私が気になっていました山田小学校の４年生、６年生とか、楠目小学校の５年生、鏡野中学校の３年生辺りがちょっと心配かなと思ったので、お答えいただきました。本当に限られた空間、教室の中で、先生方ができるだけ密を避けるいろいろな工夫をされているというのがよく分かりました。

ただ、すごい努力をされてしていますけれども、この状態で先生もやっぱり緊張して

いるし、それから、いろんなグループワークも制限されて、どんなふうにしたら子供たちともっとゆったり、あまりストレスとといいますか、緊張感を持たずに接してできるようになって思ったときに、私はすぐにはなかなか無理だと思いますけれども、やはり今回のコロナを契機とといいますか、特にこのコロナの感染予防のためではあるんですけども、やはり20人台、30人以下の学級ですよ、お隣とできれば2メートルは無理でも、それまでのゆったりとした間隔で授業ができる、授業を受けながらお互いが密だとストレスにならないような教室の環境というのが、やっぱり必要じゃないかなというふうに思いました。その辺りはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

教職員の定数の数値がありまして、一応国のほうでは、特に5、6年生の辺りを申しますと、40人までが1学級なものですから、なかなか香美市の場合は40人を超してしまうということがこの頃なくなってきたので、1学級になりがちです。今年5年生のところは35人学級で、これは県のほうの措置で、1、2年生が30人、そして3、4、5年生が35人学級という制度にしてくださったので、そこで大分緩和されたのですが、あと、やっぱり35人以上のところについてはなかなか、6年生が混雑してくるということになっています。解消するのは制度を改革していただくしかないので、お願いはずっとしているところですけども、国全体の教職員の配置人数でなかなか高学年が40人学級を下ることがないので、要望し続けていきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に今、小学6年生が40人で、中2、中3も40人ということで、それが何とかもう少し少ない中で授業ができる、そのためには教職員を増やさなければならないことになっていきますが、引き続き要望をしていっていただきたいと思うところです。

それでは、次の質問に行きますが、②の感染予防のための備品については、同僚議員の質問もあり、答弁もありましたので、取り下げさせていただきます。

③に移ります。けがなどの子供と、発熱や倦怠感など体調不良の子供とは、保健室での対応が違ってくると思います。保健室での対応を含め、感染予防対策のマニュアルはあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

文部科学省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」というのがあります。それと、それまでに
出されたガイドラインやQ&Aを基に対策をとっております。また、給食の際の感染予防対策など必要に応じて市で統一したマニュアルを策定し、対応をしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） マニュアルがきちっとあって、その対策をされているということですが、学校の教職員の方は、今までと比べて、プラスの毎日の消毒ですとか掃除、それから健康チェック、発熱のチェック、家庭で体温とか計ってきていると思いますけれども、やっぱりその辺りのチェックですね。ふだんにない業務が生じていると思います。

それはマニュアルによつてのチェックリストなんかがあるかと思ひますけれども、担任の先生に比重が多くかかるとなかなか大変だと思ふところなんですけれども、担任の先生とか、それから養護教諭の先生方、割と重荷と言つたらあれなんですけれども、負担がかかっているのかなというふうにも思ふところなんです。何か役割分担というか、その辺りの体制も含めてのマニュアルのようなものになっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

各学校でそれぞれの体制により工夫して、マニュアルを作ったりして対応していただいていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今、学校が始まって数日、11日から始まっていますので半月ほどはたつてはるんですけども、特にそういうマニュアルに基づいて各学校がやっている中での課題とか問題は、今のところ現場から出ておりませんか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

いろいろと問題点等も出てきているとは思ふんですけども、大きなことで聞いているものはございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、④に移ります。この間の子供たちのストレスははかり知れないと思ひます。冒頭に述べました国立成育医療研究センターが実施しましたアンケートでも、様々な心配なことや不安が子供たちから述べられていました。また、家庭内のストレスの高まり、どうしても家にいる、毎日顔を合わせているわけですので、いろんな家庭内のストレスもあるかと思ふんですけども、それがややもすれば児童虐待になってしまうことも考えられないこともないと思ひます。原因にもなるのではないかと思ひます。

このような子供たちの持っていき場のない心ですよね、心境に対して、心のケアにどのように今後学校現場として対応をしていくのか、その辺りをお聞きしたいと思ひます。

8日の全員協議会の中でメンタルのアンケート調査をされたというふうなお話もお聞きしたところですが、その辺りも含めて、対応についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

この間の子供たちのストレスは本当にはかり知れないと同様に思っております。子供たちの心の支援につきましては、学校の休業中ですけれども、4月に専門家を招きまして教職員研修を実施し、学校が一丸となって取り組んでいるところです。学校再開に向けては、全児童・生徒を対象に心と体の健康アンケートを実施しました。全員と面接を行い、一人一人の心の状態について把握に努めてきたところです。小さな変化も見逃さないように努め、スクールカウンセラーや心の教育センターと外部の教育機関の協力も得ながら、現在も児童・生徒の心のケアを続けているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 早々に4月にそういった研修もされて、アンケート調査をされたということは、子供たちを受け入れる側としてすごくよかったんじゃないかなと、体制ができていたこともすごくよかったと思います。私が以前、3.11の東日本大震災のような大災害に遭って、また学校が再開されたときに、その子供たちと教職員が辛い体験をゆっくり話し合ったと、じっくり話をして絵日記とかそんなのを書いたんだそうですけど、それがちょうど高知市春野町で展示があったので見に行ってたんですけれども、その子供たちの絵の展示を見たときに、すごいカラーもあまりきれいなカラーじゃなかったりして、独りぼっちでぽつんとおったりとかして、非常にその頃の心境が伝わってくるのを感じたことです。

また、作文も書かれていまして、展示の仕方が作文も読んでいいということだったので見ましたけれども、本当はそれを見た中で、子供は気持ちの本音をなかなかすぐしゃべれないというようなこともあるのかなと。本当は拒否したいけれども拒否できない、我慢をする、今こんなときだから、みんな大人も我慢してるので我慢をしなければならぬという、本当に真面目な子供をかいま見たような、作文を読んだときに思ったことです。

どんな災害に遭ったときもそうかとは思いますが、すごい緊張していて、やっと学校が始まって学校に行って、よかった、お友達とも会えたという思いはあるんだけど、やっぱりその緊張感がすぐなくならずに、やはり頑張らんといかん、勉強も一生懸命せないかんみたいなところがあるので、やはり、私はコロナ災害というふうに言っているんですけれども、このコロナ災害によって子供たちへの心の影響、やっぱり長期的に見ていかなければならないなと思っています。

先ほど教育長もおっしゃいました、専門家の方にも来てもらって支援を仰ぎながらしているというようなことで、そのとおりだと思うんですけども、日々関わっている担任

の先生と子供たちとの対話の時間を十分とれるようなやり方といいますか、対応の仕方ができていけばいいなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。もちろん専門家に委ねることもいいですけど、委ねるといいますか、専門家としての助言を頂くというのはいいんですけど、やっぱり子供にとっては担任の先生と密になっている、密というか、ふだんから関わりがあるわけなので、先生との時間がやっぱり重要じゃないかなと思っているんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

今年の新学期の始まりは変な始まりでした。なぜかというと、始まってすぐに学校が休みになってしまったものですから、新しい先生もたくさん入ってきていますが、先生と子供が顔も名前も分かりにくい、覚えにくいという時期が続きました。保護者はもちろんです。お互いが「どの人が担任？」というようなことになったりして、非常にお互いに困った時期を過ごしてきました。その延長線上で5月からの学校再開ということになったわけです。いつもの新学期と同じような始まり方ですけれども、ただ、その前に、学校に居場所として登校している子供もいれば、いろんなところで学校で活動していた子供たちがいるんですね、放課後児童クラブを初め。だから、みんなが同じ出発ではなくて、張り切ってはいるけど何か変という、そんなことだったと思います。

それで、スクールカウンセラーさんとか専門家の方とかの御意見を聞きながら、アンケートはこれと同じように7項目とりました。例えばなかなか眠れないことがある、4件法でとっています。むしゃくしゃしたりいらいらしたりかっしたりすることがある、怖くて落ち着かないことがある、頭やおなかが痛かったり体の調子が悪かったりすることがある、気持ちが落ち着いたり安心したりするために自分にできることは何ですかみたいな聞き方なので、音楽を聞くとか、テレビを見るとか、そういうふうなことです。それから、先生やほかの大人に相談したいことがある、その相談したい人は誰ですかと。それからあとは、今思っていることとか考えていることを絵でも字でも何でもいいので書いてくださいという。

これは市で集計はしていません。学校のほうで集計をして、名前も書いてもらっていますので個々もしっかり見ながら、一人一人と面談をして、まずは学級担任の先生と子供がしっかりつながって、その中で、学級担任だけではどうもいかなんと思う子供を、チームでサポートしていくという形をとって今に至っています。5月11日から3時間授業で1週間ずっと始めていったのは、このこともあって、面談をしながら、ケアの必要な子供をしっかりケアしながらいこうということで始めていきましたので、一応そのときと、それからずっと続けて見ている子供の状態で、今もケアは続いています。

最初の頃は生活リズムが崩れている子供とか、すごく疲れやすくなっている子供とか、何かぼうっとしているという時間があったり、いろんな子供の感じがあったので、それも含めて見ながら来たんですけど、今もう1か月ぐらいたちましたので、そうすると、

本当にリズムが崩れているという子供とか、それから、やっぱりすごくしんどくなっている子供というのが本当に少なくなっています。10人ぐらいでしょうか。それから、ほかの子供たちがさらにまた何か気持ちの変化が起こってはいけないので、先生方は非常に注意して見えています。担任の先生がもちろん中心になって、学校の中のサポートチームを作って、ちょっと重たいケースについては心の教育センターとか、市の教育研究所とか、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか、いろんな人が家庭も子供も含めて関わりながら、今まだずっと継続中です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に早くから一人一人と面談をしたというのは、やっぱりすごくよかったかなと今感じているところです。やっぱり話を聞いてくれる人がいるということは子供はうれしいことなので、無視されるのが一番嫌ですよ、だから、すごくいい取組だったと思います。

それこそ私、国立成育医療研究センターのことをちょっといろいろ調べまして、そして、子供たちに表彰状を出そうというようなことがありまして、あなたはこの大変な中を自分でよく考え工夫してこの状況を乗り越えてきましたね。そして、お父さんお母さんからの話をよく聞き、生活での工夫をこなしながらよく頑張ってきました。その頑張りをたたえてここに表彰したいと思いますというようなこれがあったので、すごいすてきなと思ったんです。本当に何か浮き浮きわくわくすることが休校の中であまりなかった、遊びにも行けなかった子供たちが、学校という居場所がやっとできた、お友達と会える、楽しく遊べる、本当に子供たちよかったねというのを何かで表すことがもしできるとしたら、こんな表彰状かなと思ったので出しました。またこんなこととも思いました。

それでは、次の質問に行きます。⑤です。休校前から不登校ぎみだった子供も含め、不登校など気がかりな子供の現状と、その対応について伺います。先ほどの、ケアが続いているとおっしゃっていましたので、そのことと重なる部分もあるかと思えますけれども、質問をします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

年度初めと今回の臨時休業が重なって、学校に来にくくなっている子供も含めて、気がかりな子供たちは本当に数多くいます。学校再開から現在まで、学校と教育委員会が以前にも増して連絡を密にとりまして、早期発見とその対応に努めてきました。現在も数名専門機関と連携しながら対応中です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ずっと続けて対応はされてるということ伺いましたが、

この教育委員会が令和2年3月に発行してます、平成30年度の香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書というのが、平成26年度から平成30年度までをまとめた分ですけど、これ私ずっとよく見るんですけども、その中で、不登校の項目があるんですけど、それが減少してなくて、平成26年度から平成30年度までの報告なんですけど、不登校がその間も続いていて、国と県と香美市を比べた場合に、香美市は不登校が多いとなっているデータがあるわけですね。達成評価もA、B、Cの中ではCとなっています。

SC（スクールカウンセラー）とかSSW（スクールソーシャルワーカー）の専門家を当初から配置はしているようなんですけど、なかなか配置をしても、教育的な支援の必要な子供、家庭8.23人に対して、1人のSC、SSWの配置とかいうふうに書かれているんですけども、なかなか減少をしてないということを考えたときに、やはり先生方も一生懸命やってくさっているんですけど、学力テストもあるし、いろんなテストもあるし、確かにこの評価の中を見ますと、テストの点数は上がって学力向上にはなっていると、外部評価として書かれてるんですけども、不登校は減っていないよというふうなことになっています。この辺りを教育長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この4月、5月の不登校の数がどうかというのは、ちょうど臨時休校もあって、はっきりしたデータがとれていません。大体、新学期になったら卒業生とか新しい気持ちとかいろいろあるので減るんですけど、多分今半分ぐらいに不登校の子供は減っていると思います。ただ毎年、新学期になり、そして9月になりという時期がありまして、非常に注意しないといけない時期にやっぱり増えてくるということがあって、最大課題で取り組んでいるところです。

今年も継続している不登校の子供たちにつきましては、学校はもちろんですが、教育支援センターのほうがそれはきめ細かく対応して、スクールソーシャルワーカーがもう本当にいろんな場面に飛び込んでいって、一生懸命に今も取り組んでいるところです。

これからとにかくどうやってやっても、そこにC評価ってなっているように、不登校の子供が減らない、増える一方というのがあって、今年県の魅力ある学校づくりの推進事業があるんですけど、その指定事業と言ったらおっこうですけど、要は魅力ある学校を作ったら子供たちが学校が楽しくなって学校へ来るというか、そこで活動することに喜びを見出す学校を作ろうという事業なので、これはもういろんな工夫ができます。それを香美市中で取り組むために、昨年度の終わりぐらいからずっと手がけて、今やっているところです。これはまたいつか詳しくお知らせすることもできると思います。

それと、山田小学校には不登校の担当教員ということで、本当に小さいうちからの子供の心をしっかり見て、不登校に入っていくないようにしようということで、そちらに

先生の配置もしていただいたりとか、いろんなことでやっています。

このコロナのことも関係して、やっぱり学校へ来にくくなっている子供が何人かいます。そこを春から一生懸命取り組んで、今とても心配という子供が1人ですね。新たな不登校、学校に来にくくなった子供も1人いて、それから、もう一人、学校へ来れ出したけどやっぱり心配という子供がいるので、今のところその2人ぐらいが重点なんですけど、ただ、ほかにもいつ出るか分からないので、全力で気を配って取り組んでいるということです。関係機関としては、今初めに申しました機関の方々と一緒になって連携しながら、一生懸命取り組んでいます。学校がチームになって取り組んでいるので、かなり前へ進んだと思っています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に学校中がチームを組んで、いろんな専門機関とも一緒になって対応しているということで、今後また、これもまた次が違っている評価になるかもしれません。

先ほど教育長がおっしゃった中で、山田小学校に新しく不登校に対しての対応できる教員の配置ということを知りました。これは県が教育大綱で示している、県も不登校に対しての総合的な対応をするということで、重点校20校ぐらいを決めて、その中に教員を配置するというようなことが県の教育大綱の中にあるんですけど、その中の1校として山田小学校に今年担当教員が配置をされたということになるのでしょうか。その方が市内10校の学校に出向いて行って、例えば週に1回とか、月に何回とかでフォローしていくような形として配置をされてるということでいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山田小学校には不登校担当教員を県費の加配でいただいたので、プラス1という人数でいただいて、精力的に、新しい不登校を本当に出さないように何とかしようということで、きめ細かくするための人を1人追加してくださっているということです。各学校には加配じゃなくて不登校担当教員を置いています。それで、市内全部を統括してやるように、鏡野中学校を魅力ある学校づくりの拠点校にして小・中学校の連携教員を、これもプラス1の加配でいただきましたので、その人が役割を持って小・中学校をつないでいくという、そして、その魅力ある学校づくりの取組を進める中心になるということで配置をしていただいているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、⑥に移ります。教職員が感染拡大防止のために必要な最新の知見や技能を身につけるために、文科省と教育委員会が必要な情報提供を適宜行っているかどうか、その辺りを伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

感染予防対策のマニュアル同様に、学校の再開及びその後の運営についての必要な情報は、文部科学省や県教育委員会、中央東福祉保健所から情報提供を受けており、随時学校の現場に情報提供を行っています。各学校現場においては養護教諭を中心に、校長の指示の下、全教職員で感染拡大防止に努めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑦です。3月以降、一斉休校や緊急事態宣言等によって学校現場や子供たちは大変困惑したと思います。これまでの経験や教訓を生かし、第2波発生への備えが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 子供たちの命を守る、そして感染を広げないことにつきましては、最大の注意を行っているところです。国とか県からいろんな先生方の学習になるようなことをたくさん、次から次からいろんな資料をくださってしまして、それがとても大事なことがたくさん書かれているので、それからQ&Aのまとまったものもあつたりしまして、それを基にして、第2波、第3波についても、基本的に同じベースですので、非常に役に立つものがたくさん届けられていますので、それを基にしてやっていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） いろんな情報が与えられていると、Q&Aもあつて役に立っているということなんですけれども、第2波がいつ発生するのかわからないわけなんですけれども、そういうものを参考にして、それを、校長先生中心になろうかと思えますけれども、第1波を経験しているわけなので、各学校でプランづくりといひますか、学校独自のマニュアルを作るような方向になっていくんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学校の取組は、それはそれは真面目、本当に子供を守るために一生懸命なので、見ていても頭が下がるような先生方の取組があります。昨日もある学校で会があつたのですが、地域の方々も来て会をして帰る、そこから先生方が本当にきちっと消毒をして、明るく日の子供のためにきちっと整えているということがあるので、消毒をするということが普通になっていて、だから、時間も非常にかかりますし大変なんですけれども、一つは消毒に徹するというところは大きいと思います。

あと、様々なことをマニュアル化してというところなんかも、今もうずっと取り組む過程の中でどんどん進んでいますけれども、一度振り返ってきちっとまとめていくというときが必要だと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の（2）に移ります。子供たちの心身の成

長・発達、豊かな学びを保障する学校生活をについての①です。

今まで実施できていない行事や学びの遅れなどがあります。今朝の朝刊にも県下の夏休みの期間一覧が出ましたので、それをちょっと見たところなんですけれども、スケジュールは、子供たちの心身の成長・発達を踏まえ、柔軟に行い、子供たちの声や学校現場の声を聞きながら、子供たちへの、これはもう教育長も重々御存じのことでやられていることだと思うんですけれども、子供たちへの負担が過重とならないことを最優先すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

まず初めに、お配りさせていただいております別添の、令和2年度夏季休業期間及び2学期第2・第4土曜日の授業日についてのお知らせという用紙を御覧ください。臨時休業によって生じた欠時数を補うために、夏季休業を短縮します。そこに書いていますとおりです。授業日で言うと、7月31日まで1学期を行い、2学期は8月24日から始めるようにします。そして、2学期には隔週ぐらいで土曜日に7回授業を行うということにしています。

中身はそういうふうに決定して進めています。議員の御指摘のとおり、子供たちへの負担が過重とならないことを最優先すべきだと思っています。5月11日の休業から学校再開に向けて段階的に学習内容を増やす工夫をしたり、全員に心と体の健康アンケートをとったり、面談を実施したのもそのためです。また、休業により生じた欠時数の確保も、夏季休業中のみに集中して行うのではなく、2学期の第2・第4土曜日に分散して実施するのも子供たちの心身の成長・発達に配慮してのことです。

少し詳しく言うと、何日も長い休業があったわけなんですけれども、授業時数そのものはそれを丸ごと同じようにしないといけないというわけではなくて、その授業の時数の中には、実は学校行事だったり、ほかのものがいっぱい入っているんですね。ですから、授業だけにすると、どんどんやっていけば7月末ぐらいまでで済んでしまうぐらいの分量なんですけれども、そうやって詰め込むと大変なので、だから、もうちょっと緩やかにいきながら、子供たちが消化し切れるような、そして疲れを残さないような感じで、ちょっと日を多くとったということになっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に教育長がおっしゃったように、無理に詰め込むと後で大変、子供たちもしんどい思いをするので、ゆったりと段階を追って授業を進めていくということで、スケジュールの中身も分かりました。

それで、この4月から新学習指導要領になっていると思うんですけど、それでまた新たな科目とかも増えてると思うんですが、小学校6年生とか中学3年生とかいうと、非常にこれは絶対しないといけない、次年度に繰越しができないみたいなものもあるかなと

は思うんですが、ほかの学年については、この時期に絶対しないといけないのと、来年に落としてもいいのかなというのは、それももちろん教育現場は専門ですので、私が言うことではないんですけども、柔軟な運用は構わないというようなこともあるんでしょうか、その辺り。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

コロナにつきましては、第2波、第3波ということも想定をしておかないといけないと思います。それで、国からの文書の中では、小学校6年生、中学校3年生については、何とか工夫して全体を終わらせていくような形で進めていこうということで文書が来ています。あとの学年は、もしかして大きな何か出来事が起こったりして、次の年にこけてしまうということがあるかもしれませんが、できるだけそうならないように、計画的に全部が修得できるようにしていきたいと思っています。小学校は本年度から新学習指導要領になりましたけれど、これは移行期間も含めて順次ずっと行っているもので、特に新しいものは英語とかですので、大体順調にはいっています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の②に移ります。ICTを効果的に使った学習が推奨されており、本年度中に通信ネット環境が整備される計画です。しかしながら、子供たちの成長・発達にとって、仲間との触れ合い、考え合いながら獲得する共同の学びは欠かせないと思います。ICT教育により学習が保障できるとなるのは危険ではないかと考えるところです。教員がそのために多忙になっては、子供と向き合う時間が減ってしまいます。ICTを活用するには丁寧な条件整備が必要と思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

スマートフォンに代表されるICT機器は、現代の私たちや今後訪れるSociety 5.0の社会で生きていく児童生徒にとって必要不可欠なものです。子供たちへのICTを活用した教育は進めなければなりません。しかし、子供たちの成長・発達にとって、仲間と触れ合いながら獲得する共同の学びは教育の土台であり、最も重視することと考えます。

議員の御指摘のとおり、SNSやネットいじめなど様々な危険性があることも事実です。現在進めている国のGIGAスクール構想などのハード面の条件整備や活用力を高める教育を進めると同様に、情報モラル教育も進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、ICTの活用については、その技術を活用するために教員以外の専門の方が配置されるように今後なっていくということでしょうか。今年中にはまだタブレットは全員にはできないということで、通信ネット環境は徐々に

整備をされていくと思うんですが、その技術屋さんが来ますわね。でも、それがある程度一段落ついたら、専門家の方が入ってのフォローみたいなことになっていくような、まだそこまで分かりませんかでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 専門家の方が学校に配置されるわけではありません。先生方の研修によるものです。県のほうは計画的に情報教育の担当教員の育成とか、全体への研修とかを含めながらずっと研修を積み重ねてきています。学校のほうも県からの講習を受けたことをまた伝達をしたりとか、学校の中でそれぞれ研修計画を組んで校内研修を行ったりして、先生方が使える力と、子供たちにどのように指導すればいいかという指導力向上の研修を行っています。

このICTを使う教育というのは、ICTを使うことが目標ではなくて、学習の中身を分からせるために機器を使ったら一番いいところで機器を使うという、どこで使ってどう効果的にすればいいかということなので、全部使うわけじゃないので、その効果的な授業の在り方と、そして、使うときには技術的に先生がやっぱり力がないといけなないので、そのための技術力を上げる研修をするということです。

市のほうにはICT支援員を、議会でも承認いただいて1人置かせていただいていますので、その方が使い方とか機器のこととかで各学校を走り回って指導して下さったり、学校の校内研修に来てくださったりとかいうことで、フル回転をしているところですよ。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 分かりました。

ICT活用の条件整備として、日本教育学会というところが、これを進めていくために、今の先生、確かに研修を受けて先生が指導できるというのが本当に大事なこともあると思うんですが、それに当たっての加配、今1人の支援員の方が飛び回って、飛び回ってという言い方は悪いかもしれませんが、ICTの支援員を置いて1人ということなんですけれども、私はそれだけでは足りないような気がしてしまっていて、やはりもう少し先生を現場に増やすということも大事じゃないかなと。日本教育学会は、平均1校当たり小学校3人、中学校3人の加配が必要ではないか、そのためには教員を増やさないといけないんじゃないかというような提案もされていますが、教育長は、どのようにその辺り思われますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

考え方は議員と同じです。学校へ加配教員が来て、きちっと指導ができるということの任務を果たして下さったら、本当にそれが一番だと思っています。例えば英語教育については、今年から英語の専科教員が山田小学校に1人加配をされています。そんな

感じに、このICTのことについても加配ができればいいなと思いますので、これも県のほうとか国のほうへ要望を続けていくようにします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の③に移ります。今年度、全国学力・学習状況調査が中止となりました。教職員が子供たちと向き合うことに専念できるよう、研修やほかのテスト等も再考が要るのではないのでしょうか。以前の私の質問で、教職員の働き方改革の中で委員会を立ち上げて、その辺りをチェックは今年もしていると思うんですけども、やはりその中でも、テストとか研修なんかについても精査が必要だということはおっしゃったんじゃないかと思うんですが、その辺りの見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○

（時久恵子君） お答えいたします。

教職員が子供たちと向き合うことに専念できるようにすることは、教職員の働き方改革の面でも重要な事項であると考えています。教育委員会では毎年、研修やアンケート、テスト等の実施については、児童・生徒や学校現場の過度の負担にならないように検討を重ね、見直しを行っています。しかし、教職員の若年化や山積する教育的課題の解消、児童・生徒の学力の定着状況等の把握を行うためには、研修やアンケート、テスト等は欠かすことのできないものとも考えます。今後も研修やアンケート、テスト等の実施時期や回数など、児童・生徒や学校現場の過度の負担とならないよう、校長会とも協議し、進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の（3）に行きます。コロナ感染症の影響を受け、家計収入が急減した家庭の子供たちの学びを保障するために、就学援助制度や高等学校等奨学金給付制度がありますけれども、これの再通知などの対応はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、新型コロナウイルスの影響による臨時休業もありましたので、5月中の申請については4月1日付の認定とする旨を、5月15日付で各学校から保護者へ再周知させていただきました。その際の案内文書には、新型コロナウイルスの影響により家計が急変して経済的に困りの御家庭へのお知らせも含めて、再周知とさせていただきます。

また、高等学校等奨学金給付制度につきましては、香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則第4条により、新規の受付については前年度3月末までが申込期限となって

おりますので、すぐに再周知はできません。しかし、地方創生臨時交付金の活用等での新型コロナウイルス対応として検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 就学援助制度については4月1日付の認定とするということで、非常に喜ばれると思います。これはコロナのことも付け添えてお知らせしたということですが、就学援助制度も去年の収入によっての申請だと思うんですが、今年になってからコロナの影響が出ているわけですので、それで急激に収入が減った方についても申請ができるということで理解していいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

新型コロナにつきましては、今年になってからですので、そこについては柔軟に御相談をお受けしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、その高等学校等奨学金給付制度で、この基準も去年度の収入なんですけれども、申請の期日が前年度3月末までに申請をするということで、高校生の場合は高等学校等の発行する在学証明書を出さなければならないとあるんですが、これもやはりコロナの影響でどうしても申請ができなかったというようなこともあるんですね、就学援助と同じようにね。だから、やり方としては、こちらのほうの制度も、今もう現に高校生になっている方も、香美市の子供たちの世帯については、そういうお知らせをすることはできませんでしょうか。申請の内容が、就学援助制度は生活基準の1.3倍で、この高等学校等奨学金のほうは1.5倍以下ということになっているんですね。だから、ほとんど就学援助制度を受けた方は、この高等学校等奨学金給付制度の適用が受けれるんじゃないかなと思うので、ぜひ知らせて申請をしていただくような手だてをとってもらいたいと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほどの就学援助制度の方が対象になるのではないかとということですが、そちらの方々につきましては、もう既に申請の御案内もさせていただいて、申請の受付もさせていただいております。ただ、学校が休業になったとかいうことで、添付書類等が少し遅れるというところについては柔軟に対応していておりますので、基本的にはその方たちの分はもう申請が終わっているものと考えております。それと、もしその後でまた申込みがあった場合も受付はしておりますので、その分の対応はできておるとしております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） ごめんなさい、私の理解不足で。そしたら、課長が初めにおっしゃいました、高等学校等奨学金給付制度についての申請をし忘れていたとか、コロナの影響で今年になっての部分については、この条例では難しいということになるんですよね。それは今後検討していくということでもいいでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。
- 教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。
- 先ほどもお答えさせていただきましたとおり、地方創生臨時交付金等の活用を考えていきたいということです。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） それでは、大きな2の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について質問します。
- （1）です。特別定額給付金や児童手当給付世帯向け子供1人当たり1万円の臨時特別給付金について伺います。
- ①です。4月30日、法務省で令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律が成立、施行されました。このことを国税庁は税務署員に指示をし、厚労省は日本年金機構に対し当面の差押えの停止を要請しているとのこと。本市でこの法律が関係部署への周知徹底がされていますでしょうか、伺います。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） お答えします。
- 特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金につきましては、先ほど議員も言われましたように、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律の施行により、権利の差押え等の禁止及び金銭の差押えの措置が講じられていることを関係部署には周知しております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 関係部署に周知、その関係部署をお尋ねします。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） 一応、税務収納課には詳しく説明しておりますが、全体的には臨時課長会で全管理職に向けて、こういった措置がとられているということは周知しております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。生活保護利用者が申請を迷っているというお話を直接お聞きいたしました。特別定額給付金は収入認定の対象としな

いことを知っていたのですけれども、そのことの周知を担当課はされていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本件に関しましては、4月21日付厚生労働省事務連絡、特別定額給付金の生活保護制度上の取扱い方針についてをもって、特別定額給付金を収入として認定しない取扱いとする国の方針が示されております。これを受けて、本市における特別定額給付金の申請書発送日の5月23日より前の5月20日に、全ての被保護世帯に対しまして収入認定を行わないことを文書で通知しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 国の通達どおり特別定額給付金が届く前に手元に届くように配慮されて、郵送されたということですが、収入認定されないので保護費の減額もないということで、安心されたのではないかと思うのですが、ただ、郵送しているこの文書を見ますと、10万円が通帳に振り込まれた後に、振り込みのあった通帳と収入申告書を福祉事務所、支所関係に出してくださいというようなことが書かれているのですが、10万円を皆さん受け取ってください、収入認定しませんよと言っているにもかかわらず、こういうふうな文章があると迷われるのじゃないかなど。それも一つではなく迷っているということがあったので、そうではないのかなと思ったのですが。その辺りはどのような考えの下でこれを発送されたのか、そういうふうに発送されるように国から指示があったのか、その辺りを伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど申しあげました通知文書では、御指摘のとおり収入申告書の提出を求めています。これは、生活保護法第61条により、収入に関する申告が被保護世帯の届出義務とされていることから、関連します次官通知に基づき自主的な申告を励行させたものでございます。その後、5月25日付で給付金の取扱いに係るQ&Aが示され、一律の収入申告書の提出を行わせる必要がないことが確認されたものでございますけれども、生活保護制度上保有を認められない物品の購入を禁止するといったことを周知する観点からでは、適切な事務処理であったというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 申請状況等を午前中の答弁とかで聞いたときに、まだ申請されてない方には再通知をされるということをおわれたと思うのですが、生活保護の対象の方の中にそういったことを入れることは難しいでしょうか。だから、迷わないように、25日にQ&Aでこれは大丈夫だったんですけど、でも、生活保護上これ

を出さないといけなかったから出したと。それは分かるんですけども、でも、やっぱり迷われている方もいらっしゃるって、まだ申請をされていなかったら、そこにも何らかの形で届くような手当ではできないものかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今後、現在給付金の申請をされてない方への再通知の際に、その対象が被保護世帯である場合につきましては、何らかの工夫をいたしまして、分かりやすい文面で通知をしてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の（2）に行きます。生活保護業務について、厚労省は4月7日、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務における対応についての事務連絡を出しました。申請と稼働能力活用の判断について簡略化してもよいとするもので、自動車の保有も、通勤や求職活動に必要な場合は最大1年、処分指導を保留することが示されました。

①です。事務連絡に準じた対応ができていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

4月7日付厚生労働省事務連絡、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応については、緊急事態措置の状況の中で就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、稼働能力を活用しているか否かの判断を保留することができるとされております。高知県が緊急事態措置区域とされた4月16日から5月14日までの間、本市で保護申請をされた方でこれに該当する方はありませんでした。

自動車の保有につきましては、前述の事務連絡で、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、既に発出されている生活保護法による保護の実施要領の取扱いについての中、厚労省次官通知に準じて保有を認めるよう取り扱うこととされ、従来方針を踏襲、確認したものと認識しております。本市ではこれまでも国の通知に基づき適正に事務を執行しており、今後再び高知県が緊急事態措置区域となりましても、これを継続してまいります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。このような事務連絡を市民に周知はできませんでしょうか。実際、生活保護を受けるときには、車があったら受けられないんじゃないだろうかという声を聞くんですね。相談にも乗るところなんですけれども、やはり今、生活が苦しいときに、生活保護、生活保障という意味で、こういう制度を有効に利

用することもできるんだよというようなことで、稼働能力のあるなしは判断にしないで、もいいというようなことはすごく、若い方は働けるのに働かないのはよくないみたいに、前に言われたことがあったというふうなこともありまして、そうではないという今のこのコロナの現状の中でということを加味すると、やはり市民への周知も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

当該事務連絡は、国から新たな見解が示されたものではなく、従来の考え方を踏襲、確認したものであるものと考えております。生活保護は最後のセーフティーネットとして機能する制度でございます。生活困窮者自立支援法第8条では、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものと定められております。こういったことから、生活困窮者自立支援事業に基づく支援について周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③に移ります。社会福祉協議会が対応しています緊急小口資金等特例貸付は、4月25日時点で高知県は人口比で全国トップでした。世帯数比も1,000世帯当たり6.35世帯で、全国平均の3.6倍という結果でした。今日午前中の御答弁もお聞きしまして、今119件とお答えになったかと思うんですけども、大変多いのではないかと思います。

この貸付期限が緊急小口資金に関しましては当初は7月末まででしたが、厚労省が9月末まで2か月間延長する方針を決定しましたが、これはやはり景気とか雇用の悪化で、この制度を利用しないとなかなか生活が難しいということのを酌んで、2か月延長したのじゃないかなと思うのですが、20万円がなくなって、あとまた仕事があればまた生活再建できますけれども、なかなかそれができないとか、また病気があってというような分もありますので、先ほど午前中の答弁にもありましたけれども、やはり生活困窮に至るケースがあるということで、日常的な情報交換をしていると思いますけれども、社会福祉協議会の生活相談センター香美の困窮者自立支援法の下でされている、今、ふだんよりなおさら連絡をとるようお願いしたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

3月10日付の厚労省事務連絡、新型コロナウイルス感染予防に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点については、自立相談支援機関においては生活保護が必要とされる者は確実に福祉事務所につなぐことが必要であるとともに、

福祉事務所の窓口においては、生活に困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業の利用勧奨を行う必要があることから、自立相談支援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携するよう留意することとされております。

香美市社会福祉協議会には、生活困窮者自立支援事業の各種メニューの実施を委託しており、月1回の支援調整会議において、事業の進捗状況の報告、援助方針に関する協議を行っております。これらの支援を実施してもなお困窮する場合は、生活保護申請につなげるなど、以前から連携を保っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次に、大きな3に行きます。宝町児童遊園地について質問をいたします。

①です。今、解除はされましたけれども、やはりコロナ禍において外出の自粛も続き、感染予防も続けなければなりません。その中で、近所へ子供を連れて散歩をされている方を見かけます。宝町児童遊園地には、子供やお孫さんを連れて若い方、高齢の方、男女共に利用されています。植栽やあずまや、休憩所の設置を求め、昨年6月定例会でも質問をいたしましたが、その後の経過と予算案についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

植栽、あずまやの設置に係る整備費用につきましては、本年度当初予算要求時に500万円を要求しておりましたが、計上が見送られております。この後、③の御質問とも関連いたしますけれども、基本的には次年度予算の編成において再度の予算要求を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 分かりました。②に行きます。宝町の児童遊園地は、土佐山田町の市役所に一番近い遊園地だと思います。若い世代の方も増えてまいりました。市民が気軽に利用できる遊園地だからこそ、快適なトイレが必要ではないでしょうか。現在、トイレが2つありますが和式だけですので、利用できない方もいらっしゃいます。洋式を望む声も聞いております。2つのうち1つは、乳幼児や身障の方も利用できる多目的トイレに改修ができないでしょうか。伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市の公共施設個別施設計画において、当該施設の管理は、第1期（2020年度から2022年度）から第5期（2032年度から2034年度）のマネジメント期まで、現状での維持管理を行うという方針となっております。現時点で直ちに改修を行うことは想定しておりませんが、今後、住民のニーズ、新設された遊具との調和などを含め、

施設の在り方を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） なかなか、計画に沿ってやるということで、それはもう財政計画がありますので仕方がないかもしれませんが、③に移りますが、この遊園地は、平成30年度にまちづくり応援基金を活用して全面的に改修されました。今思うとあれなんです、そのときに一緒にできていればよかったなとちょっと思っているんですけども、トイレの改修というのは多大なお金がかかるかとは思いますが、また、こういう整備につきまして、この同基金の活用というのはいかがなものでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

まちづくり応援基金の活用にあたりましては、積立ての原資となっております、まちづくり寄附金の目的が反映された用途であることが必要条件でありますので、今後、事業内容、工期の確保など検討の上、企画、提案したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そしたら、今後、企画財政課のほうと一緒に検討するということでございますかね。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は6月11日午前9時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時44分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 4 号)

令 和 2 年 6 月 1 1 日 木 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和2年6月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月11日木曜日（審議期間第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 6 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 1 日目 日程第 4 号)

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

① 1 6 番 依 光 美代子

② 2 番 山 口 学

会議録署名議員

1 3 番、山崎龍太郎君、1 4 番、大岸眞弓君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） おはようございます。16番、依光美代子でございます。通告に従って、コロナ感染についてと新たな観光資源の発掘をの2項目について、一問一答方式にて質問いたします。質問の前に、2の新たな観光資源の発掘をの④を取り下げます。それでは、よろしく願いいたします。

最初に、コロナ感染について。このコロナ感染に関する質問は、多くの同僚議員より地域住民の声を届けようとたくさんの質問がありました。答弁がなかった部分について、重ならないよう気をつけ、お聞きいたします。

このコロナ感染の緊急事態宣言は5月25日に全国的に解除となり、社会経済活動が再開されました。再開されると、なぜか皆さんの中に、マスクをかけずに役場へ来たりとか、町なかでマスクをしない人を見かけるようになりました。しかし、現状ではコロナ感染は一時的に鎮静化している収束であり、感染拡大が完全に止まる収束にはまだまだ長い時間がかかると予想されます。経済活動が再開されたとはいえ、現状、成長軌道に戻すにはまだまだ長い道のりが待ち受けています。その収束までは次の波が必ず来るという前提に立った備えが必要です。今後は、3密の回避や感染予防、そして感染が起これば感染防止対策の徹底、そして新しい生活様式の実践などが必要となります。次の点についてお聞きいたします。

(1) コロナ感染の収束を見据えた対策や支援についてということで、昨日市長から見解をお聞きしました。市長は、今後はコロナ感染の共存を余儀なくされるであろうということで、感染防止に市民とともに連携して取り組み、あらゆる困難性を取り除く取組の先頭に立ち、リーダーシップを発揮すると、心強い見解をお聞きしました。

そこで、1点お聞きいたします。市民は、社会経済活動が再開されたとはいえ、今後どのように活動を展開していけばよいのか判断が難しく、大変不安な気持ちでさまよっている状態と思います。そのようなときだからこそ、市民は市長も昨日言われたような力強い生の声を待っていると思います。市民の協力なくして感染拡大防止はできませんので、今後は次の波に備え、第2波や第3波が発生したときは、国や県の外出自粛や緊急事態宣言の発令や解除時には香美市としてどのように行動するのか、また段階的な緩和策があるのかないのかなど、市長の声で香美市としての方向性を市民に伝えることはできないでしょうか。緊急事態宣言が解除されたときは、きっと課長会などでは今後の方向性など市長がお話をしていると思います。そういった声を市民にぜひ届けてほしい

と思いますが、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

コロナ感染に関しましては、多くの皆さんから今回質問を出していただきました。やはり今、御質問がありますように、この地域経済をいかに立ち直らせていくのか、また元気にしていくのかということ、社会活動がしっかりとやっていけるようなところに持っていけるのかどうか、一番鍵だというふうに思っております。そのためには様々な取組が必要になってくると思いますが、この活性化のためには国が思い切った経済対策を打っていただかなければならないであろうと思っております。

国においては、昨日第2次補正予算も通ったということで、二弾、三弾とコロナに関する対策を打っていくことになろうかと思っております。我々も、そうした機会を捉えて取組を進めていく必要があるかと思っておりますけれども、さきにもお話をいたしましたように、市民の皆さんがどのような点で困っておられるのか、どのような希望を今持っておられるのかということにも、耳を傾けていかなければならないというふうに思っております。少しお話をいたしましたように、商工会のほうでは会員の皆さんのアンケートをとったり、あるいは今何が必要なのかというようなことも探っておられます。やはり消費者の皆さんも、事業をやられている方も、安心して来ていただくこと、そして安全に買物をしたり食事をとるというふうな環境をつくっていくために、こうしたものが必要なんだよということも次第に明らかになってきていますので、そうしたことには応えなければならぬだろうと思っております。

そして、次の時代を考えて、やはりキャッシュレスの時代に入っていきますので、まだ乗り遅れているような方々や業者に対しても思い切った応援をして、皆さんがお金をつついて買物をしたり食事をしたりすることではなくて、そのままできるような、そしてその中にサービスが盛り込まれているような形のものをしていくと。このコロナを機に大きく変わっていかねばならないところもありますので、そうした点でしっかり声を聞かせていただいて、かつスピードを持って取り組んでいくことが大事であります。そのために、今後、議会の皆様方にもこうした緊急的な対策については御協力をいただいて、速やかにそれが実行できるようにしてまいりたいと考えておりますので、全面的な御協力を今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 本当に市長の今言われたように、どんなことに困っているかという市民の声を聞くことがすごく大事だと思います。本当に不安で、私も外へは出ていけんから、電話で困ったことないですかとお聞きして、それで緊急事態宣言が解除になった後も、私たち会をしたいけどどんなふうにしたらええ、何人まで構わんとか、いろんな不安があって、店舗をしている方からもいろんな声を聞かせてもらって、本当に大変な事態になったけど、今おっしゃられたように、このコロナを機会に変わってい

くことがすごい大事。いい時期と捉えて取り組んでいくということが、非常に大事になってこようかと思しますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に参ります。②の質問は、同僚議員に答弁がありましたので飛ばして、③に進んでいきたいと思ひます。今回のコロナ感染によって大変影響が大きく出ているという事業者などがあります。そこへの支援について、持続化給付金以外で何か支援を考えておられますか、お聞ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答ひいたします。

先日の笹岡議員にお答ひした答弁と重複してくる部分がございますが、現時点で具体的な支援策は確定してございませんが、国の第2次補正予算により追加交付予定の地方創生臨時交付金の内容や、国・県・他の自治体の状況を参考にしながら、早急に香美市商工会等と支援策を協議していきたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 国の第2次、第3次の補正なんかも出るのですが、皆さんのお手元の資料の中にも入っているんですが、この内閣府地方創生推進室が発行しています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集というのがあります。市長のお手元にも届いていると思ひます。110件ぐらいの事例があつて、本当にこれをしたらいろんな工夫ができますので、ぜひこんなのも。向こうから通知が来るのを待つんじゃないくて、これを早くに見て、こちらから声をかけていくということができたら、すごくいいと思ひますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

それでは、④今回のコロナウイルス感染拡大により、特に宿泊施設や飲食業、観光業などへの影響は大変大きく、厳しい状況に追い込まれています。この関係事業者への支援が必要ではないかということでお伺ひいたします。

経済活動が再開されましたが、宿泊施設や飲食など個人消費を回復してもらうためには、市内のどの店舗や宿泊施設へ行っても感染防止対策が徹底され、来客者の安心と安全を担保することの両立が必要であります。しかしながら、現状の厳しい経営状況では、整備をしたくても十分にできないのです。香美市内のどの店舗や宿泊施設へ行っても感染防止対策が万全であるとなれば、市民も安心して利用できます。また、市民はもとより市外からも、香美市へ行ったら安全対策、感染防止対策がきちっとできているよということになれば、来客者を迎えることもできます。このまま個人消費の回復が遅れば、経営破綻が起こるおそれも出てきます。早急に宿泊施設や店舗などの感染防止対策の整備に対して香美市独自の支援ができないか、お聞ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答ひいたします。

国の地方創生臨時交付金を財源としまして、店舗等に対する感染防止対策事業など、新しい生活様式に対応する事業も可能と考えております。香美市商工会とも連携しながら

ら前向きに検討したいと考えます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 商工会の声も聞いて前向きにということで、非常に心強く思います。ぜひとも早急に支援を講じてほしいと思います。事業所の方と話したことでしたが、自分たちは整備をしたくても費用がなかなかなくて十分にできないと、店をこの機会にやめることも考えるが借金もたくさんあると、そして、商売を続けてもやめても地獄やと、同じ地獄なら何とか商売を続けるように頑張りたいという声を聞いております。早く手を差し伸べないと経営破綻が起こるおそれも出てきますので、早急にということですが、いつ頃をめどに検討をするのか。また、そういう臨時交付金の活用方法があるのであれば、基金を取り崩すなどして早急に対応することも考えることができないか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

時期的なところはここで明言はできませんけれども、検討させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、次の（2）に移ります。コロナ感染と自然災害の複合災害に対しての備えについてお尋ねいたします。

①の質問に対しては、同僚議員に答弁がありましたので取り下げます。

そして、②の災害時の感染防止対策として、いろんな備品について早速に備蓄に努めて、足らなくなったものは新たに注文をしているということをお聞きして、少し安心しました。

そこで、1点お聞きいたします。これから雨季に向かいます。もう既に高知県も梅雨に入って、おとしは7月にすごい集中豪雨があったりして大変な事態がありました。こういった災害時に感染との複合災害となれば、避難所でクラスターが発生する。そういうことが発生しないようにということで、3密を避けるための備えを万全にしていくことが大事じゃないかと思います。

そうしたときに、その避難所の中での換気用のサーキュレーター、それとか次亜塩素酸水の生成装置を資機材として追加整備はできないものでしょうか。この次亜塩素酸水の生成装置がなぜ必要かと申しますと、今回、コロナウイルス感染拡大時に消毒液が手に入りにくい状況がありました。近隣の市ではこの生成装置を企業より1台寄贈されていたので、それが大変重宝したそうです。早速、今回の制度を利用して新たに1台購入して、現在、庁舎に設置して、職員さんがドアノブや手すり、そして机やカウンターの除菌に活用しているそうです。

備蓄のいろんな中身を聞いたときに、次亜塩素酸水も備蓄しているとお聞きしました。次亜塩素酸ナトリウム消毒液が60リットルと、希釈用の600ミリを20本ということでございました。しかしながら、この感染症が一たび発症すれば分散避難が必要とな

り、大量にそういったものが必要となります。昨日もお聞きすると、学校なども授業が終わると先生方が感染予防に拭き掃除をしておると。そういうことを考えると、こういったものが大変な量の確保が大事になってくるかと思えます。

県のほうも早々と、いろんな感染防止対策に備えての資機材の購入に財政的支援をするからと言ってくれました。国のほうにもこれを応援する財政支援がありますので、この2つを追加整備できないか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今現在必要な物資や資機材の整備につきましては、健康介護支援課と協議しておるところでございます。議員がおっしゃってくれました資機材につきましても、その中で協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

③の住民への周知についてですが、昨日、7月の広報やホームページで周知するという答弁がありました。そのときに、住民の皆さんにもやはり協力していただくことにはなりませんので、避難時には感染予防のためのマスクを、いろんなところで報道しているから皆さんも意識が高くなっていると思いますが、なおマスク、それから人との共用を避けるための体温計、手を洗う石けん、ティッシュペーパーなど、自分用として持ち出し袋へ入れておくことを、併せて周知してはどうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 県から来ておりますチラシの中でも、マスク、消毒液など不足していますので、できるだけ自ら持ってきてくださいというようなことがありますので、それを載せるように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の2番目の項目、新たな観光資源の発掘をということでお尋ねいたします。

コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が全面解除となり、社会経済活動が再開しましたが、県境を越えての往来ができるにはまだ少し時間がかかると思えます。国の方針においても、全国的な人の往来や移動について段階的に緩和していく方針が出されております。そこで、高知県では、6月から7月は地産地消を進め、観光も地元から地元のよさを再発見しようと県知事からのメッセージがありました。香美市においても、買物や飲食など、地元で地元のをどんどん消費する地産地消、そして、観光においても地産地消、市民に地元の名所や施設など地元のよさの再発見をしてもらう。また、新たな観光資源の発掘や取組ができないかということでお伺いいたします。

最初に、我がまちには星に関連する人材や場所が多くあります。これらを新しい観光

資源とすれば、多くの観光客を呼び込むことも可能です。お手元の資料を御覧ください。地図にいろんな場所を記してあります。この中心の丸の部分は香北町朴ノ木の集落です。この朴ノ木の集落に1998年に隕石が落ちました。その在所隕石は日本でただ一つの石鉄隕石です。その成分は鉄が3分の1、かんらん石が3分の2という、世界でも数少ない、極めて貴重な石鉄隕石です。現在この隕石は東京の五藤家にあり、現地にはこのように（資料を示しながら説明）、お庭のここへ落ちたということで碑が建っております。この実物というのは本当に小さくて、年月とともに風化したり、いろんなことで小さくなっているので外には出さなくなっていて、国立科学博物館にはレプリカが置いてあるということです。

そして、朴ノ木といえば、アンパンマンの作家、やなせ先生の生誕地であり、墓所もあります。この地図で見ると、記念碑の右側の星印です。そして、その左下の星印がアンパンマンミュージアムであります。アンパンマンは、パン工場へ星が落ちて生まれています。1919年生まれのやなせ先生は、在所隕石がヒントになっているのではと思うとロマンや夢があります。

次に、星に関する「星の王子さま」、この本の翻訳家は土佐山田町の倉橋由美子さん、既にお亡くなりになっておりますが倉橋由美子さんです。実家は土佐山田町東本町にあります。これが実家の写真でございます。これを見たとき私は、ここでちょっとしたカフェやグッズができたなら何かいいのにな、そうやって考えるだけで何かわくわくしたことでした。

そして、その実家の西のほうの秦山町には、土佐の天文学の元祖であり、学問の神様と言われた、谷 秦山先生の屋敷跡、その屋敷跡の北のほうのぐいみ谷には谷秦山先生の墓所があり、国の史跡に指定をされております。

そして、市内の至るところに星神社があります。この資料にも書いてありますが、奥から言いますと、右の端のところですが、神池に星神社があります。そして、下ってきて猪野々にもあります。ここでは毎年星祭りをやられているそうです。そして、ずっと下ってきて、杉田ダムより北の山の上へ上がると、佐竹の星神社があります。その佐竹から見える景色、星空、見たらきれいだらうなっている、すごくいいところです。そして、その山からおりてくると下にあります本村の星神社、そして、川を挟んで工科大の東側にあるのが宮ノ口の星神社、この星神社の後ろにも立派ないわれのあるような社が建っております。そして、物部川を下ってきて中野まで来ると時を知らせる時光石宮があり、その南側の岩次に星神社、今言ったのは割と大きな星神社で、これらを含めると香美市内には30近い星神社があります。このように一つの市の中に30近い星神社があるのはとっても珍しいことです。

また、星に関する星空観測、香美市は人工の光が少ないので、星空観測にぴったりのまちと思います。例えば甫喜ヶ峰森林公園、山田堰や町田堰の河原、そして森林総合センター、青少年の家、谷相、まだまだほかにも数々あると思います。その星空観測をす

るときには説明員として、地元でおられた宮地さんはもとより、高知みらい科学館の高橋館長にも協力をいただけるようになっております。説明を聞きながら星を眺める、とってもロマンチックでいいのではないかと思います。

我がまちは天体と縁が深いまちです。これらをつなぐことで新たな観光資源になります。この提案は、今年2月に中央公民館にて、香美市は楽しい天文のまちとして講演をされた香美市出身の、現在石垣島にお住まいで、前石垣島天文台所長の宮地竹史さんです。お会いするたびに香美市は星がきれいや、星に関する観光資源で多くの人が来てくれる、私もお手伝いをするから何とか実現できないかといつも熱心に話をしてくださいます。宮地さんはこの2月の講演の後、早速に国立科学博物館に行き、在所隕石の鑑定用の破片があることを突き止めました。そして、里帰りということで貸出しをしてくれる許可を得ております。

これらを組み合わせ、香美市の観光、アンパンマンの生まれたまちとして、周遊プランを幾つか企画できます。香美市の人に地元のよさを知ってもらうチャンスだと思います。商工観光課が音頭をとり、関係機関、庁舎内の生涯学習振興課を初めいろんなアイデアを出してもらえらる方々に声をかけ、そして観光協会、史談会、観光業者、宿泊業者などが集まり、協議することから始めることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 御提案ありがとうございました。お答えいたします。

香美市は豊かな自然資源や歴史文化等多彩な資源に恵まれ、多くの観光資源があります。その多くの資源をいかに活用していくか、さらに、新しい観光資源の発掘も重要であると考えております。新型コロナウイルス収束後、落ち込んだ地域産業をどのように回復させるかは今後の課題でありますし、併せて、地域のよさを発掘していくことは大切であると考えております。御提案いただきました協議する会につきましては検討させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） せっかくこれだけのいいものがあるので、まだまだ開放についても段階的にやってるけれど、それが完全に終わってから協議をしてたら手後れになりますので、今こそ地元のよさを地元の人を知る、先日もテレビでやっていましたけど、マイクロツーリズムということで、地元の中での観光をもっともっとやろうということをやっていますので、何とかいち早く、今月中とか、来月入ってすぐとか、そういったことを考えることはできないでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市で言いますと、香美市観光協会のほうが香美市内での新しい取組、ウォーキングであるとか異界散歩とか、いろんな取組も始めておりますので、そういったアイデアと絡めながらまた進めていけるのかなと考えています。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ、絡めていけるのかなって待っていたらなかなかいきませんので、厳しいことを申しますが、私このお話をこの講演の後からいろんな関係機関へ資料を持って働きかけに行きました。それはいいですねって言うたけど誰も動いてくれませんでした。確かにコロナ感染もあります。しかしながら、このコロナ感染が終わったらすぐ動けるように、そういうことができたらいいと思いますので、もしお構いなかったら、いつもいいアイデアを出してくださる建設課長、いつも新たな発想をしてくださるけど、何かここにいいアイデアがありましたら一言お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 簡単にお答えさせていただきます。

「星の王子さま」は私も好きな本で、ずっと読んでいまして、気になったことは子供の心を忘れない。アンパンマンのやなせたかし先生も子供の心をいつまでもという、大人の子供計画やというふうに認識しています。その中で子供の発想をどう持っていくかというものの中で、一連の話ができればいいのかなと考えておりますので、今ちょうどマスタープラン幹事会という庁内組織の下部組織に、若手職員を集めていろいろ何でも出してやと。その中でずっとできることを、必ず予算が絡んできますので、企画財政課とのけんかになってしもうたらうちは負けます。ただし、何か使えるもんはないか、小さいお金でできるものがないか、何でも出してやという座談会方式でやってる中で、星だけやなくて、物部川にウォータースライダーを造りたいとか、いろいろあります。若手の幹事会からまた上へ上げて、マスタープランの中で上げれることではないがですけど、各課へ共有活動を持ってきて、何か形にできないのかなと。ふるさと納税のお金とかを使って何かというのを、取りあえず若手の意見を使ってやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） とても頼もしいあれを聞かせていただきました。いつも新たな発想というか、多様性を持ってやられる、やっぱりそういうことがすごく大事になろうと思います。やはり今から仕掛けをしてこそいろんなことができるので、ぜひ一歩でも二歩でも前へ進んでほしいと思います。

それでは、②の質問に移らせていただきます。先ほども言いましたが、こんな時期だからこそ観光の地産地消、地元での観光、マイクロツーリズムの推進。昨日もテレビのニュースでやっていましたね。地元の観光に取り組んでやっているということで、四万十市もありましたが昨日は鳴門市だったかな。いろんなところがそういうことを手がけて、何とか経済を少しでも回復さそう、回転さそうという、皆さんが知恵を出し合ってやっています。先ほども言われたけど、財源が本当に伴うけど、財源がなくてもそこに知恵を働かせ、体を動かすと、きっといいものが見つかると思います。

先ほど提案した観光資源の中から、ウォーキングや史跡めぐりなどの20人ぐらいの少人数で参加できるプランを立て、市民に参加してもらおう。地元のよさを市民に知ってもらい、新たな発見ができ、そのよさを発信してもらい将来へつなぐ、そんな取組ができないでしょうか。

また、先ほどの在所隕石の里帰りの件ですが、今、申請書をもらってきていますので、そこに記入すればよい状況になっております。大人はもちろんですが、子供たちにもぜひ知ってもらいたいです。在所隕石を見て説明を受け、知ってもらおう。在所隕石については、香北町以外の方は大人も子供も含め知らない人が多いと思います。現地でお話を聞かせてもらいましたが、今では香北町の子供の中にも在所隕石について知らない子供が増えているというお話を聞きました。こういったことがチャンスになると思うのですが、この隕石の鑑定用は小さいんですが、これを借りてきて、見ながら説明を受け、そしてそこで夢を膨らますことができる、何かわくわくして、夢がある。今何か暗いお話ばかりだから、何かそんなことができたらということを思います。何とかこのチャンスを生かせないものでしょうか。このような取組ができないか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 香美市観光協会や若手職員、関係課と連携をさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひこの議会が終わったらすぐ行動に、スピード感を持って。お手伝いがあればしますので、今が本当にチャンスだと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、③の質問に移らせていただきます。先ほど提案しました香美市内の新たな観光資源を生かした周遊プランと組み合わせ、市内の宿泊所に泊まり、夜は星空観測、アンパンマンが生まれた星のまちの企画を満喫してもらおう取組に、香美市民に参加してもらうことができないでしょうか。現在、宿泊施設や観光業関係は大変低迷をしております。香美市民にふだん利用しない地元の宿泊施設に泊まってもらい、実際に泊まった経験や魅力を発信してもらおう。観光の地産地消で地元を応援でき、次への観光客の誘致につながると思います。香美市民が市内の宿泊施設を利用しやすいように、市が宿泊費の半額補助ができないでしょうか。

今でしたら、財源は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、先ほど申しましたこの地方創生臨時交付金、お手元の資料にもありますが、これの89番目の事例として載っています。資料②と③のほうにあるんですが、地域で宿泊体験・レビュー事業という臨時交付金が活用できます。これの活用時期というのがあって、この資料を見たときに緊急時対応段階ということで、継続しているとか回復期段階では使えないような形になっているので、私は直接お電話をして聞きました。そしたら、今こそこの臨時交付金を活用して、ぜひ地域で応援してあげてくださいという返事をもたらしておりますので、こうい

うことを取り入れることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

国が実施します観光支援におきましては、低迷する宿泊・観光業への対策としまして、旅行商品を購入した消費者に2分の1相当分の宿泊割引、買物クーポン券を提供するほか、高知県におきましても新型コロナウイルスの事態収束を見据えた観光リカバリー戦略を策定し、国と連動した観光消費の拡大につながる取組を展開するとしております。つきましては、商工観光課としましては、独自の取組ができないか検討しているところでございまして、先ほどおっしゃいました市のほうで2分の1補助とかっていうところも、今、内部で協議をしているところであります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ早急に対応をお願いします。鳴門市では国と市と両方の全額補助でやって、申込み締切りが7月末ということでやったら、たった4日間で全てが予約済みになってもう止めたということで、このことには皆さんが何かしたいけれど外へは行けないしとふつふつしているから、上手に運用したらいろんな方法があると思いますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思いますが、再度答弁を。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） できる取組を検討していきますので、またアイデア等よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 以上で私の質問を全て終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 2番、市民クラブ所属の山口 学です。議長の許可を得ましたので、一問一答にて、新型コロナウイルス感染症関連の質問をいたします。

①の質問ですが、昨日の大岸議員の質問に答弁をいただきましたが、それならば総合案内のところへ、コロナの相談はまずここへ等の案内板を置いていただくと聞きやすくなると思いますので、検討していただきたいと思います。

また、電話口での対応についても疑問に持ちました。今、何番にかければいいのか、業務をスムーズに行うためには専用ダイヤルが必要ではないかとも思いますので、その点を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

総合案内の看板につきましても、まだちょっと調整ができておりませんので、今後、庁内で検討してということになると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 現在の電話口での対応は大丈夫ですか、スムーズに行えてますか。香美市役所は代表の電話番号があると思うんですが、そこへかけてスムーズに各課に回せるという体制がとれているかどうかをお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

まず、代表電話は総務課が受けております。その中でどこにつないだらいいかという情報はいただいておりますので、庁内だけでいくケースと、それから県の電話を紹介するケース、それから国のコールセンターなんかを紹介するケースがございますので、そのあたりの対応はできているとは思いますが、専門的なこともありますので、一元的にというのはなかなか難しいかなと考えてはいますが、できるだけ連携をとってやるようにはしております。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 分かりました。市民の方が安心して聞ける対応をお願いします。

②の質問に移ります。コロナ流行後、新しい生活スタイルとしてマスクの着用、手の消毒が定着しつつあります。そして、毎日の検温を心がけているという人も多いと聞きました。今までは多くの方が調子の悪いとき以外は体温計など使わなかったのではないのでしょうか。そして、これもまた新しい新常識となるのではないかと感じます。

そこで、市役所等関連施設にサーモグラフィーや非接触体温計を備えて、職員、来庁者の方の体温測定をしてはどうでしょうか。もちろん体温が高いからといって来庁を拒否するわけにはいきませんが、専用のスペースをつくれればそこで対応することもできます。たくさんの方の集まる公共の場において、職員の方々やほかの来庁者の方々の、うつしてはいけない、うつされてはいけないという不安を少しでも解消することができるのではないかと思います。クラスター発生のリスク軽減のためにも導入してほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えいたします。

職員につきましては、発熱等の風邪症状がある場合には出勤を控えるようにしておりますが、御承知のとおり、来庁者には体温による入庁制限を現在のところ行っておりません。議員御指摘の機材の導入につきましては、単に機械の導入だけでなく、機械を扱う者、入庁をお断りする者、また交代要員、本庁のように多数来庁者が出入りできる入り口がたくさんある建物につきましては、さらに多数の人員が必要となることから、多額の費用が発生します。そのことから、現在のところは導入の予定がまだございません。なお、飛沫感染を防ぐ窓口へのフィルムの設置と職員のマスクの着用、室内の換気、手

や机、備品の消毒等により庁内の感染対策を行っております。

新型コロナウイルスの第1次感染拡大につきましては、高知県は一旦のところ収束方向となっておりますが、今後、想定を大幅に超える感染拡大があった場合には、その動向を注視しながら、使用する場面を絞って導入を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 今回の段階では人的コストも高いと思いますが、ちょうど6日の高知新聞に掲載されていたと思います。県内企業の開発した壁かけタイプのものもあるようです。誰かがはからなければいけないという問題も解決されつつありますので、それも踏まえて、今後考慮していただきたいと思います。

③の質問に移ります。この質問も昨日の森田議員の質問と重なるところもありますが、強く要望したいので、あえて省かず質問させていただきます。

まずは、香美市独自の支援策の実施、ありがとうございます。今、事業者の間では、仕事は確保できるが今の状況では簡単に人を雇えない、また、知人の収入を心配し人員を必要以上に雇っているが、いつまでもつか分からないとの声を聞きます。先日、ハローワークでコロナ関連の助成金の話も聞いてきましたが、雇用を継続させるための助成金はあるが、新規雇用や雇用拡大のための助成金は、まだ従来どおりのものしかないということでした。

コロナの影響による事業者の雇いどめ、そして、今心配されている来年度の就職難への対策を考えるタイミングではないかと思います。香美市の農林業、商工観光業、サービス業、様々な事業所の成長を手助けし、そして香美市で働いてくれる方を増やすためにも、新型コロナウイルス感染症流行後の新規雇用、雇用拡大に向けての助成金を今から検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大で全国に緊急事態宣言が出され、経済活動が大きく制限されたことなどから、4月の有効求人倍率は4か月連続して前月を下回り、新規の求人につきましては大幅に減少しております。売上げが減少した事業者は切実な状況であり、国の雇用調整助成金や持続化給付金、また、香美市で言いますと、香美市版の持続化給付金は事業継続を支援する制度であります。

御質問いただきました助成制度につきましては、事業者や関係機関の声を聞き、また他の自治体の取組も参考に、国の地方創生臨時交付金の対象となる取組を検討したいと考えます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 先ほどの依光議員の言葉をお借りしまして、各自治体の独自の対応が注目されている今、香美市にはピンチをチャンスに変える、未来を見据えた対

策を考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

（午前 9時53分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 5 号)

令 和 2 年 6 月 1 2 日 金 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和2年6月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月12日金曜日（審議期間第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 58号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 59号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 60号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 61号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第 62号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 63号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 64号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 65号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 66号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 67号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 68号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 70号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

（審議期間第12日目 日程第5号）

令和2年6月12日（金） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 58号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）
日程第2 議案第 59号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第 60号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第 61号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第5 議案第 62号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第6 議案第 63号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 64号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 65号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 66号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 67号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 68号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 70号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(比与森光俊君) ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、議案第58号、令和2年度香美市一般会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第59号、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第60号、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第61号、令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第62号、令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第63号、香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第64号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第65号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第66号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第67号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第68号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第70号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案第70号でお聞きいたします。

これ可決されたら10月1日からオープンということになるわけですがけれども、施設の整備等について十分なのか。ちょっと今後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。

それともう1点、奥物部美術館のほうですがけれども、常設展示だけでなく、香美市立美術館とも連携、協力をした企画展なんかも実施していただきたいと願うわけですがけれども、そのあたりはどういった提案がされたのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

今回議会に上程しておりますため、議決をいただきましたら10月1日オープンを目指していくということになります。中の施設は、できる限り今ちょっとずつ修繕を行っている状況です。今回議決をいただければ無駄な修繕となってもいけませんので、できる限りの修繕を行っております。また、スケジュールで言いますと、今回議決をいただきましたら指定管理者との契約を行い、その後できる限り指定管理者の話も聞き、物産館のオープン・運営がスムーズに出来ますように、協力しながらいきたいと考えております。

美術館のほうですが、前回議会でも説明させていただいたように、美術館との協議、

連携をとりながら、また指定管理者のお話も聞きながら、企画展も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第58号から日程第12、議案第70号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、6月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月19日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了します。

（午前 9時08分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

6 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 6 号)

令 和 2 年 6 月 1 9 日 金 曜 日

令和2年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和2年6月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日金曜日（審議期間第19日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 58号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）
議案第 59号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 60号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 61号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第 62号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 63号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 64号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 65号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 66号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 67号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 68号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 70号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 3号 香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
発議第 4号 議会改革推進特別委員会の廃止について
意見書案第 7号 中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書の提出について
意見書案第 8号 コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出について

議事日程

令和2年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

（審議期間第19日目 日程第6号）

令和2年6月19日（金） 午前9時30分開議

日程第1 議案第 58号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第2 議案第 59号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第 60号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 61号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 62号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第 63号 香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 64号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 65号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 66号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 67号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 68号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 70号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 発議第 2号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 発議第 3号 香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
- 日程第15 発議第 4号 議会改革推進特別委員会の廃止について
- 日程第16 意見書案第 7号 中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第 8号 コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出について

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、議会運営委員会が開催されております。協議の結果につきましては、議会運営委員会利根健二委員長より協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第58号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第70号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてまで、以上12件を一括議題とします。

初めに、6月12日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生常任委員会の審査結果につきましては、お手元に配付した委員長報告のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第58号から日程第12、議案第70号までの12件を一括して採決いたします。

以上12議案に対する委員長の報告は可決であります。12議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第58号ほか11件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第13、発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、意見書案第8号、コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出についてまでの5件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、日程第13、発議第2号から日程第17、意見書案第8号までの5件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第13、発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） おはようございます。

発議第2号は、政務活動費の収支報告書の提出期限を「4月30日」から「3月31日」に変更するものです。

それでは、案文を朗読しまして提案理由の説明といたします。

（提出者朗読）

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第3号、香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 18番、小松紀夫です。

それでは、案文を朗読いたしまして提案理由の説明とさせていただきます。

（提出者朗読）

【発議第3号 巻末に掲載】

補足説明をいたします。昨年12月の第7回定例会におきまして、通年議会導入に関連をし、香美市長の専決処分事項の指定について、専決処分事項を3項追加する一部改正を行いました。

お配りしております新旧対照表を御覧になっていただきたいと思います。下段がその専決処分事項の指定についてですけれども、現行は右です。これが昨年12月の定例会で追加した分ですが、少し読み上げさせていただきます。第8項、災害時において、特に緊急対策が必要な（臨時会議開催までの）最小限の補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関することを追加いたしました。この「（臨時会議開催までの）」という部分がありますけれども、直近の会議が定例会議になることも十分にあり得ますので、

この部分を左の改正案の「（定例会再開まで）」に改正をしたいと思います。定例会再開といたしましたら、定例会議でも臨時会議でも両方ともカバーできるということで、改正案を発議したところでございます。

御審議どうぞよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、発議第4号、議会改革推進特別委員会の廃止についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） それでは、案文を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

（提出者朗読）

【発議第4号 巻末に掲載】

補足説明をさせていただきます。本特別委員会は、議会活動、議員活動を活性化するための調査研究を行う目的を持ちまして、平成30年10月18日に設置されたものであります。調査研究の中で、議会本来のチェック機能の充実や大規模災害時の議会の機動性、また委員会活動の活性化等を目指すために、通年議会の導入について協議をしてみたいところでございます。御承知のように、令和2年1月2日より通年議会が開始されたことによりまして、本特別委員会の調査を終了したいと思います。調査報告書を皆様方に配付させていただいております。

なお、今後、通年議会の検証、またさらなる議会改革につきましては、議会運営委員会において調査をすることになると考えております。

以上、提案理由の説明といたします。御審議どうぞよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第7号、中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第7号、中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今、コロナ禍の下で国民の暮らしを支えているエッセンシャル（必要不可欠な）ワーカー（従事者）がいないと、社会が成り立たない。まさに必要不可欠の分野で働く従事者が大きく注目されてきています。しかし、そこで明らかになってきたことは、必要不可欠の存在であるのに、賃金が低く、不安定な雇用で働く非正規雇用だということです。

先日、高知新聞の高知で働く求人情報Q b oに掲載されていました、本市周辺地域事業所の介護福祉士募集で、給与（基本給+その他手当含む）が16万6,100円からとなっていたことは衝撃的でした。高知県の最低賃金の低さを痛感します。私たち家族が直接お世話になることがある介護施設の従事者が、こんな低い賃金でいいのでしょうか。また、東京都など都市部の介護福祉士も、地方で従事する介護福祉士も、仕事の中身は変わりません。しかし、都市部でも他の職種より低く抑えられている介護福祉士が、地方に行けば行くほど一層格差が広がり、最低賃金レベルまで引き下げられて、不安定雇用を余儀なくされている実態は看過できません。

コロナ禍で今一番考えなければならぬのは、自らも感染するリスクを抱えながら、

医療や介護、農業、運輸、小売、通信等々、またごみの処理まで、その従事者の営みがなければ社会が成り立たないエッセンシャル（必要不可欠な）ワーカー（従事者）の雇用実態を、少しでも改善することではないでしょうか。都市部と地方の格差を改善し、東京一極集中を克服するためにも、本意見書案が示している中小企業への支援策を拡充して、全国どこでも8時間働けば普通の生活ができる最低賃金引上げと、全国一律最低賃金制度への転換が極めて有効な方策ではないでしょうか。日本商工会議所も求めています。中小企業への税と社会保険料負担を軽減し、全国規模での最低賃金を引き上げれば、新型コロナで冷え込んだ地域経済への刺激と収束後の再建への大きな柱となります。

社会を支えている方々が大切にされ、バランスのとれた社会へ転換するためにも、中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善は不可欠であることを再度強調して、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第7号は、否決されました。

次に、日程第17、意見書案第8号、コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は日本共産党を代表して、意見書案第8号、コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書案に賛成の立場で討論します。

新型コロナウイルス感染症防止のためとして、全国一斉に学校が休校となり、その後、緊急事態宣言も発出されました。そのため、結局、市内の児童・生徒は夏休みより長い

期間学校に行けず、外にも出られないという状況になりました。そして、提案者の濱田百合子議員も一般質問で紹介されましたように、国立成育医療研究センターの調査では、子供たちは寝つけない、すぐにいらいらしてしまう、一人ぼっちだと感じるなど、かつてない不安とストレスの中にあります。今やっと平常の授業に戻ろうとしておりますが、マスクの着用や手洗い、友達とわいわい話もできない、行動変容を当面強いられることとなります。気持ちの整理がつかないまま、学校や大人の言うことに従っている子供も多くいるのではないのでしょうか。また、何より長期に授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらしました。これも不安の一因でしょう。

しかし、このようなときには、空白期間を埋めるための授業の詰め込みではなく、子供たちをゆったりと受け止めながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要です。それには、子供たちをよく知る学校現場において、授業の精選、不要不急の事務の見直しなどの創意工夫を行うことが大事ではないのでしょうか。

先生方の異常な長時間労働是正のためにも、今年中止されました学力・学習状況調査、いわゆる学テは一度中止をして、これまでの学校教育を振り返ってみてはどうでしょうか。長期の休校を経たコロナ禍の今、多くの教育学者や現職の先生方が、本当の学力とは何か、子供たちの成長に資する学校教育とはなどを論じ、学テの悉皆調査をやめて抽出式にするように問題提起を行っています。それは、毎年の悉皆調査、これが過去問の繰り返しの練習やたくさんの宿題など、学テ対策に多くの時間が費やされている状況が、余りに子供や学校現場に荷をかけている現状があるからです。

第5期の学テは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に2007年から導入されました。しかし、学テの採点は担任の先生が行うのではなく、外部に委託をされており、子供たちに結果が返されるのは随分後のこととなります。そういう矛盾もはらんでおります。そして、当初はしないと言っていた正答率や順位の公表で学校間での競争に拍車がかかり、県版テスト、実力テストとテスト漬けの状態を生んでいます。正答率を上げることが教育の目的になってしまっているのではないのでしょうか。

子供たちの学力の把握であれば、毎年の悉皆調査でなく、何年に一度かの抽出式で十分です。そして、毎年学テに費やしております50億円余りの予算を教員の増員や子供の貧困対策、感染防止のための20人学級実現などに使うように提起をしまして、賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第8号は、否決されました。

以上で今期定例会議に付されました事件は全て議了しました。

ここで、議員表彰について報告がございます。

第96回全国市議会議長会定期総会におきまして3名が表彰されていますので、事務局より報告します。議会事務局長、猪野高廣君。

○議会事務局長（猪野高廣君） 第96回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方々を御紹介させていただきます。

議員在職歴20年以上の一般表彰で山本芳男議員、また、15年以上の一般表彰で比与森光俊議長、山崎龍太郎議員が表彰されました。

ここに謹んで御報告申し上げます。大変おめでとうございます。

○議長（比与森光俊君） 以上で全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

それでは、定例会議終了に当たり一言御挨拶申し上げます。

6月1日に開会しました令和2年香美市議会定例会6月定例会議は、本日まで19日間でしたが、議案13件、報告6件、諮問2件、発議3件、意見書案2件、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。執行部におかれましては、市政発展、市民生活向上を目指し、誠実に取り組んでいただきたく思います。

一般質問では、11名の議員がそれぞれの立場で真剣な質問が行われました。特に、10名の議員からは、新型コロナウイルス感染症拡大に関する16件の質問事項が通告されたところであります。執行部におかれましては、大変厳しい状況下ではありますが、しっかり精査されまして、市民に対し少しでも多くの安全で安心を与えられる市政運営に生かしていただきたく思います。

さきの通常国会では、新型コロナウイルスへの追加対策を盛り込んだ、2020年第2次補正予算が12日の参議院本会議で採決され、可決、成立しました。補正予算では、コロナ禍の克服を目指し、事業者への家賃支援や医療提供体制の強化、地方自治体向け臨時交付金の大幅増額など、大変大切な内容が反映されています。一刻も早く必要とされる方々に確実に、そして迅速に予算執行されることが求められていると思います。

新型コロナウイルス感染症も第2波、第3波の感染拡大がまだまだ危惧されます。厚生労働省からは新しい生活様式も示されています。議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、今後とも感染拡大予防には十分留意されるとともに、熱中症対策もしっかりとっていただきまして、それぞれの活動、職務に取り組んでいただきますようお願いしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和２年香美市議会定例会６月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会議に御提案申し上げました全ての議案につきまして、適切に御決定を賜りました。心よりお礼を申し上げます。

さて、今月１２日、今、議長も申されましたように、国の第２次補正予算が参議院本会議で可決、成立いたしました。予算規模は過去最大の３兆１兆９、０００億円で、コロナ対策事業規模は２兆３兆４兆円となりました。これにより対策効果が上がることを何よりも期待するところであります。

また、１７日には濱田知事が香美市にお越しになられ、今後のコロナ対策、地域の経済対策などについて意見交換をさせていただきました。県、市共に一層連携を強めて、今後の対策に努めてまいらるよう話し合いをいたしました。

さて、本定例会議一般質問では、１１名の議員の皆様が質問に立たれ、それぞれの立場から新型コロナウイルス感染症に関する質問等をされました。質問を通じて、市民生活への影響が幅広くあらわれていること、地域経済への影響が大きいこと、今後の対策の重要性などについて強く受け止めさせていただきました。

なお、特別定額給付申請・給付に関する状況であります。昨日の時点で申請件数１万２、２７２件、申請額２億４億６、５８０万円で９４．８％、給付済み件数１万１、８９３件、給付額２億３億９、９００万円で９２．２％となっております。今後は未申請の５．５％について申請を促すとともに、申請の支援に努めてまいります。

国においては、新規国債発行で賄った第２次補正によって、一般会計予算の総支出額が１兆６兆３、０００億円となりました。公債依存度５６．３％、基礎的財政収支で６兆１、０００億円の赤字であります。極めて厳しい状況です。しかし、地方自治体、市民も厳しい状況の中にいます。必要な要望について口を閉ざすことは決してできません。議会の皆様とともに、国に対しても言うべきことはしっかり申し上げてまいりたいと思います。必要な予算要望とともに、新しい生活スタイル、新しい社会経済活動のスタイルの在り方などを通じた地方回帰、地方重視なども訴えてまいりたいと思います。

終わりに、議員の皆様の一層の御活躍を心より祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ありがとうございました。

以上をもちまして、６月定例会議を終了し、令和２年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前１０時０３分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

6 月定例会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会6月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等	
	5月 27日(水)		議会運営委員会
第1日	6月 1日(月)	本会議	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、議長の報告、市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明 初日採決(議案第69号、諮問第1号・第2号)
			全員協議会
			森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟総会・役員会
第2日	2日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	3日(水)	休 会	〃
第4日	4日(木)	休 会	〃
第5日	5日(金)	休 会	〃
第6日	6日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	7日(日)	休 会	〃
第8日	8日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	9日(火)	本会議	一般質問①
第10日	10日(水)	本会議	一般質問②
第11日	11日(木)	本会議	一般質問③・会派代表者会議
第12日	12日(金)	本会議	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会・教育厚生常任委員会
第13日	13日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第14日	14日(日)	休 会	〃
第15日	15日(月)	休 会	議案審査整理のため
第16日	16日(火)	休 会	〃
第17日	17日(水)	休 会	〃
第18日	18日(木)	休 会	〃
第19日	19日(金)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)
			全員協議会

12日 (金)	予算決算常任委員会	議案第58・59・60・61・62号
	総務常任委員会	議案第63・64・70号
	教育厚生常任委員会	議案第65・66・67・68号
	産業建設常任委員会	付託案件なし

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第58号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第59号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第60号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第61号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第62号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第63号	香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第64号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第65号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第70号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第2号

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月19日提出

香美市議会議長 比与森光俊 殿

提出者	香美市議会議員	利根健二
賛成者	〃	大岸真弓
賛成者	〃	山本芳男
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	濱田百合子
賛成者	〃	甲藤邦廣
賛成者	〃	山崎晃子
賛成者	〃	小松紀夫

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年香美市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「4月30日」を「3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月19日提出

香美市議会議長 比与森光俊 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	山本芳男
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	濱田百合子
賛成者	〃	甲藤邦廣
賛成者	〃	山口学
賛成者	〃	舟谷千幸
賛成者	〃	山崎龍太郎

香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

香美市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月6日議決）の一部を次のように改正する。

8項中「臨時会議開催」を「定例会再開」に改める。

附 則

この専決事項の指定は、令和2年6月19日から施行する。

発議第4号

議会改革推進特別委員会の廃止について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和2年6月19日提出

香美市議会議長 比与森光俊 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	山本芳男
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	濱田百合子
賛成者	〃	甲藤邦廣
賛成者	〃	山口学
賛成者	〃	舟谷千幸
賛成者	〃	山崎龍太郎

議会改革推進特別委員会の廃止について

議会改革推進特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

意見書案第7号

中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年6月19日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 龍太郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書（案）

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時間給1,013円、高知県では全国最低の790円です。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕事をして、時間給で223円の差があります。週40時間52週で考えると、およそ年間46万円の差になります。この差は年々広がっています。

このことは、若い労働者の都市部への流出、東京への一極集中を継続させる原因と言われていています。そして、今般の新型コロナウイルス感染予防や医療崩壊の防止にとって人口の集中は弱点になります。

格差是正にあたっては、地方の低い賃金を引き上げ、若者一人が自立して生活する上で必要な生計費を保証していくことが求められます。その実現に向けては、政府が率先して、中小零細企業への支援、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充に取り組む必要があると言われていています。

よって、政府におかれては、一極集中の緩やかな解消のためにも、以下の項目の実

現を図るよう強く求めます。

記

1. 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること
2. 最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること
3. 労働者の生活を支えるため、最低賃金は時間給1,500円を目指し引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿
中央最低賃金審議会会長	藤村博之殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第 8 号

コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 19 日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 山 崎 晃 子

コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書（案）

政府が新型コロナウイルス感染拡大の予防策として発表した全国一斉の休校要請は、学校現場や家庭、子どもの生活に混乱を招きました。

学校運営にとってこの時期は、卒業、入学、家庭訪問など、子どもや保護者との面談等を通じて信頼関係を構築する重要な時期です。しかし、学校生活への不安や期待が大きくなるこの時期の休校により、子どもたちの成長・発達する権利や学習権が保障されない事態となりました。

このような状況を受け、政府は、4月に予定されていた全国学力調査を中止にしました。

今、随時、緊急事態宣言は解除され、学校生活は戻りつつありますが、感染予防対策は引き続き必要です。学校再開は、子どもにとってうれしいことですが、様々な制約がある中で、従来の学校生活はできなくなり、それに伴うストレスは大変大きいと考えます。

県内の不登校は2013年度から増え続け、2018年度に新たに不登校になった子どもは全国平均を上回っています。

国連子どもの権利委員会は、2019年2月、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育環境を改善するよう、日本政府に勧告しています。

国に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除くよう、個々の子どもに寄り添った教育環境の整備ではないでしょうか。

教員に関しても、過労死ラインを超える過重労働が問題視されています。コロナの対応で大変な時に、テストの分析と対策に追われ、学校現場はますます疲弊することになります。

全国学力調査の目的が「調査」であるならば、サンプル調査で十分ではないでしょうか。

よって、政府におかれては、コロナ禍の子どもや教員への深刻な影響を及ぼす全国学力調査を、悉皆式から抽出式の調査に改めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

令和2年香美市議会定例会6月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第58号	令和2年度香美市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	2. 6. 19
議案第59号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6. 19
議案第60号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6. 19
議案第61号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	2. 6. 19
議案第62号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6. 19
議案第63号	香美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第64号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第65号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第66号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第67号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第68号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
議案第69号	財産の取得について	原案可決	2. 6. 1
議案第70号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	原案可決	2. 6. 19
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	2. 6. 1
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	2. 6. 1
発議第2号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6. 19
発議第3号	香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	原案可決	2. 6. 19

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
発議 第 4 号	議会改革推進特別委員会の廃止について	原案可決	2. 6. 19
意見書案 第 7 号	中小企業支援策の拡充で最低賃金の改善を求める意見書の提出について	原案可決	2. 6. 19
意見書案 第 8 号	コロナ禍における全国学力・学習状況調査に関する意見書の提出について	原案可決	2. 6. 19